

平成29年第1回粕屋町議会定例会会議録（目次）

第1号 3月1日（水）

・開 会	8
・会議録署名議員の指名	10
・会期の決定	10
・町長施政方針	10
・諸般の報告	14
・議案等の上程（第1号～第23号）（諮問第1号～諮問第2号）	14
・議案等に対する質疑	19
・請願の報告	20
・請願に対する質疑	22
・議案等の委員会付託	25
・各委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決	26
議案第1号 工事請負契約の変更について	26
議案第2号 平成28年度粕屋町一般会計補正予算について	28

第2号 3月2日（木）

・一般質問	34
田川正治議員	34
1. 公共施設等総合管理計画の基本方針に基づく具体的な計画について	34
2. 就学前児童の保育所に入所できない待機児童の対策について	38
3. 給食センター遅延損害金支払い問題と、町民への説明責任について	43
4. 原町駅裏改札口スロープ設置で障がい者や高齢者、妊婦など弱者の支援について	47
5. 特別支援学校を町に誘致して町内で通学できる施設を建設することについて	49
6. 税務申告などマイナンバー問題での町民への罰則や不利益について	51
7. 特別養護老人ホームの建設で老々介護や介護難民への支援について	52
太田健策議員	55
1. 給食センター廃棄物対策について	55
2. 旧焼却場の解体について	61
3. 町営住宅朝日団地の建て替えについて	62

川口 晃議員	64
1. 小中学校の医療費無料化をめざして	64
2. 役場職員の労働環境について	67
3. 高齢者に優しいまちづくり	76
福永善之議員	84
1. P T Aに関して	84
2. 29年度一般会計予算に関して	96
安藤和寿議員	104
1. 粕屋町に寄付『ふるさと納税』の歳入を向上させる政策について	104
2. 町立保育園・幼稚園の冷暖房機設置について	107

第3号 3月3日（金）

・一般質問	113
長 義晴議員	113
1. 平成29年度予算と町政について問う	113
2. 消防団の団員確保について	124
久我純治議員	128
1. ボランティアセンターの設置場所又、管理運営に関する条例等その後は	128
2. 行政は継続と言い又、町の言う優先順位はどうなっているのか。マスタープランとは別の継続している事業は	133
中野敏郎議員	148
1. 身近なことについて	148
2. 子ども議会をうけて	155
3. 学校経営について	158
4. ふるさと納税について	162
本田芳枝議員	166
1. 平成29年度の施政方針から	166
2. ふれあいバスについて	176
3. 特別支援教育の拡充について	178
山脇秀隆議員	184
1. 議会と町長の関係について（平成29年度施政方針に絡めて）	184

第4号 3月27日（月）

・各委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決……………	199
議案第3号 粕屋町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について……………	199
議案第4号 粕屋町職員定数条例の一部を改正する条例について……………	199
議案第5号 粕屋町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について……………	199
議案第6号 粕屋町ジュニアスポーツ振興基金条例の制定について……………	202
議案第7号 粕屋町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について……………	203
議案第8号 粕屋町手数料徴収条例の一部を改正する条例について……………	203
議案第9号 北筑昇華苑使用料金の補助に関する条例の一部を改正する条例について……………	205
議案第10号 粕屋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例について……………	205
議案第11号 粕屋町社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の制定について……………	208
議案第12号 平成28年度粕屋町一般会計補正予算について……………	209
議案第13号 平成28年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について……………	212
議案第14号 平成28年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について……………	212
議案第15号 平成28年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について……………	212
議案第16号 平成29年度粕屋町一般会計予算について……………	216
議案第17号 平成29年度粕屋町国民健康保険特別会計予算について……………	222
議案第18号 平成29年度粕屋町後期高齢者医療特別会計予算について……………	222
議案第19号 平成29年度粕屋町介護保険特別会計予算について……………	222
議案第20号 平成29年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について……………	222
議案第21号 平成29年度粕屋町水道事業会計予算について……………	227
議案第22号 平成29年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算について……………	227
議案第23号 住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法について……………	229
諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて……………	231
諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて……………	231
請願第1号 「少人数学級の推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願……………	232

・閉 会..... 238

平成29年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（開 会 日）

平成29年3月1日（水）

平成29年第1回粕屋町議会定例会会議録（第1号）

平成29年3月1日（水）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 町長施政方針
- 第4. 諸般の報告
- 第5. 議案等の上程
- 第6. 議案等に対する質疑
- 第7. 請願の報告
- 第8. 請願に対する質疑
- 第9. 議案等の委員会付託
- 第10. 委員長報告
- 第11. 委員長報告に対する質疑
- 第12. 討論
- 第13. 採決

2. 出席議員（16名）

1番 安藤和寿	9番 田川正治
2番 中野敏郎	10番 長義晴
3番 木村優子	11番 久我純治
4番 川口晃	12番 本田芳枝
5番 安河内勇臣	13番 山脇秀隆
6番 太田健策	14番 八尋源治
7番 福永善之	15番 伊藤正
8番 小池弘基	16番 進藤啓一

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古賀博文 ミキシング 高榎元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町長	因辰美	副町長	吉武信一
教育長	西村久朝	総務部長	安河内強士
住民福祉部長	安川喜代昭	都市政策部長	因光臣
教育委員会事務局次長	大石進	総務課長	山本浩
経営政策課長	今泉真次	協働のまちづくり課長	杉野公彦
税務課長	関博夫	収納課長	石川和久
社会教育課長	新宅信久	給食センター準備室長	石山裕
健康づくり課長	中小原浩臣	給食センター所長	神近秀敏
総合窓口課長	藤川真美	介護福祉課長	八尋哲男
地域振興課長	本多一夫	子ども未来課長	堺哲弘
道路環境整備課長	安松茂久	都市計画課長	山野勝寛
上下水道課長	松本義隆		

(開会 午前9時30分)

◎議会事務局長(古賀博文君)

開会に先立ちまして、表彰状の伝達を行います。

全国町村議会議長会及び福岡県町村議会議長会より、長年の議会議員としての功労に対し、進藤啓一議員、八尋源治議員、山脇秀隆議員、以上3名の議員が表彰を受賞してあります。ここで、各受賞議員へ伝達していただきますので、進藤啓一議員、八尋源治議員、山脇秀隆議員、及び伊藤正議員は発言席前方へお願いいたします。

まず、伊藤副議長から進藤議長へ伝達をしていただきます。

◎副議長(伊藤 正君)

表彰状、福岡県粕屋町 進藤啓一殿。

あなたは、町村議会議長として多年にわたり地域の振興発展に寄与貢献された功績はまことに多大であります。よって、ここにこれを表彰します。平成29年2月8日 全国町村議会議長会 会長 飯田徳昭。代読。

(進藤啓一議員 表彰)

◎副議長(伊藤 正君)

表彰状、糟屋郡粕屋町議会 議長 進藤啓一殿。

貴殿は、町村議会議長として多年にわたり議会制度の高揚と地方自治の振興発展に貢献せられ、特に大きな功績を残されました。よって、これを表彰します。平成29年2月20日。福岡県町村議会議長会 会長 上野彰。代読。

(進藤啓一議員 表彰)

◎議会事務局長(古賀博文君)

伊藤副議長は自席へお戻りください。

次に、進藤議長から八尋議員へ伝達をしていただきます。

◎議長(進藤啓一君)

表彰状、福岡県粕屋町 八尋源治殿。

あなたは、町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与せられたその功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。平成29年2月8日。全国町村議会議長会 会長 飯田徳昭。

(八尋源治議員 表彰)

◎議長(進藤啓一君)

表彰状、糟屋郡粕屋町議会議員 八尋源治殿。

貴殿は、多年町村議会議員として地方自治の振興発展に貢献せられ大きな功績を残されましたので、これを表彰します。平成29年2月20日。福岡県町村議会議長会

会長 上野彰。

(八尋源治議員 表彰)

◎議会事務局長（古賀博文君）

次に、山脇議員、お願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

表彰状、福岡県粕屋町 山脇秀隆殿。

あなたは、町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与せられたその功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。平成29年2月8日。全国町村議会議長会会長 飯田徳昭。

(山脇秀隆議員 表彰)

◎議長（進藤啓一君）

表彰状、糟屋郡粕屋町議会議員 山脇秀隆殿。

貴殿は、多年町村議会議員として地方自治の振興発展に貢献せられ大きな功績を残されましたので、これを表彰します。平成29年2月20日。福岡県町村議会議長会会長 上野彰。

(山脇秀隆議員 表彰)

◎議会事務局長（古賀博文君）

伝達を終わります。それぞれのお席にお戻りください。

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

先ほど、私たち3名、全国町村議会議長会並びに福岡県町村議会議長会から表彰状をいただきました。これを一つの契機として、さらに精進してまいりたいと思います。ありがとうございました。

さて、私たちの今任期は平成25年4月29日から始まりましたが、補欠選挙で席を得られた方も含め、早いもので本年4月28日をもってその任期も満了となります。定例会もこの3月議会が最後であります。最後であります、3月議会は新年度の当初予算など次年度を占う重要な議案が上程されています。また、会期も長めの設定であります、皆さんの真摯にして活発なご審議をお願いし、早速会議に入ります。

ただ今の出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から平成29年第1回粕屋町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

会議録署名議員の指名をいたします。

今期定例会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、議長において、14番八尋源治議員及び1番安藤和寿議員を指名いたします。

◎議長（進藤啓一君）

会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日から3月27日までの27日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月27日までの27日間と決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

町長の施政方針の説明を求めます。

因町長。

（町長 因 辰美君 登壇）

◎町長（因 辰美君）

おはようございます。

本日、平成29年第1回3月の粕屋町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては何かとご多忙中の中、全員のご出席を賜り、心から感謝を申し上げます。

それでは、まず最初に、平成29年度の施政方針を申し上げます。

本日ここに、平成29年第1回定例会において、平成29年度の予算案及び諸議案を提出するに当たり、町政運営に対する所信を申し上げます。

粕屋町は、今月31日に町制施行60周年を迎えます。福岡都市圏への交通の利便性の良さから、物流拠点や福岡市のベッドタウンとして発展し、都市と自然が調和した住みやすい町として成長を続けてきました。平成27年の国勢調査において、本町の人口は5年前より3,363人増加しており、人口減少社会にあつて、今後も人口増加が見込まれる自治体として注目をされています。このような着実な発展は、先人及び町民の皆様の熱意と、たゆまぬ努力の成果であり、心から感謝を申し上げます。

この60周年という節目の年に、町長として町政を担うことに責任の大きさを感ぜるとともに、町民の皆様との対話や町議会からのご意見をお聴きしながら、粕屋町の発展に今後も全力で取り組んでまいります。

平成29年1月20日、第193回国会における安倍内閣総理大臣の施政方針演説において、「少子高齢化、デフレからの脱却と新しい成長。困難な課題に真正面から立ち向かい、将来を生きる世代のため、新しい国創りに挑戦する。今こそ未来への責任を果たすべき時であります。」と表明されました。これは粕屋町の行財政運営においても、あてはまることだと思います。全国的に少子高齢化が進む中において、粕屋町は子育て世代が多い町ですが、それでも高齢化率は上昇傾向にあり、扶助費等の社会保障関連経費も年々増加しています。また、老朽化した公共施設への対応などの課題も抱えており、今後も多くの支出が見込まれる中で、これからの財政運営は非常に厳しいものになることが予想されます。

このような財政面での課題に対応し、将来にわたって安定した財政運営を進めていくため、まずは適正な予算編成が必要であると考え、その取組として平成29年度当初予算から枠配分方式による予算編成を行いました。その結果、基金の取崩しに頼ることなく、効率的かつ効果的な予算を編成することができたものと考えております。

また、直面する課題を解決し、様々な施策を着実に進めていくため、庁内の情報共有を徹底することによって部局の連携を図り、町民の皆様により近い職員一人ひとりが従来の事業を漫然と継続することなく、アイデアや意見を出し合い、能力を最大限に発揮できるボトムアップ方式の組織運営を進めてまいります。そのためには、職員が組織の目標達成に向け、スピード感を持ち、正確で誠実な業務執行に取り組み、町民の信頼に応えることができるように人材育成に努めてまいります。

「第5次粕屋町総合計画」において、まちづくりの基本理念を「太陽と緑のまち」「協働でつくる安心のまち」と定め、町の将来像である「心かよいあう スマイルシティかすや」の実現に向け、次世代を担う子どもたちに笑顔があふれる明るい未来を引き継ぐことを目指しております。

これまで以上に多様化、複雑化する町民ニーズや課題に対して的確に対応し、町民、地域と行政がそれぞれの役割と責任を担いながら、協働の取組をより一層取り入れたまちづくりを進めていきます。

それでは、平成29年度の予算について、概要を説明いたします。

粕屋町におきましては、平成29年度から、先ほど述べましたように枠配分方式による予算編成を行っています。また、事務事業の内部評価を実施し、その検証結果を予算へ紐付けることにより、限られた財源を適正かつ効果的に配分した予算としています。

予算規模といたしましては、社会保障にかかわる民生費は増加いたしました。が、学校の増改築工事が減少したことによる教育費の減少に伴い、一般会計の総額は約

135億円、平成28年度と比較してマイナス3.3%、特別会計と企業会計を合わせた総額は約244億円、前年度比マイナス1.6%の予算について提案するものでございます。

それでは、第5次粕屋町総合計画に掲げる4つのまちづくり基本目標に沿って、重点施策の目標内容を申し上げます。

1つ目は、「つながりと交流を深め、心豊かな人を育む協働のまちづくり」に向けての取組です。

協働のまちづくりを推進していくために、現在、福祉センター内にあるボランティアセンターをサンレイクかすや内に移設するとともに、地域活動に関する支援事業を加え、名称も新たに「まちづくり活動支援室」として、6月1日の開設を予定しております。今後は、ボランティア等に関する情報の窓口を一本化し、地域活動やボランティア活動を行いやすい環境を整え、地域や世代をこえて人と人とが交流できる温かいまちづくりを進めます。

また、私の公約の一つであります、ジュニアスポーツが盛んなまちづくりのため、スポーツ指導員の育成を強化するとともに、新たに「ジュニアスポーツ振興基金」を創設し、未来を担う子どもたちの育成に取り組みます。

学校教育におきましては、生徒数の増加に対応するために、粕屋東中学校校舎の増築工事を実施するとともに、児童生徒や保護者が抱える様々な問題や悩みの相談に応じるために、スクールカウンセラーを増員し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携を図ることにより、関係機関が相互に協力し、児童生徒が安心して学校生活を送るための支援を充実させます。

2つ目は、「都市と自然が調和し、快適に暮らせる活力あるまちづくり」に向けての取組です。

県事業の基幹道路整備として粕屋・久山線の整備を進めるとともに、峰屋敷・向川原線の道路新設工事を行います。これにより交通渋滞の緩和や安全で快適な道路ネットワークの整備を進め、本町の特徴である交通の利便性の高さを活かしたまちづくりに取り組んでまいります。

現在、戸原北西部約11ヘクタールに大型物流センターが建設されるため、土地の造成工事が進められております。今後も、地域経済の活性化及び雇用の拡大を図るために企業誘致を含め、粕屋町国土利用計画、都市計画マスタープランに即した、秩序ある土地利用を促進していきます。

ごみの減量、資源化につきましては、リサイクル推進事業において、限られた資源を大切に使うため、リサイクルに関する啓発や情報提供を広く行うなど、リデュース、リユース、リサイクルの3R活動を促進し、循環型社会の推進を図ってまい

ります。

3つ目は、「誰もが安心して幸せに暮らせるやすらぎのまちづくり」に向けての取組です。

本町の町立保育所は現在3園設置されていますが、建設後38年を経過する施設もあり、老朽化に伴う施設の対応を早急に決定するとともに、待機児童対策を進めてまいります。国においても仕事と生活の調和を図る「ワーク・ライフ・バランス」が課題とされており、保護者が安心して仕事と家庭を両立できる環境の整備に取り組んでいきます。

子育て世代の包括支援につきましては、専任の母子保健コーディネーターを増員し、妊娠期から子育て期までの様々なニーズに対し、切れ目のない総合的な相談支援を実施することにより、健やかな乳幼児の成長と保護者の不安解消を図ってまいります。

国民健康保険においては、平成30年度から都道府県が市町村とともに共同保険者となって運営する形となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営を行うことで制度の安定化を目指すこととなります。この制度改革に向けて、町の運営体制を整備するとともに、特定健診・特定保健指導事業において、保健相談、保健指導の強化を図ることによって、生活習慣病予防や重症化予防に取り組み、医療費の適正化に努めます。また、高齢者が健康寿命を延ばし、いきいきと住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、包括的なサービスを提供し、共に支え合う仕組みづくりを行います。

4つ目は、「健全で持続可能な行政運営をめざすまちづくり」に向けての取組です。

将来にわたる安定した行政サービスの提供や財政の健全化のために、これまでの基金積立金の取崩しを財源とする予算編成を改め、平成29年度当初予算から、枠配分方式の予算編成を行いました。今後も財源の適正配分及び執行に努め、将来にわたる持続可能な財政基盤の強化を図るとともに、町が所有する公共施設や土地等について、長期的な視点に立って総合的な資産管理を行ってまいります。

以上、平成29年度の町政運営の方針を申し述べました。

終わりに、この大きく変動する社会情勢の中、私は、子ども、孫、将来世代が未来にわたって豊かで幸せな暮らしができるように、また、先人が大切に築かれた粕屋町のさらなる発展のために、未来に向かって、今できる事、しなければならない事は何かを考え、全力で町政運営に取り組んでまいります。

今後も、町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご協力とご支援を賜りますようお願いを申し上げます。平成29年度の施政方針とさせていただきます。

平成29年3月、粕屋町長 因辰美。

(町長 因 辰美君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

続いて、諸般の報告を求めます。

因町長。

(町長 因 辰美君 登壇)

◎町長（因 辰美君）

それでは、諸般の報告を申し上げます。

今定例会での報告といたしまして、一部事務組合の平成27年度決算が1件、一部事務組合等の平成29年度予算が8件でございます。別途紙面に一覧表を載せておりますので、後ほどご一読願いますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

(町長 因 辰美君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

議案等の上程を行います。

お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に町から提出された議案は23件、諮問2件であります。

提案理由の説明を求めます。

因町長。

(町長 因 辰美君 登壇)

◎町長（因 辰美君）

それでは、平成29年第1回3月定例会に町から提案いたします議案は、条例の改正が7件、条例の新規制定が2件、平成28年度補正予算が5件、平成29年度当初予算が7件、工事請負契約の変更が1件、住居表示関連が1件、人権擁護委員の推薦に伴う諮問が2件、以上25件でございます。

それでは、議案第1号から順にご説明を申し上げます。

議案第1号は、工事請負契約の変更についてでございます。

この工事は、公立学校施設整備費国庫負担事業等による仲原小学校校舎増築工事であります。平成29年3月21日の竣工を目指し進めてまいりましたが、解体工事における粉じん対策及び基礎杭工事における掘削日数の増加により工期内の完了が難しい状況となり、今回、工期の延長が必要となるため、工事請負契約の工事の期間の履行期限である平成29年3月21日を平成29年4月21日へ延長するものでございます。工事請負契約を変更するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第2号は粕屋町一般会計補正予算についてでございます。

議案第1号の工事請負契約の変更により、工事の履行期限が平成29年4月21日へ延長することになりますと工期が翌年度に入りますことになります。そのため、前議案と関連しまして平成28年度予算を繰越明許費として計上する補正予算を提案するものでございます。

次に、議案第3号は粕屋町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

国家公務員の一般職の職員の勤務時間、休暇に関する法律等の改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第4号は粕屋町職員定数条例の一部を改正する条例についてでございます。

学校給食共同調理場給食調理業務等のPFI事業への移行及び学校給食共同調理場建設準備室の廃止等に伴い、各事務部局の定数を変更する必要があるため、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第5号は、粕屋町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、育児休業の対象となる子の範囲の見直しが行われたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第6号は粕屋町ジュニアスポーツ振興基金条例の制定についてでございます。

未来のプロスポーツ選手やオリンピック選手等のアスリートの育成及びジュニアスポーツにおける環境整備を行い、ジュニアスポーツ活動の更なる活性化と充実を継続的に行うためには、財源の確保が必要であります。以上のような理由によりまして、本基金条例を制定するものでございます。

議案第7号は、粕屋町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、都市計画区域の統合に伴う名称変更により、条例内の名称を一部変更し、併せて江辻山において新たに地区計画及び地区整備計画が設定されたことに伴い、これを条例適正区域として追加するものでございます。

議案第8号は、粕屋町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

本議案は、国土調査法に基づく地籍調査成果交付手数料として、1件につき300円を新たに徴収することに伴い、粕屋町手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。施行日は平成29年6月1日の予定でございます。

議案第9号は、北筑昇華苑使用料金の補助に関する条例の一部を改正する条例に

ついてでございます。

現在、北筑昇華苑の使用料金に対する火葬料の補助金額は、10歳以上の場合、一般家庭が2万2,000円、生活保護家庭が9,000円と区分されております。これを公平性の観点から家庭区分を廃止し、補助金額を統一にするとともに、10歳未満、死産児にかかわる火葬料の補助金額の改正を行うものでございます。

議案第10号は、粕屋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例は、介護保険法が一部改正され、平成28年4月より地域密着型通所介護が創設されたことに伴い、指定を受けた事業者のサービス基準を条例に規定する必要があるため、本条例を一部改正するものでございます。条例の施行は、介護保険法の改正から1年間の経過措置があるため、平成29年3月31日でございます。

次に、議案第11号は、粕屋町社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の制定でございます。

社会福祉法第58条により、地方公共団体は条例で定める手続に従い補助金を支出することができるかと規定されておりますが、現在粕屋町においてはこの条例が定められておらず、社会福祉法人粕屋町社会福祉協議会に対する補助金の支出根拠を明確にするため、新たに本条例を規定するものでございます。

これより議案第12号から議案第22号までを、副町長より議案の上程をさせます。

(町長 因 辰美君 降壇)

(副町長 吉武信一君 登壇)

◎副町長（吉武信一君）

続きまして、議案第12号は平成28年度粕屋町一般会計補正予算についてでございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億658万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を144億436万2,000円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、町税を1億9,000万円、地方消費税交付金を6,500万円、国庫支出金を6,459万7,000円、町債を6,410万円増額し、繰入金を2億3,832万円減額するものでございます。

一方、歳出の主なものといたしましては、公共施設整備基金積立金を2億31万9,000円、財政調整基金積立金を1億8,738万3,000円、小学校施設整備事業費を1億79万円増額し、学校給食センター建設事業費を9,362万7,000円、広域環境衛生事務費を4,592万4,000円、街路建設事業に伴う町事業費を3,900万円、町立保育所運営管理事業費を3,288万円それぞれ減額するものでございます。

議案第13号は、平成28年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算についてござ

います。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億3,351万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を43億1,024万8,000円とするものでございます。

続きまして、議案第14号は平成28年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ24万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を4億7,511万5,000円とするものでございます。

続きまして、議案第15号は平成28年度粕屋町介護保険特別会計補正予算についてでございます。

保険事業勘定の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,737万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を21億5,554万5,000円とするものでございます。

議案第16号は、平成29年度粕屋町一般会計予算についてでございます。

平成29年度の一般会計歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ134億8,400万円とするものでございます。これは、対前年度比3.3%、4億5,300万円の減額となり、その主なものを事業別に前年度と比較しますと、中学校施設整備事業費を3億9,060万1,000円、障害者自立支援給付事業費を1億2,016万7,000円、公債費を1億855万5,000円、町営住宅管理運営事業費を9,288万5,000円、街路建設事業に伴う町事業費を8,285万3,000円、私立・町外保育施設等運営事業費を7,718万2,000円前年度より増額する一方、小学校施設整備事業費を8億4,632万2,000円、SPC業務委託料、公有財産購入費等を含む学校給食センター管理運営事業費を1億421万9,000円、地域公共交通対策事業費を1億233万円、国民健康保険事務費を6,201万3,000円、広域環境衛生事務費を6,191万2,000円前年度より減額し計上するものでございます。

また、歳入につきましては、財源不足による基金の取崩しを行わないことにより、繰入金を6億7,611万9,000円前年度より減額するものでございます。

議案第17号は、平成29年度粕屋町国民健康保険特別会計予算についてでございます。

平成29年度の本特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ45億1,347万9,000円とするものでございます。これは、前年度当初予算比で0.17%の増となっており、主な要因は共同事業拠出金の増額によるものでございます。

歳入の主なものとしたしましては、国民健康保険税を8億6,022万2,000円、国庫支出金を10億9,703万1,000円、前期高齢者交付金を6億7,748万3,000円、共同事業交付金を10億7,735万1,000円、繰入金を3億376万1,000円計上し、歳出の主なもの

といたしましては、保険給付費を25億6,510万7,000円、後期高齢者支援金等を4億6,568万5,000円、介護納付金を1億8,180万円、共同事業拠出金を11億2,475万1,000円計上するものでございます。

議案第18号は、平成29年度粕屋町後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

平成29年度の本特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億7,925万3,000円とするものでございます。これは、前年度当初予算比7.14%の増となっており、主な要因は後期高齢者医療広域連合納付金の増額によるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料を3億7,390万円、繰入金を1億434万8,000円計上し、一方、歳出の主なものといたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金を4億5,960万円計上するものでございます。

議案第19号は、平成29年度粕屋町介護保険特別会計予算についてでございます。

本特別会計は保険事業勘定と介護サービス勘定からの予算となっておりますが、保険事業勘定は歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億6,456万8,000円とするものでございます。これは、対前年度比2.1%減となっております。その主な理由は、保険給付費の減少に伴うものでございます。

次に、介護サービス勘定は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,462万5,000円とするもので、対前年度比7.6%の減となっております。

議案第20号は、平成29年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてでございます。

平成29年度の本特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ116万円とするものでございます。

議案第21号は、平成29年度粕屋町水道事業会計予算についてでございます。

収益的収支につきましては、収入が10億7,510万6,000円、支出が8億9,377万8,000円で、資本的収支につきましては収入が1億2,974万4,000円、支出が4億1,474万円でございます。収入が支出に対し不足します額につきましては、損益勘定留保資金及び建設改良積立金等で補填するものでございます。

議案第22号は、平成29年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算についてでございます。

収益的収支につきましては、収入が13億241万円、支出が13億4,805万5,000円で、資本的収支につきましては、収入が8億4,025万4,000円、支出が10億6,295万9,000円でございます。収入が支出に対して不足します額につきましては、損益勘定留保資金及び減債積立金等で補填するものでございます。

以上でございます。

(副町長 吉武信一君 降壇)

(町長 因 辰美君 登壇)

◎町長 (因 辰美君)

続きまして、議案第23号は住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法についてでございます。

住居表示に関する法律第3条第1項の規定により、住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法について議決を求めるものでございます。区域につきましては別図の示しております範囲とし、方法につきましては粕屋町住居表示実施基準要領に基づき街区方式で行うものでございます。

次に、諮問第1号は人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

現在、人権擁護委員をしていただいております高柳あけみ氏が6月30日をもって退任されますので、その後任として内橋三区にお住まいの長義則氏を法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者として推薦するため、議会の意見を求めるものであります。

長氏は、経歴書にありますように中学校で長年にわたり教鞭をとられ、退職後は粕屋町の人権教育啓発担当として携わっていただき、人権についての理解も深く、広く社会の実情に通じ、人権・識見ともに優れた方であります。推薦につきましては何とぞよろしくお願い申し上げます。

諮問第2号も、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

現在、1名欠員となっております人権擁護委員の候補者として、江辻区にお住まいの因裕子氏を法務大臣に対し推薦するため、議会の意見を求めるものでございます。

因氏は、経歴書にありますように町立幼稚園等で長年幼児教育に当たられ、人権問題への理解も深く、広く社会の実情に通じ、人格・識見ともに優れた方であります。推薦につきましては何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明を終わります。何とぞよろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(町長 因 辰美君 降壇)

◎議長 (進藤啓一君)

議案等に対する質疑に入ります。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、請願を受理しておりますので、事務局長が報告いたします。
事務局長。

◎議会事務局長（古賀博文君）

議事日程表の5ページ以降、1件でございます。

5、6ページをお願いいたします。

請願文書表、受理番号1番、受理年月日、平成29年2月10日。

件名、少人数学級の推進、義務教育費国庫負担制度拡充を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願。

請願の要旨、請願書写し添付につき省略。

請願者の住所及び氏名、粕屋町原町4丁目13番27号、江藤文彦さん。

紹介議員、本田芳枝議員、田川正治議員、川口晃議員、中野敏郎議員。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

お諮りいたします。

今回提出されました請願第1号は、粕屋町議会会議規則第92条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。したがって、請願受理番号1番につきましては、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

請願の取り扱いにつきましては、町村議会の運営に関する基準第121号の規定によりまして、委員会付託を省略して本会議で審議する請願について、必要があるときは紹介議員に説明させるとあります。よって、紹介議員を代表し、12番本田芳枝議員に趣旨説明を求めます。

(本田芳枝君 登壇)

◎12番（本田芳枝君）

紹介議員4人を代表いたしまして、私、本田芳枝が内容について今から紹介させていただきます。

先ほど議長のお話にもありましたように、請願者は少人数学級の推進、義務教育費国庫負担制度拡充を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願という内容で

ございます。

主に2点ございます。

1つは、少人数学級を推進すること。当面小学校3年生以上の35人以下学級を早期に実現すること。2点目に、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るために義務教育費国庫負担制度を拡充すること。以上の内容について具体的に理由を申し上げます。

平成23年度に義務標準法の改正が行われ、小学校1年生の35人以下学級が実現しました。同時に、改正条文の附則では小学校2年生から中学校3年生までの学級編制標準の順次改定を検討することが明記されました。また、平成24年度には小学校2年生の35人以下学級が実現しました。加配措置とはいえ、前年度の1年生に引き続いた措置で、今年度も引き続きこの措置は継続され、少人数学級推進の大きな柱となっています。更に、文部科学省は定数改善計画において中学校3年生までの35人以下学級を実現すべく概算要求してきていますが、残念ながらいまだに検討課題とされたままで、実現には至っていません。

既に新学習要領指導要領による教育が小・中学校で行われています。授業時数や指導内容の増加に伴い、学力の保障は大きな課題となっています。また、社会の情報化の波は子どもたちの生活をも一変させています。様々な情報機器を使った人間関係のあり方は、多くの問題を抱え、地域と学校が一体となった子どもたちへの細やかな取り組みが必要となっています。特に今、スマートフォンに代表されるいろんな問題は、非常にマスコミにも大きく取り上げられている状況となっています。いじめや不登校などの生徒指導上の課題もますます複雑化し、特別な支援を必要とする児童生徒への対応も一層求められています。これらのことから、小学校3年生以上の35人以下学級の実現は、喫緊の課題です。

一方、文部科学省が平成22年に実施した、今後の学級編制及び教職員定数のあり方に関する国民からの意見募集の結果では、小・中学校の学級規模として6割以上の人々が26から30人の規模が望ましいという意見を上げています。

粕屋町においては、厳しい財政状況の中にありながら少人数指導の必要性を認識され、学力向上や特別支援に関わる職員の配置等をこれまで町独自で行ってこられました。国の施策として財源保障がなされれば、より一層の拡充ができることは間違いありません。

憲法でいう教育の機会均等とは、全国どこに住んでいても誰もが一定水準の教育を受けることができるということです。しかしながら、義務教育費国庫負担制度の国の負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられたことなどもあり、自治体財政を圧迫するとともに教育条件整備面における格差も生み出しております。

なお、日本はGDPに対する教育支出の割合が、OECD加盟国の平均を大きく下回っており、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。こうした面から、教育予算の充実は早急に行われるべきものです。

これからの社会を築いていくのは子どもたちです。その一人一人の子どもたちに対して、心豊かで、たくましく、意欲を持って学習できる教育条件を整えていくことは極めて重要なことであり、そのことは私たちの責務と言えます。

以上の観点から、今後の政府予算編成において上記請願の主旨の実現に向けて、地方自治法第99条の規定に基づき、粕屋町議会より国の関係機関への意見書提出を請願いたしますという内容でございます。

(本田芳枝君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

これより請願における紹介議員に対する質疑に入ります。

質疑におきましては、質問者、答弁者ともに簡潔明瞭にお願いいたします。

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

何点か質問したいと思います。

まず、この請願書につきまして、昨年度も請願が出て採択されたというふうに思っていますが、昨年と今回で変わった面があるのかどうかはまず1点。

それと、これを出すにしても現状を知ることが大事だろうと思いますので、この35人学級にした場合、教室はどれほど増えるのか、そして今中央小学校800名以上、仲原小学校800名以上と増加している中で、町も教室を増築している経緯があります。そうした中で、これを35人学級にした場合にどの辺の影響が出るだろうというふうに想定されておるのかの点についてちょっとお聞きしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

内容に関しては、まず第一に提出者が変わっています。昨年度は八尋さん、そして中筋さんが提出されていますが、今年は粕屋町で現在篠栗小学校で教鞭をとっておられる先生が原町に住んでおられまして、その方から私どもにお話ございました。

内容についてはほぼ同じではないかと。文言は、一言一句したわけではないので、私どもは提案の理由を聞いて、請願書の内容を聞いて、その上で紹介議員になろうとしてお話をしましたので語句はちょっと分からないんですが、内容自体はさほど変わっていないと思います。ただ、提出時期がちょっと遅れております。これ

は毎年紹介してほしいということで、議員になってほしいということで……。

◎議長（進藤啓一君）

時期はお尋ねになってないので。

◎12番（本田芳枝君）

いいですか。ということで……。

◎議長（進藤啓一君）

2番目の、教室はどうかということでございますが。

◎12番（本田芳枝君）

教室の点でございます。現在95学級ございます。粕屋町は4小学校、それから中学校が36学級ございます。その中で、2年生まで加配措置も含めて35人学級がなっていますけれども、3年生から6年生までは40人が定数でございますが、粕屋町の場合は5クラス今増やしていただいてクラス編制を行っている状況なので、その内容を見ますとほぼ35人学級が実現されているような内容でございます。具体的には、粕屋町の場合は指導工夫改善の先生方をお願いして3クラス、それから担任外の先生をお願いして2クラス、5クラスが現在、通常の文部科学省が指定しているクラスよりも多うございます。現在この人数で教室が今足りている状態でございますが、今後、今山脇議員がおっしゃってるのは今後のことだろうと思います。

ただ、うちの町は生徒・児童数がどんどん増えていくということで、確かに教室は足りなくなる可能性はございます。でも、そのことはまた賛成討論、反対討論のことで申し上げたいと思いますが、ぜひこれは必要なことと思ひ、請願の紹介議員となっております。

以上でございます。よろしいでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員、よろしいですか。

◎13番（山脇秀隆君）

特別支援学級も増加傾向にあるということで、教室を半分に切って使用している状況ということで、昨年より1.5倍に増えた。今後ますます特別支援学級が増加してくるということで、空き教室がまずないということが考えられるというふうに思うので。この請願に対しては、非常な理念ですばらしいとは思っております。ただ、これにプラスしてやっぱり教員の加配であるとか財政支援とか施設整備にかかわる要求とか、そういうのをあわせて請願を出されたことがいいのではないかと自分では思ってるんですけど、その辺のを考えたことはあるんでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎ 12番（本田芳枝君）

今おっしゃった内容は、2番目の義務教育機会均等と教育水準の維持向上を図るために義務教育費国庫負担制度を拡充することというところに含まれると思います。これは平成18年に今まで2分の1だったのが3分の1に引き下げられたんですけれども、その分各福岡県、自治体のほうに地方交付税ということで国のほうから必要な金額は出されているという内容でございますが、なかなか、福岡県は多分大丈夫だろうと思うんですけれども、教育費のほうに回ってないような自治体もあると伺っています。だから、それで結局この2番目を上げたような次第なんですが、現在福岡県も頑張ってくれていますが、より以上に、この文書の中にあるように粕屋町が、国の施策として財源保障がなされれば、より一層の拡充ができることは間違いありませんと江藤さんは書いてございます。それで、2番目のことがよりよい方向に行けば、今山脇議員がおっしゃったような内容についても拡充というか、さらに進んでいくのではないかと私は思っております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

福永議員。

◎ 7番（福永善之君）

意見書の中身自体は物すごくいいことだなというふうに読ませていただいています。国に対して意見書をやっぱり地方自治体として出す場合、先ほど山脇議員のほうも話されたと思いますけど、毎年こういう文面が出されていると思うんですよ。それがなかなか実現しないということは、やはり要望だけではなくて具体的に予算、例えばこの中に明記されてるように国庫補助金が2分の1から3分の1に落とされましたと、そういう財源のことも具体的に明記されたほうが。やはり要望だけっていうと、どうしても税金を執行する側からすると、また来たかと、そういう感じなんですよね。だから、財源の明記というのもやっぱり私は必要ではないかなというふうに考えますけど、いかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

助言を含めた質問だと思いますが、それに対して何かありますか。

本田議員。

◎ 12番（本田芳枝君）

はい、承っておきたいと思います。今はあくまでも紹介をしているだけの状況なので、賛成討論をさせていただきますが、そのときに申し上げるということによろ

しゅうございましょうか。ほかに、ほかの議員で今のことに関しておっしゃりたいことが。

◎議長（進藤啓一君）

いやいや、それはいいです。

質疑はありませんか、ほかに。

久我議員。

◎11番（久我純治君）

今、2番目の義務教育費国庫負担金拡充ってありますけど、これは人件費とか教室の数を増やすというのは該当すると思うんですけど、粕屋町において土地がもうぎりぎりですよ。これ、土地の購入なんかにも使えるんですか。ちょっと分からないため。

◎議長（進藤啓一君）

今は質疑でございますので、討論めいた発言はちょっと控えさせていただきたいと思いますが。

発言でしたから、本田議員、討論にならん程度で答えてください。

◎12番（本田芳枝君）

実は、私もその土地の件に関しては定かではございません。土地を購入する場合と、あるいは町が持っている、県が持っている、国が持っている土地で建てる場合と2通りあると思います。具体的にはやはり予算は必要で、ケース・バイ・ケースではないかと。もう絶対にその自治体が用意しないといけないとかということはないのではないかと思います。それもあわせて賛成討論の中で調べた結果を申し上げたいと思います。よろしいでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

ほかに質疑ありませんか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

この請願につきましては、最終日において討論、採決となりますので、申し添えておきます。

◎議長（進藤啓一君）

議案等の委員会付託についてお諮りいたします。

本日上程されました第2号議案及び第12号議案から第22号議案の平成28年度補正予算及び平成29年度当初予算を除く議案、つまり予算以外の議案でございますけれども、これにつきましては付託表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託したいと思

います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。

次に、第2号議案及び第12号議案から第22号議案の平成28年度補正予算及び平成29年度当初予算につきましては、地方自治法第109条第1項及び粕屋町議会委員会条例第5条の規定により、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、予算特別委員会に付託して審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、本日上程されました議案等につきましては、付託表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長は、第2号議案と第12号議案から第15号議案、つまり平成28年度補正予算は委員長に長義晴議員、副委員長に山脇秀隆議員と久我純治議員、また第16号議案から第22号議案、つまり平成29年度当初予算は委員長に山脇秀隆議員、副委員長に長義晴議員と久我純治議員であります。

ここで暫時休憩いたし、議案第1号と第2号の審査に入ります。

では、暫時休憩であります。

(休憩 午前10時38分)

(再開 午後0時13分)

◎議長（進藤啓一君）

それでは、再開いたします。

ただ今から議案第1号及び第2号について採決を行います。

議案第1号工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山脇総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

それでは、報告いたします。

平成29年第1回3月定例議会におきまして、学校教育課所管であります総務常任委員会に付託を受けました議案第1号工事請負契約の変更について、その審議の経過と結果についてご報告いたします。

議案の内容については、平成28年7月の臨時議会におきまして議案第44号として

可決しましたが、仲原小学校の校舎増築工事請負契約の工期につきまして変更が生じたので、契約の一部変更を行うため、契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により議会の議決を求められたものであります。

工期につきましては平成28年7月14日から平成29年4月21日までとしております。工期の延長の理由につきましては、解体作業の工程におきまして粉じん対策や基礎杭工事における掘削日数の増加により大幅な遅れが生じたため、当初の3月21日までに間に合うことが不可能になったため、工期の延長をするためのものであります。

審議の内容につきましては、最初から工期に無理があったのではないかと、延長に伴う遅延損害金が発生するのではないかなど業者に対する意見がありましたが、業者側も工程作業に人員を多く配置して最善を尽くしており、不可抗力と認められるところも多々あることなど、責めに帰すべきではないとの意見もありました。

当委員会で慎重に審議しました結果、賛成多数で可決すべきことに決しましたので、ご報告して終わります。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第1号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

太田議員。

◎6番（太田健策君）

ただ今の仲原小学校の工期延長につきまして、私は、工程表を見ますと着工時期は当初から変わってないと。それで解体工事で遅れて、杭工事で遅れて、土工事で工程的に遅れておるということで、原因としてはほこりが出たため作業に時間がかかったということを執行部のほうから言われたんですが、これにはやっぱり設計監理会社がついとるわけですから、町のほうとしてはそこまで面倒が見れる職員体制じゃないと思うんですね。これはやはり管理会社と建設会社に対して、早く遅れが、もう9月の時点で基礎工事がずれたわけですから、その時点で事前に管理会社から報告があつて、3月に間に合うのかということを詰めて話し合いをさせとかないかんと私は思うんですね。

それで、町のほうが発食センターで3週間とめて1億8,000万円も請求され、ここでは1か月間遅れましたけど、業者、管理会社に対しては何もおとがめもないということについては、今後こういうことが起こったら、今から先はどんどん建て込みますから、周辺に何もいないところはないと思うんですが、やはりこれが前例になって、今後町が全部責任とらにゃいかんと、業者のほうからは、これはほこりがよけ出たからというようなことで、今後これが実例になりまして町のほうが責任をとらないかんとすることは、ちょっと私は賛成できませんので、この点につきましては反対いたします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第2号平成28年度粕屋町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

長予算特別委員会委員長。

（予算特別委員長 長 義晴君 登壇）

◎予算特別委員長（長 義晴君）

平成28年度粕屋町一般会計補正予算について。

議案第2号平成28年度第6回粕屋町一般会計補正予算について、付託を受けました予算特別委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。なお、審議の経

過につきましては、全員によります審議でございますので、要点のみご報告いたします。

繰越明許費補正としまして、10款1目学童保育所運営事業費として2,443万3,000円、10款2目小学校費、小学校施設整備事業費といたしまして6億3,512万7,000円それぞれ追加し、合わせて6億5,956万円とするものであります。

予算特別委員会におきまして慎重に審議いたしました結果、賛成多数でもって可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

終わり。

(予算特別委員長 長 義晴君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

この議案につきましては、委員長報告のとおり、議員全員によります審議を行っております。よって、質疑を省略し、これより議案第2号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

原案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に一任していただくことに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午後 0 時24分)

平成29年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成29年3月2日（木）

平成29年第1回粕屋町議会定例会会議録（第2号）

平成29年3月2日（木）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

- | | | | | |
|----|------|----|------|----|
| 1番 | 議席番号 | 9番 | 田川正治 | 議員 |
| 2番 | 議席番号 | 6番 | 太田健策 | 議員 |
| 3番 | 議席番号 | 4番 | 川口晃 | 議員 |
| 4番 | 議席番号 | 7番 | 福永善之 | 議員 |
| 5番 | 議席番号 | 1番 | 安藤和寿 | 議員 |

2. 出席議員（15名）

- | | | | |
|----|-------|-----|------|
| 1番 | 安藤和寿 | 10番 | 長義晴 |
| 2番 | 中野敏郎 | 11番 | 久我純治 |
| 3番 | 木村優子 | 12番 | 本田芳枝 |
| 4番 | 川口晃 | 13番 | 山脇秀隆 |
| 5番 | 安河内勇臣 | 14番 | 八尋源治 |
| 6番 | 太田健策 | 15番 | 伊藤正 |
| 7番 | 福永善之 | 16番 | 進藤啓一 |
| 9番 | 田川正治 | | |

3. 欠席議員（1名）

- 8番 小池弘基

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古賀博文 ミキシング 高榎元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町長	因辰美	副町長	吉武信一
教育長	西村久朝	総務部長	安河内強士
住民福祉部長	安川喜代昭	都市政策部長	因光臣

教育委員会事務局次長	大石進	総務課長	山本浩
経営政策課長	今泉真次	協働のまちづくり課長	杉野公彦
税務課長	関博夫	収納課長	石川和久
社会教育課長	新宅信久	給食センター準備室長	石山裕
健康づくり課長	中小原浩臣	給食センター所長	神近秀敏
総合窓口課長	藤川真美	介護福祉課長	八尋哲男
地域振興課長	本多一夫	子ども未来課長	堺哲弘
道路環境整備課長	安松茂久	都市計画課長	山野勝寛
上下水道課長	松本義隆		

(開議 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

本日、8番小池弘基議員から所用のためということで欠席届が提出されておりますのでお伝えをいたしておきます。

ただ今の出席議員数は15名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

それでは、ただ今から一般質問を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、さらに文書通告の主旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを議事進行上、強く強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう声に出して挙手されますようあわせてお願い申し上げます。

それでは、通告順に質問を許します。

9番田川正治議員。

(9番 田川正治君 登壇)

◎9番（田川正治君）

おはようございます。

議席番号9番、日本共産党田川正治です。通告書に基づきまして質問をいたします。

まず最初に、公共施設等総合管理計画の基本計画に基づく具体的な計画について質問いたします。

町立保育所、幼稚園、小学校、中学校、学童保育所、町営住宅など老朽化施設の建て替えと乳幼児の増加、人口増加で不足する施設、高齢化を見通した公共施設の建設など、町の具体的な計画について町長に答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

粕屋町の考えにつきましては、まずは人命にかかわる施設については、優先的に建て替えを考えております。具体的な計画につきましては、所管のほうから説明をさせます。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

具体的な個別計画につきましては、既に策定され、進められているものもございますし、今後策定が必要なものもございます。策定されていないものに関しましては、総合管理計画の施設類型別の管理に関する基本方針に基づき、施設を管理している部署において個別の計画を策定し、粕屋町公共施設等総合管理計画推進部会、これは課長級職員で行うものでございますが、推進部会及び管財、財政所管部局との連携調整を図りながら事業を進めていく体制を予定いたしております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

今簡単な説明がありましたけど、私も皆さんと一緒にこの計画について12月議会にも出されて、今日も冊子で持ってきております。この中には、広い範囲でこの計画などが述べられておりますが、問題はそれをいかにスピード感を持って町が取り組んでいくかということが求められてるといふふうに思います。そういう点では、老朽化施設の建て替え、町立保育園、町営住宅、そして不足する施設、待機児童が多くなっている保育所、幼稚園では3年保育の問題もあります。小・中学校で言えば、特別支援学級や図書室の不足、そして教室不足の問題もあります。また、学童保育所は6年生までの待機児童の増加ということで待機が出ているということなどあるわけです。

これらの問題について具体的にどう予算化して取り組むかということが今求められてるわけですが、そういう点では今からというようなことでは遅いというふうに思います。今まで何度も、前の町長のときからこの公共施設等総合管理計画、これがいかに大事かと、急いでつくって具体化していく必要があるということは、ほかの議員も含めて述べられてきたところです。

そういう点で言えば、まず一つだけですが、この町営住宅の建設の問題、これは12月議会、私質問いたしました。町長は、そのときに朝日の町営住宅について私は質問をいたしました。この朝日町営住宅では、建て替えを望む人が朝日第1で52.9%いると。そして、建て替えた場合、69.9%がそこに住みたいという人がおるといふことで、これは長寿命化計画、町がつくった計画の中にも述べられてる点です。この点については、あと3年になる町営、朝日第1については急いで計画を立てなければなりません、このことについて質問したときに、町長は検討をするということで述べられております。私は、高齢者向けのエレベーター付きの住宅などが必要であるということも提案しましたが、そのことについて町長の答弁を求めま

す。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

前の議会で検討するというご回答したということですが、やはりこれは所管のほうでしっかりと計画を組みながらやっていくわけですので、その日にちにつきましては、その時期が来ましたら予算として上がってくるものと考えております。そこまではしっかりと待ちたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

そういう町長の姿勢では、なかなか今指摘しました長寿命化計画とか総合管理計画、進まないと思います。この計画は町民が求めている、また老朽化した施設をどうするか、これはもう明らかになってる内容ばかりですね。それについて、それぞれの担当課からの内容も示していただいて、そして検討したいということですけど、急いでこれをやらなければ1年、2年先送りになるということにもなっていくと思います。

そういう点では、この管理計画の中でこのように述べてるんですね。平成52年、今から23年後、人口増加率が一番高いと見込まれる町とされており、将来公共施設などが提供するサービスや機能を維持するために早急に具体的な取り組みを行うことが必要となっております。このように示しております。まさにこのとおりです。急がなければならない。今から人口増が明らか。こういう状況の中で今後を見通した施設改修ということを含めて求められておるんですが、この管理計画との関係で町長はどういうふうな見解を持っておられますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

その計画につきましては、朝日についてはもう既に計画の中に入っております。それがいつから始まるかというのは、財源、財政の関係から関連するわけではございますが、議員おっしゃっておりますここも、あそこも、どれもって、1回にやっぱり財源の中から優先順位をつけてやっていかなければなりませんので、行政といたしましても、財源があればしっかりと建て替えということは考えてまいりたいと思いますけども、やはり優先順位が必要であると思いますから、そういった長寿

命化の関係でしっかりと検討をさせていただきたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

今言ってる点では、あれもこれも財源がということではないんです。この計画を立てて、今後管理計画の中でも急がなければならない。そして順番があるわけですね。それは当然分かった上でみんなで検討して管理計画を立てる。私たちも議員としてそういうふうな……。問題は、急がなければならない問題についての手だてをどう順番をつけて町として、町長がこれに取り組むかということについて私は回答を求めたいんです。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

この朝日団地につきましては、介護福祉課が担当いたしております。以前からご指摘の仲原保育所、中央保育所につきましては子ども未来課が担当、所管しております。そういった中で、これは住民福祉部の一つの部になっております。そういった中で、やはり今年度はどれを対応していくのかということをしかりと各部の中で、財源の中で審査をされております。そういった中で順位になるかと思っておりますので、その順番は各所管いろいろと精査しながら、協議しながら決めていくものと思っておりますので、その中で順番が来た場合には対応してまいりたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

では、先ほど総務部長が答弁されました推進部会については、いつを予定されるんですか、推進部会。これでまず具体的にするための第一歩というようなふうな捉え方ですが、私は遅いと思いますけど、まずそれはいつですか。

◎議長（進藤啓一君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

推進部会につきましては、個別の計画が上がってきた段階で調整をするという機能が出てきますので、その段階で開催したいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

そしたら、それはいつまで、それを提出をするように求めとんですか。各課からの提出期限。

◎議長（進藤啓一君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

現段階で期限というのは設けておりません。各所管のほうには、こちらの総合管理計画のほうを策定しておりますので、その内容に基づいて個別の計画等を策定するようにというふうにしております。あと個別の計画をつくる際には、種別、施設ごとの方針というのを出してしておりますので、その方針に基づいて策定するというような方向性をこの総合管理計画のほうで示したということになっております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

今の答弁も含め、町長を初め、この問題についてのスピード感、具体化、そして優先順位など含めて直ちにかかっていると、いつこの話し合いが始まるかわからないということでは、総合管理計画の趣旨からも外れると思いますね。そういう点を指摘をし、急ぐことを求めて次に進みます。

次は、就学前の保育所に入所できない待機児童の対策について質問いたします。

先ほど町長も述べましたが、老朽化した町立保育所建て替え、この問題と待機児童の解消、これが粕屋町の非常に大きな問題です。全国的にも粕屋町、都市化している状況のもとで都市圏に通勤する人たちもあわせ、非常に全国からの転勤、転入で入ってきてるといふ人たちも多くおられます。そういう点では、子育て中のサラリーマン、通勤の人ですね、多いんですね。そういう点では、町立保育所、認可保育所を建てていくということとあわせた私は幼・保連携の町立の認定こども園なども建設するように、そのことも含めて12月議会も含め、何度も提案してまいりました。

そのことについての具体化が何も示されておられませんけど、先ほど言われた仲原と中央の老朽化した施設、保育所を建て直して民営化するような話は今までも言われておりました。そのこともあわせ、何の施策、方向性も示されていないんですね。これでは、待ってる待機児童の人たち、仕事をやめなければならないと、こういう人たちに対しての町の責任を果たしてないと思います。町長の答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

私も、町長になる前は議員でございました。そして、厚生常任委員会に所属しておりまして、私たちの厚生常任委員会、議員も厚生常任委員会委員でございました。そういった中で、やはり今度からの取り組みは仲原と中央保育所をきちっと建て替えて待機児童対策をしようといった形で所管のほうともちゃんとすり合わせながらやりよったわけですね。で、ある日突然、悪い施策ではないとは思いますが、こども館を建てられましたよね。それで、議員こども館のほうに行かれたでしょう。そして、こども館を優先させて建てられたと。それは、やはりおたくたちが委員会として中央保育所と仲原保育所を先にしっかりと建て替えて耐震対策、そして待機児童対策をやらないかんというて決めとったのに、そんなふうに変えられたのはあなたたちじゃないですか。ですから、今さらいつ建てるのかとか、何も施策がないって、施策はしとったわけですよ。それで、途中急に換えられたじゃないですか。そこがやはり一番の問題ではないですか。違いますか。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

町長は、何度もそのことを言われます。私が待機児童を解消するためどうしたらいいかと、同じことを何度も言われます。こども館、こども館。こども館も建って、今後待機児童をどう解決するかせば詰まった問題としてあるんですよ。こども館を建てたからそれはできない、そんなことでは町の責任は果たせないと思うんですね。そうですよ。だから、私が提案してるように、幼・保連携の施設を考えないかと。例えば、大川幼稚園、西幼稚園の中に保育所もあわせた町立の幼・保連携保育所、こども園、これも可能なこともあるということも提案してきました。何らそのことについての検討はされてないというふうに思いますが、それ以外のことを考えてあるならそれを提案してもらえばいいんですね、提案っちゃうかそういうことを趣旨を述べて。それは全くないんです。何も無い。言われれば、いつもこども館が建ったから、建ったから、そのことだけ。そんなことは、町として責任を持つという立場じゃないですよ、あなた笑っとるけどね。子どもたちが待っとる人は大変なんですよ。電話がかかってきたり、アンケートでも保育園に行けない、仕事やめられないかん、どうしてくれるんですかという話いっぱいありますよ。だから、あなたが今言った問題についてはっきりした提案がないから、そのことについて指摘をしてるんです。

いいですか。それで、私が言いました幼・保連携施設、何で必要かと、こども園。日本総研が試算した指標によると、23年後、先ほど言いました平成52年、これからずっと人口が増えていくということなんですね。こういう中で、働く、共働きをしなければならないパパ、ママ、若い保護者、この人たちが増えていく。だから、保育所はずっと必要なんです。保育所は増加して、そして横ばいという形になりますけど、幼稚園のほうはむしろ働かざるを得なくなるから、幼稚園に預ける人たちは少なくなる。これは、もうそのように半減するというふうにしています。このようなことから見ても、保育所部門と幼稚園部門を合わせた幼・保連携の施設というのは非常に求められてるんですよ。施設もないということであれば、幼稚園の施設の中でできるかどうか、こういうことも含めて検討して行なっていく必要があるんですよ。

私はこの前、何度も言いますが、杉並へ行ってこの幼・保連携施設、非常にいい施設だったと思います。そういう点からも3歳児も受け入れられる。そしたら、小規模保育所から3歳児を連携するところがちゃんと町でもできるということになっていけば、今小規模保育所で営業をしている、子どもさんを預かってる人たちなども非常に助かることも含めて、ゼロ歳児もそこで、小規模保育所でも受け入れてくれる人たちの数が増える。こういう問題で待機児童のゼロ歳、2歳児解決と3歳以上の連携がうまくいくかどうか、これが今大事なことなんです。

そういう点で、今町長は具体的な点について述べられませんでしたけど、先日町長がはこぶね認定こども園で挨拶されました。これちょっと確認したいんですが、待機児童229人います。二、三年後には解消したいです。仲原と大川保育所を民営化して、民営化までは言われてないですけどね。とにかく229人います。そして二、三年後に解消したいというふうに言われましたが、これは間違いないですかね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎9番（田川正治君）

待機児童も含めてですね。私は、おっ、こんなに多いのかというふうに思いました。

◎町長（因 辰美君）

今度受け入れられなかった人数が229人ということで報告を受けております。本来の待機児童は、多分100人ぐらいだと聞いております。そういった中で、こういったものにつきましては、仲原と中央あたりをきちっと建て替えして、待機児童対策にしたいといった形での挨拶でありました。そこはご理解願いたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

それで、言われてるように今度229人、その規模なんです。私は、いつも町が報告している国に対しての待機児童の数は57人、100人でした。これは、認可保育園に入れなかった人の数、国はこれを報告せよということやったです。しかし、今隠れ児童、全国的にも認可保育園に入れられない人たち、いっぱいおられます。そういう人たちも含めての定数として待機児童を報告するよにということになったので、私が言っていました大体そういう200人規模ということに相当するという点では229人だったというふうに思うんですね。そういう報告だと思います。

そういう点で、この待機児童の人たちがどういうふうに要望として持ってるかと、意見があるかということについて、私たちは去年の暮れからアンケートを集めました。その中で、30代の人たちの回答は30%ありました。この中では、特にもう子育て、保育所、幼稚園、小・中学校、学童以上、こういうのが非常に大きくあります。その中でも保育所、先ほども何度も言いました。保育所が不足して保育士さんも不足、今年こそはと申し込んでも待機児童が多くて入所できない。ゼロ歳児の待機児童がたくさんいるので、保育所に入るのは無理だと。1歳児も待機児童がたくさんいるので今年も入れなかった。今年の4月から子どもを保育所に入れて働きたかったけど入所できない。役場から通知が来たと。引っ越しも考えてる。このようなことがあるんです。こういう声っちゅうのは非常に多いんですよ。

ですから、この問題を解決していく、そして今私が述べてきた点から見ても、管理計画の関係から見ても、全て今から先のことを早く急いで手だてを打っていく、そのことこそ町民に対する責任を果たしていくことになると思うんです。そういう点からも、今後の計画を急いで取り組むということについて町長の答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

そういった保護者の方からの意見っちゅうのは、重々認知しております。そういった中で、やはり先ほどから言いますように、こども館を建てずに、やはりあのときに中央と仲原を建て替えとけば120人の待機児童の解消ができとるわけです。ですから、私たちはそちらのほうが先じゃないですか、ずっとそれを言ってきたと。皆さんが、いや、こども館が先だといった形でこども館を建てたわけでしょう。ですから、そういった自分たちのやっぱり方向性を変えてそっちに行ったときに、や

はり待機児童は解消できないわけですね。対処できないわけです。だから、あのときに本当に1園でも2園でも建てとけば、待機児童が解消されるわけですよ。だから、そういったところをやはりしっかりと、将来のことを見て議会は判断しなくてはならないと思っておりますので、そういった反省も一つ加味しながら、その場その場でこれ言ってもろうても、やはり継続性がないと思いますので、その辺はしっかりと認識して発言していただきたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

町長は、非常に認識が間違ってます。私が、議事録見てもらったらいいです。私がこども館の問題で賛成したのは、補助金も含めて、国からのそういうものが来るということであれば、それが1億円含めて出てくるならば、今そういうものを使ってそういう施設を建てるということが大事じゃないかということだったんですよ。それがなければ、私は仲原と中央の保育所を建て替えるということをしたんです。私はそういうふうに言ってますよ。何か1円、2円の話じゃないですよ。1億円ぐらいの話が国から来るというんならば、それはそれを使った方がいいということです。だから、補助金とか交付金を使えるならば、大いに使っていかないかと思うんですね。そういう点からもその施策というのは、私はこども館の建設は正しかったと思うんです。むしろ、保育所をこのままにしておいていいのかということについての方向性を示してくれと、示さないと今だめだということがあるわけです。だから、早くそれに取り組むということで町長は考えるべきじゃないかということを行いました。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

先日、宇美断層が正式に認められるようになりましたですね。ですから、私は以前から宇美断層がありますから、いつどこで地震が起こるかも分からないと、そういった中でやはり老朽化した中央と仲原はしっかりとした園に建て替えられないかといった形で言っておりました。そういった中であわせて待機児童対策をしたいということで、もう以前からずっとそのことにつきましては述べております。ですから、今度町長になった中では一番にこれを取り組まないかということでございますので、しっかりとその2園については建て替えて、待機児童対策をしたいということで述べておりますので、それは早急に実現したいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

早急に実現ということは予算が伴いますからね、すぐその予算化も含めて、今後示してもらおうようにですね。そうじゃないと町民は納得しませんよ。こういう状態で何度も町長は言うてきたと、しかしいつまでなのかと、1年後、2年後、もしかしたら町長の任期が終わるころかなと、そういうふうになりかねませんよ。そういう点では、本当に町民が町に対する信頼という関係がつけられていくというのは、やっぱり答弁したことも含め公約したことを守っていく、それに取り組む、このことこそ大事だと思うんですよ。

次に、給食センターの問題で遅延金ですね。損害金支払いの問題について説明責任が私はまだ十分にやれてないということで、問題を指摘をいたします。

一昨年町長選挙後の12月、町長の判断で工事を中断しました。町に対して1億8,000万円請求されましたけど、その後双方の弁護士の話し合いで約1億2,000万円ぐらいになりました。その遅延金の損害金を支払うための暫定合意書、昨年12月の議会前に議会にも図らずに11月25日、町長と給食会社の間で調印されました。

この件について、私は12月議会で暫定合意書を議会に提出するように求めたところ、突如として議会最終日、1億円を超える遅延損害金の暫定合意書が議案として上程されました。私は、この暫定合意書については反対をいたしました。この遅延損害金の総額、これから双方で話し合い、金額は変わることもあると思いますが、この約1億1,000万円、これについては支払った金額、残りということですか。

もう一つは、町民に対して遅延損害金については何ら説明がないんですね。危険物の除去の問題、ガス抜きの問題は、この前1月号の広報で学識経験者の人たちを含めた調査委員会の中で出された結果が載っておりました。非常に皆さん安心したと思うんですね。そういう点では、この遅延損害金について、町の広報紙もそうですが、ホームページもない、掲載されてません。住民に対する説明会はない、このような状況ですね。そして、先ほど言いましたように1月末には約6,000万円支払ったと、それで今からまたどうなるのかという点があるんですね。その支払いの問題と残りの問題、そして住民に対する説明会、説明責任について町長に答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

この件については、特別委員会でも再三室長が話しとるわけですよ。全く聞く耳持たんじゃないですか。そういったことはずっと話して説明してきますよ。隠さずにしっかりと話しなさいということで、しっかりと話してきとると思います。ですから、その部分については、やっぱり一回説明したことは次にもう一回頭を切りかえていただいて、新しい案ならいいですけど、毎回同じ質問じゃないですか。それはちゃんとその都度その都度説明してると思いますよ。

議員おっしゃるとおり、増額はありません。もう1億400万円ぐらいですかね、税抜きで。この増額はありません。さらには、その残り半分につきましては減額できるように、今度は運営しながらその後で交渉をしてまいりたいと思います。詳細につきましては所管のほうから説明いたしますが、昨年の6月議会で遅延損害金と廃棄物処理費を合わせて2億2,800万円の議案の上程をさせていただきました。ここで廃棄物処理費の約4,400万円はご理解いただきましたが、遅延損害金につきましてはしっかりと精査した金額なのかと指摘を受けました。これは、残りは1億8,500万円でした。まだ暫定であり、これから精査していくということで説明を行いましたところ、しっかりと精査してから再度提案するようにご指摘を受けました。それから半年間、詳細に至るまでこつこつと交渉を行い、1億500万円までとなりました。ですから、12月の定例会に議案を再上程したところ、遅延損害金については初めて聞いたと議員から再度修正案が出ました。このようなことがあっていいとですかね。いまだに、すみません、勘違いしておりましたって謝りにも来ないですよ。

2点目は、遅延損害金の住民説明会ですが、何度も何度も議員の皆さまには説明をいたしております。議員は住民の代表ですから、必ず開催を希望されるのであれば、議員の皆さまが企画をさせていただいて開催をしていただきたい。どこにでも説明に行きますから、そのような企画をしていただければ説明はいたします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

町長は、いつもそういうふうに言いますね、議会の同意、議会がしたらと。町がこれは支払いをしたわけでしょう。そして、遅延損害金についての説明、これについても町がやらなければ誰がしますか。私たち議員は、その内容についてそれが個々に必要なところでは話はします。しかし、工事を中止します、中断します、このことについても産業廃棄物の問題もいろいろあるからということで住民説明会、

学校でそれをやられたでしょう。それと同じことをすればいいですよ。それが分からないままにこれが使われて予算が執行されたということについて、貴重な税金を本当に支払うのにこんなやり方でいいのかと。やっぱり、ちゃんと説明をして、そのことについての理解を町民に示していかないかんと思うんですね。そして支払うことが一番大事なことですよ。自分の金じゃないんですからね、1円2円でも。そこははっきりしてもらわないかん。そういう点で、私は住民説明会についてどうなのかということで、引き続き実施すべきじゃないかと、急いで。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

あのときの住民説明会につきましては、給食センターが焼却場の上に建てるといった形で、これがマスコミから取り上げられました。そういった中で、その場所に建てていいのかという保護者説明会だったんですね。ですから、そういった金額の問題ではなくて、その場所でいいのかということをしつかりと確認した上で判断しなければならない。そして、議員の皆さまにも、議員の皆さまには、この場所から8,000万円の廃棄物が出てますよと、私は以前からこういったことが出ますよと言いつたじゃないですかね。その中で8,000万円出ましたよって、どうしますかって私のほうから皆さんにお聞きしたわけですよ。それできちっと報告しますから、特別委員会開いて、つくってその場所でちゃんと報告しますから、ぜひそのような形で進めていただきたいといった形で、特別委員会中で皆さんの今後どのようにしたらいいかと、この8,000万円をどのようにしたらいいかということをお聴くために、やはりその場で聴きました。そして、田川議員は、もうこのPFIはいかんと、やめれといった形で言われたわけですよ。じゃあそこでやめとったら、何十億円の今度は違約金が来とるわけですよ。

そういった流れで、あなたたちが私にちゃんとそういった意向をお聴かせさせていただいて、そしてあとは保護者の意見を聴かせていただいて、あと残るはこの廃棄物の対策をどのようにしたらよいかと、その3点を聴いた中でどれが一番粕屋町に損失が少ないか、そして今後危険がないように運営できるかというところの判断でさせていただいたわけですね。ですから、やはり議員の意見を聴いてしておけば、あそこはもう中止になってますよ。しかしながら、私はやはり一番損失が少ないように、あの場所でちゃんとした対策をとって続けるという判断をしたわけです。

その中で遅延損害金が出たということになりますので、請求されたということになりますので、今後はその対応にずっと長くこつこつと精査してまいりました。最初は2億8,000万円ぐらい来ておりました。今のところ1億500万円になりましたけ

ども、これはやはり一生懸命所管の室長が一つ一つチェックしながら削減した結果でございます。そして、最終的には12月の議会で向こうの弁護士と弁護士同士が相談して、もうこれで1億500万円の半分ぐらいを先に入れていただきたいという協議がございました。そういった中で、この協議をしてもし払わないのであれば、もう撤退しますと。聞かれたでしょう、撤退します、そして給食センターももうできませんといった形で、半分だけは払っていただけませんかということであちの弁護士がそのような形で報告されて、それではその分の、2か月ぐらい分でございますので、その分は支払っていただきたいということで私は確認し、ゴーサインを出しました。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

先ほど言われましたPFIをやめたら何十億円という損害金が出るっちゅうのは何か根拠があったんですか。今あなたそういうふうに言われましたよ、町長は。PFI事業をあの場でやめたら何十億円という損害金を請求されとるというふうに言われましたね。何かそれについて根拠があるなら、後でもいいし、今分かるなら説明してください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

PFI事業というのは、当初から田川議員反対されておりましたよね。反対、これはもう失敗が多いからしないほうがいいということで、私もそれのときはあつたと思うんですよね。

◎議長（進藤啓一君）

双方に申し上げておきます。

質問趣旨に沿って、質問趣旨の中での分かりやすいような討論、お互いにしてください。町長、余り昔のどうのこうのじゃない、現在のことを尋ねられと思えます。

◎町長（因 辰美君）

いや、昔からのことを今ずっと言っておられますから昔のことを言わないかということでございますので、ですからSPCが皆徹底するということになるわけですよ。ですから……。

◎議長（進藤啓一君）

ちょっとまだ答弁中やけど、どうぞ。

◎9番（田川正治君）

損害金は何十億円ってなりますと、PFIをあなたが言われた工事中止をした、町長選挙が終わった後の12月に工事中止したでしょう。そのときにPFIを事業で引き続きやるということをやめた場合は何十億円という損害金がかかるんだということ言われたから、その何か根拠はあるのかということ聞きよんです。そのことを説明してもらって、ないならば後でも示してくださいということ、資料で。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

所管のほうから説明させます。

◎議長（進藤啓一君）

質問が多うございますから、なるべく簡潔にお願いします。

どうぞ、石山室長。

◎給食センター準備室長（石山 裕君）

PFIをやめた場合はどうなるかということでございますが、平成27年1月に契約が締結されております。中断は27年12月です。契約が既に締結されておりますので、それを解除する場合は、当然町の全額負担、将来にわたっての負担が発生するかと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

その金額はよく分かりませんが、損害金はあるということですね。

問題は、私が言いよるのは、町民への1億1,000円の損害金についての説明責任をちゃんと住民説明会もして行うべきだということについては、町長はやる意思はないというみたいですね。私は、そういうことでは責任を、本当に税金を使うことについては問題があるということ述べて、次の質問に入ります。

私は、これまで一般質問で原町駅のエレベーター設置を求めてまいりました。段差解消のためのバリアフリー化については、国庫補助事業などで必要であるけど、これも含めて原町駅裏に改札口、歩行者用のスロープを設置して障がい者や高齢者、妊婦などの弱者についての支援を提案してまいりました。財政面で非常に町でやるのは大変だということで、JRに強く要望していきたいということを答弁されましたけど、その後の進捗状況について町長に答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

所管のほうから説明をさせます。

◎議長（進藤啓一君）

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

この原町駅の利用のしやすさということで、いろいろ議員の方からご意見をいただきました。田川議員の駅裏スロープの通路と改札口の設置についてということでお答えをさせていただきます。

国が進めております高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律におきまして、エレベーターとかスロープ等の段差解消のバリアフリー整備を行うこととされておりますけれども、現在原町駅につきましては、平成28年現在において2,600人程度ということでまだ3,000人を上回っておりません。つきましては、バリアフリー化につきましては国庫補助ということの対象となりませんもので、JRについての事業はなかなか難しい状況、その中におきまして粕屋町単独での事業というものにつきましても、今議員さんもおっしゃられましたように、財政的に大変厳しい状況でありますのでなかなか困難な状況でございます。したがって、期間を要すると思っておりますけれども、駅裏の改札口等につきましていろいろ協議会がございますので、それによりましてこういうふうなご意見があるんですということを強く要望してまいりたいと思っておりますので、その旨ご理解を賜りたいと存じます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

これは、前回質問をしたときも答弁でJRに粘り強くと、今後もと、交渉していくということでしたけど、それからまた日にちがたっておるわけですが、私はすぐにでもその対応について話を進めていただくというふうに思っていたんですが、その点について今からでも日にちを切って申し入れもするという事なのかということについて回答を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

この鉄道関係につきましていろいろな協議会がございます。そういうふうな中で、例えば福岡県の地域公共交通体系の促進に対する要望と、やっぱりJRにつき

ましてはいろいろな意見がございます。その中において、やはりこの基準にのっとりましてできるるところと、またできないところがございますので、私どもとしてはあくまでもこういうふうな住民の皆さまのご意見があるんで、ぜひともお願いしたいということで要望してまいる、そういうふうなことでご理解賜りたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

ちょっと、分かりました。こういう協議会の中で話す、またJRに交渉に行くというのはいつまでに行くようにしてるのか。また急いでいってほしいということも含めたんですが、それについてはいかがですか。

◎議長（進藤啓一君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

先ほど部長が言うように、原町の乗降客は今2,600人なんですよ。国が進めてる国庫補助がつくのは3,000人以上乗降客がないと補助金つかないんですよ。そうした場合に、単独するかというたらどんだけ費用がかかるかということなんですよ。JRには、してくださいといってもJRはいたしませんよ、工事。全部うちのほうでしなくちゃいけなくなります。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

同じ答弁です。今までも、吉武副町長が言われたこともね。問題は、これができるようにしてほしいという要望について、どういう段取りで予定していきよるかということを聞きたいんです。今の話では、全然話が先へ進んでいる状況じゃないので、具体的に実現できる方向での町の取組をぜひ求めておきたいと思います。

次に、特別支援学校について、町に誘致して町内で通学できる施設を建設することについて質問いたします。

福岡県の計画では、福岡都市圏で糸島地区、筑紫地区、糟屋、宗像、遠賀地区の3地区に新設されるということが決まっております。糸島では、先日方向性が決まって、特別支援学校ができるという段取りになっていってるみたいですが、町議会としても町が特別支援学校の誘致を県に要望するということについての要望書（決議）、全員一致で可決しております。そういう点では、粕屋町内でも増え続けてい

る支援学級を必要とする人たちのための学校を積極的に県に要請すべきだと思いますが、このことについて町長の答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

支援学級の保護者の方が毎日早朝から粕屋町役場のほうに子どもを連れてきて、ずっと見守りながら送迎ですね、迎えも来られております。そういったことをしっかりと目の当たりに見ております。そういった中で、やはり粕屋町にこういった施設があれば、それはいいなと考えております。しかしながら、粕屋町の中で町有地が申請できる場所がないということで、なかなか県に要望はできないというところが現状でございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

場所については、これは私が要求していることもあるし、要望されてる町民、関係者の人たちもおられます。粕屋町にどこに建てれるかということがありますが、九大の農場跡地をどうこれを利用して開発していくかという関係もあると思いますね。そういう点では、私はこの九大農場跡地に障がい者の複合施設、知的障がい、精神障がい、身体障がいの人たちも含めた複合施設と、それとともにこの特別支援学校をつくるということで福祉、障がい者の人たちに対する福祉を本当に見守っていける町にしていくということを行うべきと思いますが、その点について。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

この件につきましては、調査しなさいということで議会のほうからご指摘を受けておりますので、調査させておりますので、所管のほうから説明をさせます。

◎議長（進藤啓一君）

大石教育委員会次長。

◎教育委員会次長（大石 進君）

そういうことで、福岡県では今言われたように、概ね平成37年までに新設校を3校、順次設置することを条件として、整った地域から施設整備の着手をすることを基本方針として表明いたしました。粕屋町議会でも、12月に特別支援学校を粕屋町に誘致することを要望する決議を採択されました。

それに伴いまして、教育委員会事務局としては、県の担当者であります義務教育課、県の義務教育課を訪ね、粕屋町議会で特別支援学校の誘致を要望する決議が採択されましたこと、今後の方向性を伺ってまいりました。その施設整備の基本的な方向性としては、今田川議員言われたように、1つ目に古賀特別支援学校の地域に新設校を1校、2つ目に糸島市域に県立支援学校が設置されていないために、これ糸島市が合併する以前からのずっと要望があったそうです。ですから、もう糸島市には1校新設を決定。3つ目には太宰府支援学校の地域内に1校を新設、これが基本方針です。こっからですけど、建設地の3校について候補地の条件といたしましては、1つ目に建設用地として2万平米以上であること。2つ目が、危険であります土砂災害警戒区域以外であること。この2つを条件とすることが必要です。誘致するには、その条件を満たす具体的な候補地を提示しないことには、ただ来てくださいと誘致だけの要望では3校には対象とならないということです。確実な場所を提示。

今後の県の計画としては、平成28年11月に作成された県立特別支援学校の今後の整備方針についてという方針が出ております。昨年11月にですね。これに基づき、条件の整った地域から順次計画を決定して、候補地としてまずは県有地にそういった適切な場所がないか、県のほうで調査しながら検討していくということで、まだ今のところ具体的な建設地の予定はないということです。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

いずれにしても、粕屋町の特別支援学級なども含め、子どもさんたちが増えてる状況のもとで、近くに町内に建設をして、糟屋地区周辺の人たちが通える、このような施設を早くつくることを努力していくことを求めて、次の質問に移ります。

次は、マイナンバー制度の問題であります。マイナンバーの制度については、個人情報漏えい、プライバシーの侵害、また国民からの税金の徴収強化、社会保障給付の削減など、いろいろな問題があり、私もマイナンバー制度については反対いたしました。この制度が導入されてからも、全国的には商工業者を中心に弁護士など、国民の反対運動もあり、税務申告などでマイナンバーの記入がなくても申告を受け付けるということになってます。

ところが、町が出したこの税務特集号ですね。税務特集号の中に県民税等、確定申告などの提出の際にはマイナンバーの記載と本人確認の提示を必要としており、マイナンバーカードを持たない人は番号確認書類や身元確認書類の提出が必要とな

ってるということなんです、これは国の指導なのか、町の独自の判断なのか、町長の見解を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

所管のほうから説明いたします。

◎議長（進藤啓一君）

関税務課長。

◎税務課長（関 博夫君）

これは町独自のものではなく、国の指導により全市区町村が実施するようになっております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

それは、マイナンバー制度を導入したときの話ですね。その後、先ほど私が言いましたように、全国的にもこのマイナンバーの記入をすることができなくても不利益を被らないということで、罰則もないということなどが厚労省や国税庁、総務省の中で、国会議員も同席した中で、団体での交渉で答弁されとるんですね。

そういう点では、このマイナンバーが記載されなかったら受理してないというようなことについては現在あるのかどうか、それについて。

◎議長（進藤啓一君）

関税務課長。

◎税務課長（関 博夫君）

現在申告行っておりますけれども、仮に確定申告時にマイナンバーカード等をお忘れになっても、そのまま申告を受け付けておりますので、申告者が不利益を被ることや罰則を受けることはございません。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

では、今国が国税庁も含め厚労省、そして総務省がマイナンバー制度が導入された後、この手続に対して不利益を被らないと、マイナンバーを記入しなくてもということについては、町でもそういう方向で今受け付けてるということですので、ぜひ今後もその立場での取り組みをお願いしたいというふうに思います。

次に、特別養護老人ホームについて質問いたします。

緑の里に入所している人、今年はちょっと確認はしておりませんが、去年確認したときでも100人以上毎年出てるということでした。これは、介護1、2が特別養護老人ホームから外されるということで、3、4号の人たちしか入ってないということでもありますけど、しかしそもそもが介護3、4号の人たちが優先的に特別養護老人ホームに入るといふことでありますので、待機してる入所できない人たちは100人規模であるというふうに考えます。

そういう点では、福岡県も昨年糟屋地区に特別養護老人ホームを建設するという計画を出しておりました。そういう点で、昨年担当課の課長等に話をしたときには、そういう点での粕屋町の計画なども含めて、県との特別養護老人ホームの誘致の関係については話が進んでないということでした。今後も含め、建設場所も提案することも含めて、特別養護老人ホームを粕屋町につくる。これは、粕屋町にあるからということではほとんど粕屋町の人が今緑の里に入ってるわけではありません。粕屋町の人たちのほうが6割ぐらいで、あとは周辺の人たちが多いです。ということも考えたら、糟屋地区に特別養護老人ホームがもう一つ必要だという点からも検討すべきだと思いますが、それについて町長の答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

現在、粕屋町高齢者福祉計画、それから介護保険事業計画策定協議会を設けて、今回から第7期の事業計画策定を進めているところでございます。内容につきましては、所管のほうから説明をさせます。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

お答えをいたします。

介護保険制度は、ご存じのように保険者ごとに3年単位としての事業計画を立てて、その計画に基づいて事業を推進するというようになっております。粕屋町におきましては、議員の方も持ってあると思いますが、このピンクの高齢者福祉計画、介護保険事業計画、これに基づいて今事業を推進させていただいておるところでございます。この計画が29年度で終わります。町長が冒頭言われましたように、現在30年度から32年度にかけての3年間の計画を作成するというふうに向けまして、この策定協議会を設けて協議を進めているところでございます。

粕屋町は、ご存じのように介護保険単独でやっております。保険料の設定もしなければなりません。それから、種々あるんですが、まずはこの計画の中で検討をし

ていきたいというふうに思います。それから、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年に向けまして、田川議員が言われるように特別養護老人ホーム、必要性は高まるであろうというふうには考えております。しかしながら、人材の確保を含む実施事業者がいらっしゃるのかどうか、それから介護保険料設定にどのぐらいの影響が出てくるのか、そういうふうなこともいろいろ検討する必要もございますので、次期計画策定の協議の中でこの特別養護老人ホームの必要性についても検討をしていただきたいと、また検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

介護保険制度が改定されるたびに介護保険制度から外される、排除される、まさに保険あって介護なしという方向が非常に強まっているということで、国が介護保険に対する保険事業所も含め、介護報酬を保障できるようにしていくという予算をつくっていくことが非常に大事なことだというふうに思うんですね。ですから、介護報酬そのもので事業所が成り立たないということで、先ほど安川部長からも言われましたけど、もうこの特別養護老人ホームが運営できないというようなことでやめていくところなども出てきているというぐらいあるんですね。しかし、このままでは今の状況で国のそういう制度が改定されていくことによって、必要なホームに入れない人たちが出てくるということは何としてもなくしていく方向で努力しなければいけないというふうに思います。そういう点では、単独でやっています粕屋町の介護保険として検討をして、今後どうするかという問題が求められております。

その中でも、特に土地、建設場所をどこに求めるかというのが出てくると思うんですね、事業者提供。私は、この点については先日ある共産党関係の会議で、国が出している公共施設等適正管理推進事業債が予算化されてるということで、これが除却、いわゆる古くなった公共施設を解体するときに使えるものとしてあるということなんですね。ですから、旧ごみ置場、ごみ焼却場、ここを解体して、そして今言った事業債なども使って、そして誘致していくという方向も必要でないかというふうに思います。

この事業債については、充当率が90%、解体の費用は1割、その後残金を分割払いというようなことで利用できるということなんです。そういう点では、ごみ焼却場の後ですので、安全性の確認ということを含めて非常に必要なことはあると思いますが、そういう点では、場所としては高台のところにもこのような養護老人ホームをつくって収容できるような、入所できる、そういう人たちを保障していくという

ことで大事じゃないかというふうに思うんですが、その点について町長の答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

ごみ焼却場といいますと、煙突の立っとうところを示されとるわけですか。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

そうです。今煙突の立っとうる旧ごみ焼却場です。あの土地の利用方をどうするかということで、今言いましたように除設するための国のそういう事業債を使って行うということなどを考えたかどうかということです。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

一つの検討場所として伺っておきます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

最後になりますが、今私は公共施設等総合管理計画に基づいて町営住宅の問題、老朽化した保育所の建て替えの問題など含め質問をいたしました。町が今町長のもとで、トップダウン方式じゃなくてボトムアップということなどで言われておるわけですが、一緒に総合的に方向性を示すという点で言えば、町、町長を含めた幹部のほうからの今の公共施設等の具体的な進め方についてはもっと早く着手し、そして進めていって行くようにということを求めまして質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

（9番 田川正治君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

6番太田健策議員。

（6番 太田健策君 登壇）

◎6番（太田健策君）

議席番号6番、太田健策です。通告書によりまして質問をさせていただきます。またこのごろ、ごみの問題では大阪の森友学園ですか、問題が発生しました。ま

た、豊洲の市場でもまだごみの関係の問題が決着をしておりません。

それで、私は25年から給食センターの問題については、ずっといろんな問題で反対をしてきました。今回も、私が今まで一般質問した中で見られた支持者の方が、全然質問した内容は進んでないやないかと、パフォーマンスしよっとやないかというような電話をたくさんいただきました。ほいで、このたび4月には審判を受けにゃいけません。ということで、また残った問題を、私はこの問題についての裏づけのできるような、証明するようなことをお願いしたいということで質問しよります。町長も、もうすぐ2年後には町民の審判を受けにゃいかんということになりますから、ぜひとも指導力を発揮されて、この問題が速やかに解決できるようにお願いしたいと思って質問いたします。

前から何回か質問いたしておりますが、1番は福岡県への廃棄物の届けはどうなっておりますかとお尋ねいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

お尋ねの件ですけども、当初のほうからちょっと説明させてもろうていいですか。すみません、ちょっと長くなりますけど。

皆さんご存じのとおり、この給食センターの関係は、東京の豊洲市場と全く同じような経過をたどっているように感じます。そういった中で、いつ、どこで誰がどのようにしたのかという、そういったことをしっかりと解明していかないかということで思っております。そういった中で、やはり今豊洲市場でも土地の取得、そういったものがどういった中でやっているのかということが今から解明されると思いますし、百条委員会のほうでしっかりと議論されると思います。

そういった中で、粕屋町も、やはり当時私も議員でございましたから、しっかりと議論している中で、太田議員がいつも指摘されておりますように、建設費が16億円と言っていましたかね。それが太田議員が調査されたら8億円やったと。それから、もう一つは給食センターの解体費、これが七千何百万円かやったですね。それが2,600万円ぐらいに下がったと。その差額はどげなっとうとかと、ずっとこのことを追及されておりましたよね。そういった中で、うちの、うちって、私はそのとき議員のほうでしたけども、執行部のほうからは説明はされておりましたけども、いつも1回1回の答弁が違ったということで、議会はずっとこの給食センターの契約に反対ではございませんでしたけども、継続審議という形でしっかりと説明してから契約するよにといった形で、当初そのような状況であったかと思えます。

そういった中でですね、12月議会でももう間に合わないということで執行部が提

案されましたけども、やはりその件についてしっかりと説明せんと議会は納得はしませんよといった形で、再度12月24日に臨時議会がありまして、その中でもやはり最後までちゃんと説明しなさいと。この件につきましては、2回続けてやはり附帯決議、これは初めてのPFI方式でございましたから、しっかりと最後まで議会に説明するよといった形の、そういった附帯決議をつけておられましたから12月24日も継続審議と、それが明らかになってなかったからですね。この説明につきましては、その差額については、別のほうに何か使われるというような説明もありました。これは、PFI方式の中でそういったことはあり得んわけですね。大枠の中でただ金額が決まっておるだけのことで、その差額はどげなっとうとかと聞いたときに、それは別に使えますというような、そういった今振り返りますと、非常に矛盾だらけの答弁ではなかったかなと私は思っております。

そういった中で、1月21日やったですかね、3日やったですか。それぐらいの中で再度臨時議会がありまして、やはり早急にしないと間に合わないといったことで、私たち議会から見れば強行採決なように見えてましたが、採決されて、当時の6対8やったとが7対7になって、議長裁決で可決になりました。これは、ちょうどそのときに、やはり太田議員も漬物を持ってこられてどうのこうのと言われて百条委員会かかったりとか、そういったいろいろなことが起こっております。そういった中で、やはりそのときに議会はそこで可決と、幾ら問題があっても可決したということは、それ以上の審議というものはできないわけですね。ですから、私たちも、もうそれは幾ら今後どげなろうと、議会で私は反対しとったとか、私は賛成しとったとかというんじゃなくて、議会がもう賛成多数で可決したとやから、今後はそういったことはもう議論しないということが議会のルールであると思えます。

そういった中で、それもやはりそのときに太田議員、賛成した人におまえたちを訴えと、絶対訴えちゃあけんねっていった形では言われましたけども、それも本当に昨日のように覚えておりますけども、やはりしかしながら、一つの議員として可決したものについては、もう次に移るといった形でやっていかないと、それをいつまでも継続しよったらなかなか審議が進まないということが事実であります。ですから、もうそれからずっと太田議員は納得できんから質問されておりますけども、やはりその件につきましては、行政のほうはなかなか対応ができないと、もうそこで議決されとるから対応ができないというところが現状であろうと思っております。

そういった中で、この廃棄物の問題につきましては、先ほど言いましたように、昨年6月に提案させていただいております。そういった中で、一応暫定の金額が出ましたから、皆さんに今先ほど言いましたように4,400万円が廃棄物の処理費、そ

れと1億8,500万円が遅延損害金の金額といった形で出しておりましたが、6月において4,400万円につきましてはご理解いただいております。ですから、そこで、実はここで審議が廃棄物については終わるといった形になりますし、あとは遅延損害金が今後どう、修正されましたから、そこをしっかりとまた追及されればと思っておりますけれども、それはまた先ほど田川議員のときに述べましたから。

今後は、議員が福岡県のほうから廃棄物の届けがどうなってるのかどうかとか、廃棄物の処分については福岡県の指導はどうなってる、3番目に廃棄物の種類、重さ、数量、金額はどうなってるのかお聞きでございますけれども、これは当初特別委員会のほうでずっと説明していると思いますし、そういった中で6月議会で可決されてると思っておりますので、それからの以降についてはなかなかご答弁ができないという思いでございます。ですから、今後廃棄物について、また別の件で新しく問題ができましたら、そこでしっかりと議論させていただきたいと思っておりますので、今回の答弁につきましては控えさせていただきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

町長のお言葉ですが、返すようですが、国会でも一遍採決された分について問題があれば質問していいということで、質問されております。それで、今回私もこうやって質問してるのは、先輩の議員からの意見を聴いて、それは採決されても質問はしていいかというようなことを理解して質問をしておるんですけど、この中で結局町長も県のほうと一緒に、私も一緒に行きましたけど、そのときの状況と結局、処分された状況が違うんですね。それで、結果的にそういう形の中でお金を支払うと、今度は町が住民訴訟されると、結果的に負けるような結果になって、町長が責任とらないかんというようなことにならないように私はこの問題を出して、これ業者に要求すればいいことですから、本当に払わないかんお金やったら、その何か証明がぴしゃっとそろえば問題ないんですから、隠す必要ないわけですから。逆に、書類を出してほしいという私はお願いをしようわけですから、それについては何とか、やはり町民に理解をしていただかないかんということで、私は町を責めようわけではない。ただ、業者のほうがかんしゃんとせんかということをお願いして、こういう形で質問させていただきまします。

それで、そんな難しいことを質問しようわけやない、ただお金が出てきた分に対して、それを証明するような書類を出してくれということをお願いしようわけですから、それは別に出されても、お金のもらうとならちゃんとその分は、業者としても

やっぱり出さないかんと思うんですね。その辺の質問を私しようわけで、今後そういうものが起こったらいかんと思いますけど、起きてきたときのために、やっぱり今回の場合はそういう流れで業者にはちゃんと責任を持って出させるという形のものででき上がるとかないと、私はもう町民から選ばれておりますので、町民にも申しわけないと。何か冷やかしてばかりこうやって質問しようとなつて、いっちゃんおまえがはつきりせんやないかというようなことを言われたら、やはりこれに対してはもう何の言いようもないですから、町長も分かっておられましようけど、この中のひっくるめて言いましても、結局特定管理廃棄物処理場に持っていかんと中間処理に持っていったということははっきりしてますね。もうマニフェスト町からもらっておりますから。それに対して、やはり町は業者に対して厳しい対応をせないかんちゃんないでしょうかねと私は思うんですね。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員、1、2、3ありますが、今どの質問になりますか。

◎6番（太田健策君）

もう町長がいっしょんたくり言いんしゃったけん。はい。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

太田議員言わっしゃあとはよく分かります。私議会のときに相当もめましたから、私就任が11月6日でございます。それで、11月20日に6日から1週間ぐらいたちまして、時の大塚教育長に、もうどうしても片づかんから、太田議員がいつまで今の執行部が話しても理解されませんから替えさせていただきませんかということで、私は時の教育長に言いまして、それは分かりましたということで、私職員に聞きました。この契約については誰が一番詳しいとねというた形で、ちょっと誰かおっしゃってんしゃいと言うたら、ちょうどそれが一番詳しいのが石山室長が一番詳しいですよといった形で言われましたから、じゃあちょうど部長同士ぐらいでそういう異動が可能でございますので、そういった中で異動させていただいて、石山室長がしっかりと調査して説明するよにとということで指示を出しております。

そういった中で、いろいろなことがそれから出始めて、やはり議員ご指摘のように、ちゃんと指導しておらんじゃないかと、やはりうちが払わないかんとならちゃんと契約しとかないかんちゃんないかねとか、そういったものがあらゆる調査の中で表面化してきております。その辺については、また給食センターの特別委員会で話したと思いますけども、再度よろしければ、うちのもう一回石山のほうから話させ

ますので、所管のほうから報告をさせます。

◎議長（進藤啓一君）

いいですか。

太田議員。

◎6番（太田健策君）

私も、せっかく質問事項に上げておりますので、やはりこれは私が納得するもんじゃなくして、町民が納得せないかん問題やないかなと思いますので、質問いたしております。それで、石山室長には一生懸命頑張ってやっていただきようのは分かっております。しかし、やはり町民から税金を、収納課までつくって取り上げて、業者に払うのは何の証明もない。いいかげんって言うたらおかしいですけど、あやふやな請求で金を払うということについては、私も納得できませんし、町民も恐らく納得しないと思うんです。納得しなかったら、恐らく住民訴訟を起こされましたら、これ資料がなかったら負けますね、はっきり言いましたら。そこら辺の勉強もされたらいいと思いますよ。資料が何も無い、何も無いでお金を払うと、やっぱり町長の背任行為ですか、そういうものにかかってくると思います。

やけん、私はそういうことがやっぱり粕屋町で起こらないようにということで担当課に、業者にそれを求めなさいと、それでそれが揃えば、しかし揃わなかった場合は、町として何らかやはり業者に対して措置をとらないかんですよということをお願いしたくてやりよるんですね。今町長言われたごと、給食センターの委員会の中でも、なかなかそれがうまく審議されなくて解決しないもんですから、こうやって一般質問に出してきようというような状況なんですよ。やけん、そこ辺が一番心配しよんのは町長のことを心配して私は問題を提起しようわけで、担当課をいじめろとか、そういう役場をまぜくろとか、そういう考えは一つありません。やけど、業者にはやっぱり仕事をした分ですから厳しく、お金をもらう分の必要な書類だけは出させないかん、これは町の仕事やないかなと。PFIにしたっちゃあ、普通の一般の仕事にしたっちゃあ、それが当たり前やないかなと思っております。

それで、今回また室長のほうとその件は詳しくお話ししまして聞きたいと思っておりますので、それで用意していただくとか、もう時間が……。それでもう少し言いましたらですね、出してもらいよったマニフェストも最初は管理型って町長聞かれたでしょう。西松建設は後から中間処理へ持っていっとう。中間処理のマニフェストが出とるんですね。それで、九電工の結局出された数量も、これボーリング調査から・・・、九電工の深さやったら出らんのですよ、ごみは。しかし、何百万も何千万も出とる。そこ辺をやはり調べてもらいたいということで資料請求もして、それも出されんっちゃうことで返ってきましたから、その辺をもうちょっとクリー

ンにしていただけたらと思っております。

そういうことで、またその件は担当の課とお話をして、クリーンな書類は揃えていただくと。それと、町長が何か住民訴訟を起こされたときに、これ必ず負けますから、そこ辺をびしゃっと準備しとって、準備できんとなら業者に何らかの要求をして罰則を与えるとかということも考えないかんちゃんないかなと思っておりますので。

それで、次に行きまして、焼却場の解体についてということで、旧焼却場の解体の予定はどうなっておりますかということなんですが、これにつきましては私が25年6月議会に、因清範町長のときに質問いたしました。そのときに因町長が短く返答を申しますと、25年度から解体に向けての設計をするようなこととして出しておりますと、いうほうの今後理解のほどをお願いしたいと思いますということで、25年度からそういう設計をすることにいたしておりますという返事をいただいております。その件についてはどうなっておりますかね、町長。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

旧焼却場の煙突の件だと思いますけども、実は水鳥橋もつくりきらんどってですね、なかなか人命にかかわらないことは後に後にというように、そういうようになっております。こういった解体費を聞きますと3億4,000万円ぐらいかかる。そして、その後の跡地が全く利用をどのようにやるのかってことも全く計画されておられませんので、今のところまだ先送りになっております。

そういった中で、もう崩れて危ないよといった形なれば、喫緊というか人命にかかわることをございますから、やらなくてはならないと思っておりますけども、先ほど田川議員もおっしゃっていましたが、あれもこれも全部早急にやらないかんということになりましたら、やはり優先順位つけながらやっていかないかんということも私たちも考えておりますので、できましたらもう少し時間をいただきたいと思っております。崩さないかんことはもう理解しておりますので、なるだけ財源が許せば対応してまいりたいと思えます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

町長から今返事いただきましたが、ついでに申しますと、これに26年3月議会にも質問いたしました、この件につきましてですね。解体についての見積りによる設

計というのは3月末までに出されるようになっておりますと。26年3月に見積りが出るということで因清範町長がそのときに答えてあります。それと、26年6月議会で質問しましたら、そのときは都市政策部長でありました今の副町長の吉武副町長が答弁されておりました、焼却場の解体計画につきましては、公共施設等総合管理計画策定を予定しております、計画の中で除去する施設として解体を計画いたします。解体の時期としては、平成27年度末までに公共施設等総合管理計画等の策定完了を目指し、翌28年以降に財政状況を見ながら除去する施設として解体の計画となりますというような答弁をいただいております。

ほいで、今回総合管理計画が出ました。その中では、基本方針として旧清掃センターは地震等の2次災害が懸念されるため、早期解体に向けた検討を進めますという基本方針が発表されております。そういうことで予算的なものもありますから、今まで余り町長には無理を言いませんでしたが、一応こういう返答が前々からあつたということは知っていただいて、ぜひとも建てる時は朝日区も町に相当協力したつもりですから、建ててしまやあもう知らんぞっていう形じゃなくして、あの一帯のイメージが焼却場があるということで下がっておるということでありますので、ぜひとも早く予算的なものを努力していただいてやっていただきたいと思えます。

それから続きまして、朝日区町営住宅の建て替えについてというところで質問させていただきます。

公共施設等総合管理計画が平成28年11月に配布されましたが、町営住宅朝日団地の建て替えってというのはどうなっておりますかという質問なんです、粕屋町の長寿命化計画では、これ25年3月に出されたんですが、朝日1団地が平成31年、第2団地が33年と34年、第3団地が平成35年ということで計画されております。

それで、これは27年3月議会に私一般質問しましたところ、当時の水上住民福祉部長が答えられておりました、朝日団地につきましては、いずれも耐用年限が迫っておりますので、5年後の見直しの際には方向性を決められるよう平成28年度からその準備、検討に入っていく、見直し計画の中に盛り込んでいきたいと考えておりますという回答をいただいております。

続きまして27年9月議会に、これは一般質問しましたところ、因清範町長のときに質問したんですが、町営住宅2団地に、ここに5階建てで計画しようっちゅうという、この管理計画でなっております。しかし、1団地と3団地は、だから引っ越しせんでもいいんですが、2団地はやはりほかのところ一旦移らないかんですね、あそこに建てろっちゅう計画になっております。やけん、2団地の方が全部引っ越ししてどっかに移るといふことになると、やはり言い方悪いですけど、皆さ

ん高齢の低所得者でありますので、急に言われたり、自分で探してこいって言われたり、そういうことを言われたっちゃあ、どうしようもできない方ばかりやないかと思っております。

それで、長寿命化計画が出たときに、私はすぐコピーして皆さんに配っております。こういう計画がありますよと。だから、それに対しては準備せないかんですよというようなことを配っております。それで、因清範町長に9月議会に質問しましたところ、今居住してある方に最大限迷惑がかからない手法で善処したいと思っておりますと、それで今度の公共施設等総合管理計画の中で詳しく計画いたしますという回答をいただいたから、公共施設等総合管理計画が出るのを楽しみにしとったんですけど、総合管理計画の基本方針の中では、耐用年数を迎える施設については直接建設、民間賃貸住宅の改修、借り上げ制度、PFIの活用などの適切な方法を検討を行いますということで、また何か最初に戻ったような感じですね、これではですね。

やけん、もうちょっと詳しいことがここに出てくるっちゃないかなということをおもっておりましたけど、それが全く元に戻ったような形で出てきましたんで、どう町民の方に説明していいか、できればもう31年、最初のうちが31年ですから、早く計画等を出していただいて、やっぱり住んである方がどういう形で引っ越しして工事にかかるかというような計画を先に立てていただかんと。それから寿命が来て計画を立てると、また二、三年かかりますし、その間にやはり住んである方は落ちつかんでどうするか、こうするかというような心配までかけられますので、ぜひともただ今言いました焼却場等を建てる時も、町には大変協力しております、朝日区はですね。その計画の中の、今日は言いませんけど、まだ実行されていないことがあるんですね、問題が。だから、そういう問題っちゃうのはもう皆さんぐずぐず言いよりませんから、言わなかったらもうほったからしとくっちゃうようなことやなして、ぜひとも言われなくともそういう立てた計画は、迷惑のかけないような方法で町長にはぜひとも計画を立てていただいて、何とか無事に皆さん方が住めるような、吉武副町長ももともと地元におられた方ですから、ぜひともそれに協力していただくようお願いいたしまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

(6番太田健策君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩といたしたいと思います。

(休憩 午前10時05分)

(再開 午前10時15分)

◎議長（進藤啓一君）

それでは再開いたします。

4番川口晃議員。

（4番 川口 晃君 登壇）

◎4番（川口 晃君）

こんにちは。議席番号4番、日本共産党の川口晃です。よろしくお願いします。

まず最初に、小・中学校の医療費無料化を目指しての質問を始めます。

1番、ペナルティー問題です。この件につきましては、余り知られていない問題です。子どもの医療費助成を行う自治体に対して、国は国民健康保険の国庫負担減額調整措置を行っています。つまり、助成を行う自治体に対して交付金の減額を行っています。それが今回、厚生労働省保健局国民健康保険課長通達により改められました。それについては町長、ご存じでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

テストのようなことをございますけども、私は方向性を聞くものであって、所管のほうから答えさせます。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

見直しがなされたということについては認識をいたしております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

それでは、今から中身について質問します。

この通達は、以下のようにも述べています。

全ての市町村が未就学児までは何らかの助成措置を実施している実態等を踏まえ、自治体の少子化対策の取り組みを支援する観点から、平成30年度より未就学児までを対象とする医療費助成については国保の減額措置を行わないこととするということです。・・・してますね。これは、減額措置廃止を求める多くの国民や全国知事会など、地方6団体の要求に押された形での廃止です。

私が握ってる資料なんですけど、これによると、秋田県では県と市町村で1億4,000万円もの減額があります、秋田県では。福岡県は人口もはるかに多いでしょうから、減額の額は相当な額だと思います。この減額について、粕屋町に還元され

る金額は幾らになるか、何か分かりますか。お答え願います。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

粕屋町の減額ということでございますが、28年度におきましては約480万円程度ではなかろうかというふうに考えております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

それでは、分かりました。次に移ります。

ペナルティー解除の交付金を利用しての中学生の通院費に対する助成をという項目です。

私は、この還元される交付金を利用して、中学生卒業年度までの通院費の助成を行ってはどうかと思うのですが、どうでしょうか。今年度、平成28年度の粕屋町の中学生の生徒数は、粕屋中学校が718人、粕屋東中学校が592人、合わせて1,310人。平成30年度から始まるということですから、平成30年度以降、大体生徒数は若干増えるでしょう。西村教育長、大体の数が分かれば答弁してください。出さなくて、出すようだったらもういいですよ。これに何十人か増えるということですよ。

それらを基礎にして小学生4、5、6年生の生徒数と通院費の関係、中学生の生徒数と通院費の関係を計数化して計算すると概略の費用が出てくると、直ちに出てくると私は思います。

因町長、答弁ここは難しいんでしょうけど、大体費用が幾らかかるか、概算で計算したことはあるでしょうか。担当の課長、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

藤川総合窓口課長。

◎総合窓口課長（藤川真美君）

厚生保健局調査課資料最新の26年度分と29年1月末の人口で大まかに計算した数字によりますと、大体中学生の通院で年間2,500万円ほどの予算になるかと見込んでおります。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

いや、私が聞いているのは、通院の関係なんですが、通院です。

◎議長（進藤啓一君）

今2番目ですか、括弧の。

◎4番（川口 晃君）

はい。

◎議長（進藤啓一君）

(2)ということです。

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

何かまだ準備が整ってないようなので、これは後で資料として私に下さい。計算して……。

次に移ります。

国に対して中学生卒業までの医療費の無料化を要求することは考えているかということ。これ町長にお尋ねします。

ちょっと待って。因町長は、福岡県で一番子育てしやすい町ということを公約をしてあります。関東、関西では、高校生までの医療費助成を行っている市町村がもうあまたあります。福岡県でも18歳まで助成を行っている自治体が、たしか苅田町と古賀市か新宮か、どちらかがやっております。中学校卒業までの医療費の無料化は、もう福岡県でも多くの自治体があります。町長はこの件に関してどういう、まだ準備が整ってないと思いますが、どういう見解がありましようか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

新宮町がそういったことをやってるということはお聞きいたしました。そういった中で、大変ですよと、物すごい金額が出てきますよという形は聞いております。ですから、昨年10月やったですかね、中学校の入院費については、糟屋地区1市7町でやっぱり統一しようということで、先にはもう新宮町がやっておられましたけれども、別の自治体は昨年の10月に統一させていただいて、入院費については無料化するということで昨年決めたばかりでございます。今後のことにつきましては、これは先ほど言われましたように、小学校4年から6年の人数がそのまま中学1年から3年に当たって、それが整合性があるのかということ、私は若干ちょっと違うんじゃないかなと思います。中学になりますと部活がございまして、そういった中で非常に多くの方がけがをしたり、そういったことをされております。ですから、通院費を加えますと、非常に高いレベルの金額になってくるという報告も受けておりますので、もう少し見合わせてみようといった形での昨年10月の検討でございませ

た。ですから、その件につきましては、もう少し検討させていただきたいと思imas。
す。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

私が今言ってるのは、国に対してそういう国民の要求があるということを伝えて
くださいということです。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

こういった国への要望というのは、やはり議会の中では意見書等がございますの
で、そういった中で出されて議会で国に出すということも可能ではないかなと思っ
ております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

それについては理解してます。ただ、町長が町長会なんかでもしそういう意見が
言えるときがあれば、そういう意見もあるんですよということを表明していただき
たいということです。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

できる限りそういった、去年入院のことを議論したばかりでございますので、そ
ういった方向につきましては新宮町の動向を見ながら、また判断させていただき
たいと思います。全部で1市7町の中で統一させて、できるだけ統一するようとい
うことで考えておりますので、提案させていただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

そういう意見を伺いましたんで、次に移ります。

役場職員の労働環境についてです。

地方においては、労働者の賃金や超勤、残業等の賃金形態あるいは年休や保険や

休暇、また雇用形態などは、雇用労働環境は役場職員の水準を基準にして大体決められていきます。私は国家公務員でしたけども、国家公務員に準じて地方公務員になるし、そういう関係になっているんだと推測しています。

まず最初に、定数と実数について伺います。粕屋町広報のかすや12月号、これに職員の待遇が公表されています。職員数の状況、12、13ページですね。これの6番目、職員数の状況というのがありますが、これに基づいて質問したいと思います。

28年度の職員数は実数で218名、定数で237名となっています。まず、定数の237名はどのようにして決められたのかということです。私が調べたところによりますと、粕屋町の定数条例、これの第2条に記載されています。しかし、この定数は、改正が平成12年6月30日発行であります。今度また給食センターの、それに伴う人事異動で改正されますよね。それ以降改正されてません。その表の中の主な増減利用の項に参考として、人口1万人当たり職員数30人とか、また小計のところでは42人と違った数が書かれています。私は、この差がちょっと分からないんですが、理解に苦しむんですが、自治体人口数とか財政の規模、その他の事情で定数は決めていくんだろうと思いますが、私が知りたいのは定数を決める論理なんですが、どういうことで、論理的形式で決めてるんでしょうかね。ちょっと町長、難しい。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

内容につきましては所管のほうから報告させたいと思いますけども、ちょうど平成18年ですかね、粕屋町の行財政改革がありまして、大幅な民間ができるものは民間にといった形での改革が出されまして、そのときに若干定数が下がってきているということがございます。ですから、その件も兼ねて、所管のほうから報告をさせていただきたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

粕屋町職員定数条例が昭和63年に全部改正された当時の定数は183人でございました。その後、新しい部署の創設や業務体制の見直し、権限移譲に伴う業務の拡大等に伴い定数を増加いたしまして、議員おっしゃいました平成12年6月において現在の定数237人が定められております。その際にも職員数は満員状態ではなく、若干実数は下回っていたようでございます。その後、平成18年度からの行財政改革等により実数は減少していき、平成24年には206人と大きく減少いたしております。

そのような状況において、メンタル不調職員の増加や業務量の増加に対応するため職員増員に方針転換をいたし、平成25年からは職員数の増加を続けており、現在の219人となっております。この定数という考え方には、最大数という意味合いで捉えており、減少の際には条例の改正を逐次行ってこなかった状況でございます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

最大数というんですが、定数を決めるのに何か仕組みがあるのでしょうか。全然ないんですか。それを教えてください。

◎議長（進藤啓一君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

地方自治法がまずありまして、こちらのほうで普通地方公共団体に職員を置く。その職員の定数は条例でこれを定めるというふうになっております。粕屋町の役場の職員の定数につきましては、先ほど議員も言われましたように、粕屋町職員定数条例において、町長それから議長、教育委員会、それぞれの所管の機関において定数というのを定めております。これはもう条例を見られたからお分かりかと思えます。基本的に定数を定める際の基準というのは、町の状況等、各自治体等の状況等を勘案して自治体の裁量のほうで決めるというふうになっておりますので、人口何人に対してとかというのは目安ではあるかと思えますけど、特に規定されているものはありません。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

そしたら、今までの経験数によって決めてるというふうに理解したらいいんですか。

◎議長（進藤啓一君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

先ほど、部長のほうからの説明の中で昭和63年のところからこういう条例とかで定めがあって、いろいろ途中で新しい部署ができたりとか、大きいものでは新しい部署ができるごとに定数というのは扱ってきて、職員の実情に合わせたところを変えてきたというのが現状です。最終的に平成12年6月の定めた時点での定数が237名という定数で定めておりますが、その後先ほども説明がありましたように、

行財政改革等で人数等、実数のほうは下がりましたが、改正は行わなかったということで、その後先ほどの説明と重複しますが、職員のほうにメンタルの状態を悪くする者とか職場環境が、実際人口も増えておりましたし、行財政改革等の中で地方が担う業務も増えていくと、そういうふうな状況の中で職員は増やす方向でという方向転換がありまして、今現在増やしておるという状況です。そういった中で追いついてないというのが現状です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

実数も含めて何か答弁されたようですが、この実数、それもやはり根拠があると思うんですが、私が2015年に3月議会でも一般質問をやったんですが、正規職員、嘱託職員、臨時職員の雇用状況、この一覧表、これによって実数がずっとありますね、安河内部長は知ってあると思います。実数を決めていく根拠というのは、仕事の量によって決めていくということですかね。何か根拠があつて。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

当然、行財政改革等を受けて今の流れなっておりますので、その部署における業務量の多寡に応じて必要人員を配置するという考えは基本に持っております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

さっきも申しましたように、定数が237名、それから実数が217名、この差が20名あります。私の考えでは、この20名を完全に埋めてもいいんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

今現在、職員のほうからも人員増の要求というようなことが上がっておりますので、将来的に、今現在は職員を増加していく方向でやっておるとことはご説明いたしました。急激に増やすということは、例えば採用の関係からいたしますと、職員を一どきにたくさん入れるというのは、優秀な職員を入れたいこちら側の立場としては一どきには入れられませんので、今現在徐々にそういった増加を、緩やかな増加を今考えておるところです。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

それについては、多分に評価いたします。

続きまして、次に移ります。

大量の非正規職員の問題についてです。

私は、非正規職員の問題については、さっき言いましたように2015年3月議会でも一般質問をやりました。さっき言いましたこの資料とともに、ほかに2点の資料をもらっております。臨時職員雇用状況抜粋、それから保育所嘱託臨時職員雇用一覧表という資料もいただいております。これは、後ほどもらえたらもらいたいなどというふうに思います。

話を進めます。

2015年度におきます非正規の比率は52.6%です。内訳を言いますと正規職員が215名、嘱託職員が70名、臨時職員が171名ということで、その比率は52.6%である。半数以上は非正規職員が占めていると、こういう現状です。私が先日いただきました資料なんですけど、これは福岡県労働組合総連合、県労連が発行してる資料ですが、11月の体験交渉を通じて得た資料で、職員数は平成27年4月1日現在、臨時、非常勤関係は平成28年4月1日現在で発表されております。職員数が223名、臨時、非常勤は201名、非正規率がこれは47%と若干低いんですね。これはちょっと何かの差があると思います。

仮に私がさっき申しましたように、平成28年版の粕屋町のさっきの資料からすると、50%をはるかに超えてるんじゃないかと。現在の安倍政権がやってるのは、働く女性の後押しですね。国策の大きな柱になっています。同様に、日本の未来を支える青年たちに希望を与えるということでも、非正規のこういう職員の人たちにも十分な賃金と働きがいのある正規職員としての身分保証が必要じゃないかというふうに思っています。正規と非正規との賃金格差は40%ぐらい、ますますひどくなっています。西日本新聞の昨年12月19日付、それから12月21日に非正規問題について連載されております。トップ記事です、これは。

まず、定数いっぱいの237名まで職員を増やそうということでさっき言いましたけども、それにこの差ですね、まだ順次追いつかないということですね。そういうことですね。答弁をお願いします。ちょっと答えてください、やっぱり確認しとかないかんけん。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

定員いっぱいというお話でございますけども、先ほど申し上げましたように緩やかに増やしていきたいということで考えておりますので、その理由は先ほど述べましたように、一どきに大量採用というのは、将来的にもそういう年齢の固まりとかが出てきますので、そういった対応をするために緩やかに増やしていきたいということでございます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

それでは、次です。

有能な非正規の職員に対しては、役場内試験を通じて正規に採用していく方法もあります。私は大学にいたころ、組合の役員をしてましたんで、実際に事務の非正規の人を定員化すること、それも成功しました、なります。宇美町においては専門職の方、たしか保育士でしょう。二、三年にわたって二、三人ずつ正規にしました。それは宇美町に聞いてください。

因町長、非正規職員の正規化についてはどのように考えてあるでしょうか。何か方法があれば、幾らかでもしていった方がいいんじゃないかと思いますが、有能でもう経験がありますから、即戦力になります。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

私も議員時代にそういった質問をしたことがあるんです。非常に優秀で、それもやはり幼稚園の職員でございました。優秀で幼稚園の園長が推薦すれば雇われんですかと、嘱託のほうが正規職員よりも優秀だといった形で、そういったことも・・・おりますので、何とかそういった方は試験を受けられんですかと言ったら、たしかあときは年齢でひっかかってもう受けられん状態になられていたようです。ですから、思いというものは、やはり優秀な職員があれば雇いたいという意識はございますが、役場のそういった条例とか決まりというものがございまして、そういったものについては守っていかなければならないと思っております。

そういった中で、今後はまた議論しながら、そういったものが許せるものであれば、やはりそういったものは即戦力でございますから、非常に貴重であると思えますから、今後そのような提案されたものにつきましては検討をさせていただきたいと思えます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

いい回答だったと思います。評価します。

次に、非正規職員の中に勤務時間が7時間30分の人が多いですね。これは、普通の正規職員と同じ労働形態じゃないかと私は思うんですが、いかがですか。

◎議長（進藤啓一君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

今ちょっと言われたのが7時間45分が正規の時間だと思います。今ちょっと質問の内容がよく分からなかったんですが、7時間30分残業されてるというようなご質問なんですか。

◎議長（進藤啓一君）

どうぞ。

◎4番（川口 晃君）

私がいただいている資料によると勤務形態、図書司書7時間30分勤務とか、それから用務員7時間30分勤務、8時半から17時、両方とも。それから、障がい児等対応支援員7時間30分、こういう方を指してるんですが。

◎議長（進藤啓一君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

基本的に、フルタイムっちゅうか通常勤務されている状態で、嘱託とか臨時の方であっても7時間45分というのが基本です。ですから、今言われてる30分というのがどういった資料を見られてるか私分からないんであれなんですけど。

あと、臨時の方につきまして、先ほど人数がかなり、私が監査とかで出している昨年の監査時点では臨時の方197名ということで監査資料は出させてもらったんですが、実際197名といたしても、その中には今言いましたように毎日通常勤務ということで7時間45分働かれてある方もありますし、毎日短時間、短い時間で働かれてある方もありますし、2か月間で25日と、こういった形態で働かれておる方もありますので、197人おるから197人だという1対1っていう考えじゃなくて、ちょっとそこは考慮した状態で見ただけかなければいけないかなと思っておりますし、期間的に臨時の方を雇う期間がありますので、197名というのが常時いるというわけじゃありませんので、その点はちょっと考慮して考えていただきたいと思

います。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

私の勘違いもありましたが、じゃあ賃金ベースアップとかボーナスっていうのはまだないわけですね、そういう形はね。

◎議長（進藤啓一君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

処遇についてですが、実は臨時職員の方の処遇につきまして、こちらのほうとしても検討しておりまして、雇用環境を改善するというようなこともありますので、平成28年度から通勤手当の支給というようなことを新たに取り入れております。あと最低賃金等との兼ね合いもありますので、平成29年度の予算計上に際しましては、時間給の見直しということで増額のほうを行って、予算計上のほうを行っております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

分かりました。この問題はまだ緒についたばかりだろうと思いますので、再度機会があったらまた質問していきたいなというふうに思います。

3番目ですが、政府のペナルティー問題ですが、なければいいんです。政府は、自治体に対して何度も何度も自治体職員の数を減らせと、合理化して職員数を減らせと、5%減らせ、何%減らせというふうに来たと思います。減らさないと交付金を減らすぞという脅しもかけてきたと思います。私たちの大学でもやられました。交付金を減らすなどというのは、地方自治を侵す憲法違反の行為、地方自治への違法な干渉だと私は思っています。これペナルティーはあるんですか。

◎議長（進藤啓一君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

先ほどの答弁の中にも若干触れさせていただいたんですが、定員の考え方において、地方公共団体の場合は、行政運営を行う上で最少の経費で最大の効果を上げるとともに、常にその組織及び運営の合理化に努め、その規模の適正化を図らなければならないというふうになっております。地域の実情を踏まえ、自主的、計画的に適正な定員管理に取り組むことが求められるというふうに定められておりまして、

先ほども言いましたが、地方自治体の場合は、ここは地方の裁量というようところで定員は定めてきたというところです。そういう経緯もありますので、定員を割ってるからといってペナルティーというようなものはありません。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

分かりました。要するに、定数いっぱい職員を雇ってもペナルティーはないという、そういうことですね。

それでは4番目、超過勤務問題について話を進めます。

現在の国会で働き方改革というのがいろいろ取りざたされておまして、超過勤務の問題が大きな議題になってますね。この前、電通である女性の方が過労によって倒れて自殺されました。もうひどいですね、1か月に80時間、100時間、女性でどんどんやらされてるんですね。こういう実態を何とか改善しようというのが今度の改革だと思ってたんですが、実際は何か2か月160時間を許すとかそういうことで、私は許すべきじゃないというふうに思います。

現在の職員の超過勤務実態について伺います。平成28年度はまだ続行してるので、平成27年度で結構ですが、年間平均は1人当たり何時間ぐらいしてるでしょうか。そういう計算してない。また、一番多い人は何時間ぐらいやっていますかね。データ的に整理してないですか。答弁をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

平成27年度の決算内容でございますが、現状を報告いたしますと、年間の残業時間数は2万2,715時間、費用としては4,640万円となっております。平成26年度が2万858時間、平成25年度が1万7,680時間ということで、徐々に増えてきておることは事実でございます。ただし、内容的にはプロジェクト事業でありますマイナンバー制度でありますとか総合計画あるいはこども館建設など、大きなイベント事業あるいは突発的な災害対応等を含んでおる状況ですので、一概に全体が増えてるということの判断ではないと思います。

先ほどおっしゃいました最大、その辺はちょっと数値的に把握しておりません。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

そしたら、後日資料ができましたら、私にいただけませんか。そしたら

大体の傾向が分かります。

それでは、さっき申しました非正規の職員なんですが、非正規の職員にも超過勤務というのは何かあるんですか。

◎議長（進藤啓一君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

非正規の職員の方であっても残業されることはあります。必ずないというわけじゃなくて、場合によってはあります。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

それは確認事項なので、確認したから結構です。

それでは、最後に3番目です。高齢者にやさしいまちづくりということで、あと26分ありますので、やっていきたいと思います。

敬老祝い金の拡大についてです。昨年でしたが、100歳の祝い金の削減のことが提案されましたが、これは否決されました。私が柚須区の区長をしているときにも、高齢者の長寿祝い金の制度の削減がありました。区の敬老会の案内を配りながら、市と社会福祉協議会の祝い金を手渡していくんですが、祝い金が削減されたことに対象者の方に祝い金が削減されました、残念ですがということを書いて回る必要があるんですが、肩を落として残念がられました。現在税金は増額され、国保税や医療費、介護保険料や電気使用料金、NHK受信料まで増額されて、おまけに年金支給額は削減されます。私も5万円今度削減されます。特に年金だけに頼る高齢者の生活は本当に大変です。少しでも高齢者の手助けになるような町からの援助が求められているんじゃないかとは思いますが。

60歳を祝う還暦、60歳はまだ早いですね、これはね。例えば70歳を祝う古希、88歳を祝う米寿などがありますが、こうした節目のお祝いするとき、町の発展、大きくは国の発展に尽くされた、寄与された高齢者への感謝のお礼の祝いをしてもいいのではないかと、私は逆に思います。どの祝いでも結構です。少額でもいいと思いますから、祝い金の拡大は考えていったらどうでしょうか。救済という意味もあると思いますが、即答は難しいかと思いますが。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

二、三年前に70歳の古希につきましては削減したっていう、やりました。ですか

ら、最終的には寿がつく77歳、88歳、99歳が寿がつかますね。そういった中で今後は検討しなければならないのかなと私は思っておりますが、やっぱり80とか90っちゃうのは節目の年でありますから、それはお祝いじゃないのかなとかちょっと思ったりしております、個人的にはですね。ですから、金額が少額であれば、やはりそういった中で行政は大枠で財源を見つけないかんから、そういった中で少額でもそういった祝い金が出ればとは思いますが、やはり100歳の鶴寿ということは、今粕屋町と篠栗町だけなんです。篠栗町は、ほかの部分については全部少ないです、何もかんもがですね。ですから、やはり担当者といえども、よその町とすり合わせようという意識がございますので、そういった中で粕屋町が一番今のところ見ると、手厚いような気がいたします。ですから、これ以上の部分についてはなかなか難しいのかなという、よその行政も粕屋町を見習えと、もう少し出せといった形になる可能性もありますから、そこいらは若干、今後町長会なりで検討しなければならないかなと思っておりますが、やはり高齢者を祝うということはぜひ必要なことであると思っておりますので、真心を込めてしっかりと職員も私たちも対応してまいりたい。金銭でない場合は真心でカバーするというような、そういった意識もあると思っておりますので、ご理解を願いたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

言いにくいことを、なかなか言葉に表すことは言いにくいでしょうが。私ももう両親亡くしましたんで、親孝行したいときには親はなしということに大体なるんですが、やはり高齢者を祝うということは必要じゃないかなというふうに思います。

時間の関係がありますので4番をやりたいんですが、議長、よろしいですか。

◎議長（進藤啓一君）

どうぞ、結構ですよ。

◎4番（川口 晃君）

4番の介護保険適用の申請の問題について、飛ばしてやります。後ろに傍聴者も来ておりますので、関係の傍聴者も来ておられます。

この件に関しては、幾つかの事例を挙げて質問していきたいと思っております。事例を挙げますので、ちょっとしばらく聞いてください。

事例1、Aさん。昨年11月ごろ、奥さんと娘さんが介護保険認定申請書をもらいに行かれたそうです。2人の女性が対応されたそうですが、認定書の書き方を説明しながらでしようが、近所のゆうゆうサロンではどうでしようかとかのやりとりが

あり、簡単に申請書を渡すわけにはいきません、申請しても認定を得られるかどうか分かりませんと言われ、すったもんだの末、30分間か40分かかりましたが、申請書をやっともらえたそうです。この方は、申請書を役場に持っていきたくないということで、ケアマネジャーさんの資格を持ったBさんに依頼されたそうです。Bさんは窓口の状況を察して、委任状を持っていかれ提出したら、窓口の方は真偽を確かめるということで申請者の奥さんに電話されたそうです。

事例2です。Cさんの場合。昨年の春から夏にかけてのことです。Cさんの義理の娘さんが介護保険認定申請書を受け取りに行ったそうです。窓口に出てこられた方からいろいろなことを説明、尋ねられて戸惑い、申請書はもらえずに帰ってきています。ケアマネジャーさんが不思議に思われ、再度申請書を役場にもらいに行くように促されましたが、義理の娘さんは行かず、実の娘のDさんが行きました。Dさんは、ケアマネジャーさんが話されていた方が不在だったので、窓口に出てこられた方と話すことになりました。介護申請をする目的とか、どこが悪いのですかとか、根掘り葉掘り質問をされたそうです。このDさんは、介護関係の講習を受けていたので、腰が悪いからとか足が悪いからとか、つえをついて歩行しているなど答えたと話しています。Dさんは、窓口で審査を受けているような感じ、認定かどうか振り分けられているような感じだとぶりぶり怒って帰ってきたそうです。このCさんは、結果的に認定され、介護2が決定されたそうですが、今は体が少し改善されて介護1に下がっています。

Eさんの場合、3番目です。Eさんは入院中で主治医から1か月後の退院を許可されていました。妻がケアマネジャーと一緒に記載した申請書を提出しようとしたところ、窓口の担当の方は、申請に来るのが早過ぎると言って受理しなかったそうです。それで、困った奥さんは戻って主治医に相談し、介護福祉課に連絡してもらい、翌日にはソーシャルワーカーとケアマネジャーさんも介護福祉課に連絡してもらい、その後奥さんが窓口を持って行ってやっと受理されたそうです。この方は、要介護3に認定されたそうです。

病院からもいろいろな事例が来ています。この病院は、病院名を出してもよいと言っています。事例4、退院日が決まらないと受理してもらえないので、介護認定の結果を待たなければなりません。したがって、退院日は延びるし、段取りがとれずに、家族も多くの不安を抱えていると。

事例5、実際に申請書を受理されず、自費で住宅改修や福祉用具の貸し対応をしているケースも発生しているそうです。

事例6、状態変化による区分変更の受理もしてもらえないと。

事例7、在宅では、更新時期が近いと区分変更を受理してもらえないため、2か

月ほどの間保険外のサービスでつなぐ結果となり、自費での負担をかけることになっていると。これ病院からのあれです。

私がつかんでる事例は、これは発生してる氷山の一角かもしれません。こうした事例が多くあることは、何らかの指針があるからじゃないかと私は思うんですよね。きのうも、ファックスである施設から事例を送ってきました。

ここで伺いたいのは、申請者対応マニュアル、そういうものが介護関係のどこにあるんでしょうか。町長、まず振ってください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

いろいろな事例をお聞かせいただいて、本当にありがとうございます。この分につきましては、早速調査しながら検討させていただきたいと思います。内容につきましては、所管のほうから説明をさせます。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

いろんな窓口で不具合、またご心配をかけるなり、不愉快な思いをさせてきたということでの事例の報告をいただきまして、ありがとうございます。大変申しわけありません。私は、そこら辺については認識をいたしておりませんでした。

しかしながら、窓口では、やはり申請に来られたお一人一人の状態が違いますので、その状態やいろんな要望を聞きながら受け付けをさせていただいてるんではなかろうかというふうに思います。職員一人一人違いますけれども、同じ目線で、そしてその窓口で申請に来られた方の思いを酌みながら十二分にお話を聞き、そして適切な対応をさせていただいてるんだらうというふうに考えておりますが、具体的にそういうふうなご指摘がありましたので、今後は事実関係を調査しながら、そして全職員が、窓口の対応をする全職員がそういうようなことにならないように努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、意に反してどうしてもやっぱり申請を受け付けできないというふうな部分を……。

◎議長（進藤啓一君）

（チャイムの間）ちょっととめてください。

どうぞ。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

まずは十分に傾聴しながら、その状態に合わせた適切な相談を受け付けしながら

対応していきたいなと思います。職員にもまた協議をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

私の質問は、対応のマニュアルっちゅうのはあるんですか、それがあつかないか。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

そういうふうな窓口での対応マニュアルは、今課長に聞きましたが、ないということでございます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

平成27年度の粕屋町介護保険特別会計、これを見ると職員さんの頑張りもあつたんでしょう、約5,440万円の黒字です。このことは大変喜ばしいことですが、申請者が悲しむようなことは絶対許すことはできません。

この申請書の書き方を説明したとしても、渡すのに30分も時間がかかるというのは異常だと思いますが、これは町長に見解聞きましょう。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

人それぞれ状況が違つと、やっぱり30分、40分かかる可能性もあるかと思つます。そういった中で、やはりうちはワンストップでやっておりますし、いろいろなことで早く処理したいという、その方向も職員のほうから見えてきます。ですから、その時間については個々違つんじゃないかなと。早い人はもう10分ぐらいで終わるかも分かりませんし、その対応については認識しておりません。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

それでは、調査をさつきすると言われたから、調査をお願いします。

これからととととと質問していきますので、教えてください。

介護保険の加入者だったら、自分が不自由な体になったら誰でも無条件に申請書を出し、体が悪ければ認定を受ける権利があります。それについてはどうですか。

担当部長さん、権利はあると思いますが。

◎議長（進藤啓一君）

八尋介護福祉課長。

◎介護福祉課長（八尋哲男君）

申請書を渡さなかったり受け取らないという行為は、行政手続法等で違法行為であると認識をしております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

違法行為ですね。

私が今日問題にしてるのは、窓口で申請書をもらうのに時間がかかる問題、また不愉快さを感じるということです。本人に代わって申請書を受け取りに来る人は誰でもいいのではないかと思います。制限があるかないか、制限はないですよ。大体介護を申請したい人は動けない人が多いので、家族か他人の人に依頼するはずで。この依頼された人にどこが悪いか、どこがどうだとか、本人でないのに詳細に答えることはできないと、当たり前ですよ、こういうことは。制限はないと思いますから、制限はあるんですか、やはり。担当課長。

◎議長（進藤啓一君）

八尋介護福祉課長。

◎介護福祉課長（八尋哲男君）

病院の入院等や当面のサービスの見込みがないなど、介護保険の申請をするには余りにも適さないタイミングというのはございます。そういったところで入院直後ではなく、退院間近で判定を指導するようなことはあるようでございます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

原則的には、制限はないはずですね。

5番目ですが、申請書をとりに来る人は、説明の要らない人もいるわけですね。私は説明要りませんという人、いっぱいいるでしょう。一度持って帰ってよく読んで、分かならなければ窓口相談に来るということは、通常世間では行われていることです。だから、介護保険に限っては必ず説明を受けなければならないとかという

制限はあるんですか。もらえないということはあるんですかね。そういうことはないでしょう。

◎議長（進藤啓一君）

八尋介護福祉課長。

◎介護福祉課長（八尋哲男君）

介護保険自体は、まず介護を必要とする方、その困り感、そこら辺をまずお聞きして、それから自立に向けたことをまず考えるという姿勢で対応しておるところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

そういうことが少し影響してるんでしょうね。それを窓口の人は振り分けられている感じ。もう嫌な感じですね。窓口の人は、本人でないし、なおさらですよ。

さっきも申しましたが、代理人が申請する場合について伺います。私は、この申請書の現物でないですけど、説明書のこういうこれをもってあります。それからもう一つ、代理人による申請の場合、これはインターネットから検索したんですけど。これによると、任意の代理人の場合は委任状でよいということになっていますが、本人または家族に委任状の審議を確かめるということは、代理人に対する人権侵害にはなりませんか。担当課長、お願いします。さっきの例、事例1の場合。

◎議長（進藤啓一君）

八尋介護福祉課長。

◎介護福祉課長（八尋哲男君）

本人に確認してるという内容は、恐らく先ほども言いましたが、支援を必要とする人ができるだけその地域でその人らしく生活をするためにという思いで対応しているその中で、これは専門職種、資格を持った人間が今の状況どうなのかというところで確認をしていることだろうというふうに私は思っております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

窓口で対応された方はどなたか分かりませんが、代理人として持ってきた人はケアマネジャーさんですよ。ちゃんと国の資格を持ってる人なんですよ。その人が委任状持ってきたのに、これはにせものだとか言うてということは、それはおかしいんじゃない。どう考えてもこれは人権侵害ですよ。課長の答弁はちょっとあやふやでしたけども、その件については疑いがあることは確かでしょう。答弁をお願いし

ます。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

ケアマネさんは、その方、ご家族の状況等を十二分に把握された方であろうというふうに思っております。しかしながら、窓口でどういうふうな対応をしていたのか、それからどういう意図で本人に確認をしたかというのについてもちょっと課内で聞いてみたいと思います。そして、それがおかしい対応であれば、やっぱり改めるべきであるというふうに考えております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

これらの窓口で申請書を渡さない行為、また時間をかけて申請を諦めさせる行為は、北九州市で起こった生活保護の申請に来た人に申請書を渡さず、握り飯が食べたいと書き残して亡くなったあの件と類似のやり方だと私は思います。私は、介護保険の認定が必要な方はご自由にお取りくださいと窓口に置いてもいいのではないかと思うんですよ、申請書を。ある大手の福祉施設の方、粕屋町ですよ。その人も私と懇意にしているの、話してみました。窓口を申請書を受け取るときだけでなく、介護保険を受けることが本当に厳しくなっているように感じると。なかなか認めてくれないと言ってあります。

さっき申しましたように、昨日もファックスで事例が届きました、2つ。この方は、介護保険の申請や区分変更受け付けをなかなかしてくれないことや、認定結果が他の地域よりかなり低く出るという印象がありますと記述しています。こうした傾向は、個別の問題ではないと思います。個別だったら、こんなに多く事例は出てきません。これだけの事例を挙げて改善を要求してるのだから、真摯に受けとめてほしいと思います。障がいを持つ人たちが認定の申請がしやすいような窓口対応をしていただきたいと思います。部長、回答お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

十二分に検討させていただきたいと思います。前向きに検討いたします、やりたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

あと2つ残ってるんですけども、時間の関係でやったとしても途中で終わると思いますから、これで一旦質問を終わります。どうもありがとうございました。

（4番 川口 晃君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

これで暫時休憩といたします。

（休憩 午後0時10分）

（再開 午後1時00分）

◎議長（進藤啓一君）

それでは再開いたします。

7番福永善之議員。

（7番 福永善之君 登壇）

◎7番（福永善之君）

議席番号7番、福永善之です。ただ今より一般質問を行います。

今回は、質問を2問に絞らせていただきました。1点目は、教育委員会部局を中心に質問をさせていただきます。

まず、この質問を始めるに当たり、教育長、なぜ議員さんがPTAの問題を取り上げるんだらうという認識でおられましたか。

◎議長（進藤啓一君）

それはちょっと、それは質問に当たらんじゃないでしょうかね。答えられますか。

どうぞ、続けてください。

◎7番（福永善之君）

じゃあ、続けましょう。

私が言わんとする趣旨は、税金、補助金ですね。PTAには、今実際には補助金を直接には交付してない。だから、交付してない先にどうしてこの議場でPTAの問題を取り上げるのかという、そういう質問をちょっと投げさせていただきました。今中身を私が伝えましたので、先の本当の質問に対してどう思われましたか。

◎議長（進藤啓一君）

西村教育長。

◎教育長（西村 久朝君）

どう思われましたかということですけど、通告書をいただいておりますので、PTAの運営若しくは補助金等について関心をお持ちいただいているんだなということを感じただけでございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

では、本題に入らせていただきます。

今粕屋町には、小学校が4校、中学校が2校で計6校を義務教育施設として粕屋町の教育委員会のほうで持っているということですね。その各学校にはPTAという、これは英語表記になっていますので、日本語表記にすると教師父母会という感じで考えていただいてもよろしいと思うんですけど、その教師父母会という団体に対して、どういう位置づけなのか。例えば任意団体なのか、若しくはもうこれは強制的に入らないといけない団体なのか、その辺はどのようにお考えでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

西村教育長。

◎教育長（西村 久朝君）

通告書には、任意団体であることを周知されているかという質問をいただいておりますので、恐らく福永議員は任意団体であることをご存じの上で聞いてあるんだろうと思います。正式には社会教育団体というのが正式名称でございます。これは、昭和22年3月に当時の文部省が教育の民主化ということでこういう組織を立ち上げて、最初は学校の支援団体ということでありましたけど、やはり学校を支援するだけじゃなくて、本来の子どもの健全育成のために、もう一つは社会教育関係団体という位置づけをしてる以上は、会員相互の、いわゆる大人の研修と、学習の場、それから会員相互の連携、または学校の教育環境の整備の支援、そういったものをこの団体が行うと。また、この団体は法的にも位置づけられておまして、社会教育法第10条でしたか、社会教育関係団体とは、公の支配に属さず社会教育を行うというようなことが書いてあります。したがって、これは行政側が強制的にこの組織に皆さん入ってくれとか、この組織はこうあるべきだとかということとは言えない組織であるということは認識しております。ようございますか。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

行政は立ち会わないというところは、そのとおりでしょうね。

PTAというのがどこの学校にも設置されてると思います。その中で、今年の2月に、これは数年前にある自治体のほうでPTAの入会が自分の意思と反して強制的に行われてるんじゃないかということで裁判になったケースがあります。その自治体の管理してるまず地裁では、原告が敗訴という結果になりました。その後、そ

の原告の方は高裁のほうにまた訴えられて、高裁のほうで和解したと。それが2月の中旬に和解したという案件があります。内容的には、PTAは任意団体であるということはその裁判の中でも述べられております。

そうした中で、今粕屋町、お子さんをお持ちの親御さんたちに任意団体であるPTAに入会しますか、それともしませんかという問いかけをなされているのかどうか、それをお答えください。

◎議長（進藤啓一君）

西村教育長。

◎教育長（西村 久朝君）

恐らく今議員さんがおっしゃられたのは、2月23日の朝日新聞の記事のほうから引用された分だろうと思います。これは和解ということでありました。その中に書いてありますが、入会届を出させるべきではなかったかという弁護士さんのコメントもあるようですけど、粕屋町におきましては入会届、入会する、しないというアンケートはとってはおりません。ただ、小学校、中学校入学前の説明会のときに、県のPTA会長のDVDが各小・中学校に配布されまして、PTAとはこういう組織ですよと、ぜひ皆さんご協力をとというのがまず各学校流されてるはずですが、そして、その中にPTAの学校保険というのも紹介も同時にされてるわけですが、またそこでPTA会長が入学式、またはPTA総会等でPTA活動のご協力をお願いしますというような呼びかけはしております。ただ、入る、入らんということはとっておりませんが、入っていただいてこういうご協力をお願いしますという呼びかけで、現在のところ小・中学校に在籍してる子どもたちの保護者または教職員全員は、加入をしております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

入会の意味というのがやっぱり確認ができてない状況で物事が進んでるということですよ。PTAの組織ということ、例えばこれはまた事例なんですけど、ある自治体の学校で、PTAという組織に対する内容がちょっと分からないということで親御さんが退会をされた。その中で卒業式があって、PTAとしては各卒業生にコサージュをPTAの会費から出してやろうということで進んだようです。ただ、一方ではPTAを脱会した親御さんのお子さんはPTAの会員ではないお子さんであるから、コサージュは出さないということで、公の席上で子どもに対するPTAがあるべき平等性というか、子どものために設置してあるPTAが何で卒業式

の場でコサージュのついてる子とコサージュがついてない子、それはただ単に親がPTAに入会してるか、入会していないかの差だけで公の場でそういうことをさらしたのかと、そういうまた裁判があったんですよ。

やはり、そういう何というか、先ほど教育長のほうでいろいろな席上でPTAのご協力をお願いしてと言われましたけど、それはあくまでもPTAに入ってもらおうというのがもう当たり前の流れのようになってるのが前提であって、実際問題PTAに入会するのか、しないのかというのを意思確認はしていないというところがありますよね。私は、任意団体に関しては、やはり冒頭に申しましたように、町のほうからやっぱり補助金を交付されてます。直接ではないにしろ、補助金を交付されています。補助金を交付してるということであれば、ちゃんとPTAの任意性のあり方っていうところを押さえた上での交付でないと、やはりそれは行政手続上、問題があるんじゃないかというふうに認識しております。いかがでしょうか。お金の……だから、町長でしょうね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

それは、先ほど今福永議員が言われましたように、やはり入られている分については、しっかり入っていただいて皆さんが、全員にコサージュがつけられるような形で協力いただければ一番いい状況ではないかなと思っております。そういった中で、入らない、そして子どもにはつかないから訴えるというのは、それはちょっと私は矛盾を感じとるわけでございますけども、やはりそういったPTAというのは、地域の子どもたちをしっかりと支えていくというような事業の中で補助金を出しとると思いますので、そういった方につきましては、しっかりと支えてまいりたいと思っております。

議員今から話されると思いますけど、それが終わったらまた話したいと思えます。PTAも地域の組織と思って、しっかり支えていきます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

PTAっていうのは、やっぱり広く認知されていますので、今町長がおっしゃられたように行政当局としてもしっかり支えていくというのは、それはそういう流れで来るとは思いますが、ただやはり任意団体であるがゆえに、PTAのあり方っていうか、PTAっていうのがどうも分からないと。例えば、学校に付随してP

PTAというのがあるといいますと、学校行事なのかPTA行事なのかっていうところの線引きとか、その辺が全く分からないというご意見もいただいております。

私が実際にいる町内会でも、PTAのその下の下部組織というんですか、子ども会にはもう私は入会しませんとか、そういう話も活動内容というか、やっぱり忙しい方、だんなさんも奥さんも働いて、そういう活動に参加できない方に対しても強制的に行事参加を迫るとか、そういうところがあって、なかなか入退会の意思が、そういう場がないという意見もあります。そういう意見を、自分もやっぱり、ああ、そうだなと、確かに自分が今子どもを持つとるんですけど、小学校に入ったとき、中学校に入ったときにも、PTAの入退会に関する案内もなかったし、その賛否を私自身が言えるような環境でもなかったなという感じではおります。PTAの総会の中で、確かにそういう意見があればそれを言えばいいじゃないかというご意見も確かにあるとは思いますが、ただあの総会の中で発言するというのは、物すごくこれは度胸が要る、ましてや子どもさんに降りかかってくるかもしれないという、そういう状況の中で、PTAの今までの流れの中でそれに反した発言をするということはなかなか難しいんじゃないかということもありまして、今回私がこの場でちょっと取り上げさせていただいております。

任意団体であるということ、やはりこれは私は周知というか、保護者に入る、入らないというところの意思確認はしていけないといけないんじゃないかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

西村教育長。

◎教育長（西村 久朝君）

結論から言いますと、私は意思確認まですると、少し問題が起こってくるかなと。今のやり方でも大きく弊害があったわけでもございませんし、直接学校のほうとかPTA会長のほうにそういった話はございませんでした。福永議員がそういう思いを持たれて、昨年も子どもさんいらっしゃったようですけども、持っていたいと思ったとはちょっとびっくりしましたが、ただ社会教育団体、任意団体といいますが、やっぱり学校の特異性というのはあると思います。地域の子ども会とは、また同じ任意団体であっても違うというところはあります。

今一つの例としてコサージュの件を出されましたが、例えばPTA新聞にしてもそうだし、PTAだよりにしてもそうだし、これはおたくが入っていないからここは配りませんはあり得ない。もし学校でそういったことがあったときは、もう一つはやっぱり校長の、僕はもう人間性と思いますけど、教育的配慮は必ず必要だと思います。入ってなくても、やっぱり同じようにしてやるというのは当然だろうと思

う。これは以前、話変わりますけども、アルバムもアルバム代払えないけどその子は撮らないというのはあり得なかったということと僕は同じことだと思う。これは、教育的配慮なんです。

だから、学校という特異性を考えたときに、入りますか、入りませんかをいきなりとったときには、入らんほうがいいよという保護者がもしいたときに、説得に今度は時間を要しないといけないし、またこれは入っていただかないと、学校のやはりいろんな教育活動に支障を来すというのがございますので、私は入る、入らんというその入り口よりも、PTA活動に皆さん入ってこういうご協力をくださいというほうが、その呼びかけのほうに僕は重点を置いていただきたいというスタンスでありますので、今ご懸念されてますように、これが任意団体であるということをはっきり言葉で言う必要があるのかもしれませんが、そこいら辺を言いながらですね、ぜひ皆さん入っていただいてご協力をお願いします。

そしてもう一つは、長くなっておりますが、もう一つは行けないということを今ずっとおっしゃっていただきましたが、私は入学式や卒業式しか来られなかった保護者も知っております。しかし、それを責めるような役員さんは今までいらっしやらなかったし、学校の教員もいなかったと思っております。なので、私は入っていただいて同じ情報を共有したり、今こんなことがあってる、今日どうやったねとかという、やっぱりそういった会話を子どもさんとしていただくには僕は大事なことだろうと思っておりますので、入る、入らんというその部分だけを大きく取り上げるのではなくて、PTA活動に対して今関心を持っていただいとるんであれば、入って中からこういうふうな改革をしていきたいとか、学校にこういうふうな自分は物申して、もっといい学校にしてやりたいとかという、そういった前向きな姿勢で僕は考えていただきたいと思っておりますので、結論でございますが、入会届までを最初にとることはちょっと考えておりません。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

私は逆なんですよね。PTAのあり方っていうか、もし入会の有無をとったときに、そういう恐れを抱いてられるということであれば、私はそれは全く逆やと思うんですよ。もうPTAのあり方と思うんですよね。だから、例えばPTAの中でも、やはりいろいろな委員会とか事業があります。1つ事業を増やしたら、その事業がなかなかもう継続でずっと進んでいく。新たに新しいその考えの人たちが役員さんになられたら、新しい事業をまたつくっていく。そしたら、つくるだけで減らす分がない。その中で、やっぱり役員となる人間はいろいろなところに関知してい

かないといけない。そこでやっぱり不満が出てくるんですよね。何で自分たちはこうなってしどるのに、ならなかった人はそこまで時間的に縛られないとかですね。だから、その中でやっぱり4月の役員改正のときになかなか決まらない。それは一つの理由としては、役員になったら、やっぱりそういういろいろな行事があり過ぎて、どうしても書いてますようにスクラップ・アンド・ビルドですね。ビルドのほうができない。これは本当に子どもたちのための事業なのか。これは親のための事業じゃないのかっていう、事業に関してそれにも異を放つ発言もできない。変えることもできない。ただ単に事業がどんどんどんどん増えていく。

そういう状況の中で、ここで役員の戦争とか書いてますけど、委員の方も最高2年ですよね、長く務められても。大体1年で替わっていかれると。その中で、たった1年間だったら、もう自分のごじゃごじゃ言って人に気を使ったりするよりも、もう我慢して1年間乗り切ろうと、そういう意見もあるんですよね。そうなってくると、PTAのその中身という、事業ですね。全く変わらないままどんどん増えていって、本当に必要だろうか、本当にPTAの会員さんのニーズに合ってるんだろうかと、そういう事業までもどんどんどんどんやっぱりやっていくという流れが起きているのは事実なんですよ。

そんな中で、やっぱり先ほど私は教育長が言われました、いや、それは逆ですよ。なぜ入らないのかっていうところ、そこからやっぱり、それはなぜ入らないんですかと。それは、やっぱりニーズに逆行したところもあるからですよと、そういうところから始まっていくと思うんですよね。これいろいろな組織、議会もある意味似たところもあると思いますけど、なかなかつくった事業というのをスクラップしていくというのは、なかなか時間がかかったり、難しい面もあると思うんですよ。だから、私は、逆にそういうPTAの中のあり方、いい面もすごくあります、言われるようにですね。ただ、そうやって弊害的な、本当に子どもたちのためになるような事業なんだろうかというところのスクラップというところがやっぱりできてない。そのために役員選出のときでも、一つにはやっぱりPTA役員になるための大変さとか時間的な拘束とか、そういうとこができてなかなか決まっていけないという面があると思うんですね。町長。

◎議長（進藤啓一君）

あるので何か、なかなか答えにくいんじゃないか、あるので何ですか。

◎7番（福永善之君）

だから、町長は、先ほど教育長は任意性であっても保護者に対する入会の有無は時期尚早じゃないかと言われましたけど、町長もそう思われますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

私もPTAの役員やっておりました。そういった中で、私は基本的には今教育長が申しましたように、私はそれでいいと思います。私もちょうどPTAの役員になったときに、新しいものをPTA会長がやりたいといったことで申し出ましたけども、じゃあ何を切るのかといった形で、どんどんどんどん行事が増えていくから何かを切りなさいと、そうやったらやっていいじゃないとねといった形で、自分のカラー出してもいいんじゃないといった形で、そのとき私も言いました。ですから、あなたもそういった形で思うなら、役員になって、そういった中で増える事業を、じゃあ何を消しますかといったような中で議論していただければ、やはりそういった中であなた議員もさしちやっちやから、その辺をしっかりと訴えていって、いいPTA活動をやっていただければと私は思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

私になれっていうその提案ではなくて、先ほど冒頭に申しましたように、町のほうから補助金を出してますよね。補助金を出してるということは、やはり責任があると思うんですよね。事業内容はやっぱりちゃんと精査した上での継続して補助金を出すのであれば、事業評価してから出していくと。私がやれということではなくて、町としてやはりこういう問題もありますよと、そういうところをちゃんと見極めた上で補助金を交付してるのかというところが、私がやれじゃなくて、そういうところをやはり町として考えないといけないんですかというところをこの3番目のところにニュアンスとして書いてるんですけど、いかがですか。

◎議長（進藤啓一君）

どっちですか。町長のほうですか。

因町長。

◎町長（因 辰美君）

やはり、自主性を育てるということも一つの町の役目ではないかなと思っておりますし、今どんどんどんどん事業が増えてるということは、予算もちょうど同一の金額の中で事業を増やしていっているということでもありますから、逆にその事業内容を見ると、余計に補助金を出さないかんほうになるんじゃないかなと私は思っております。ですから、やはり反対に役員の人は大変だなと思っておりますから、そういったスクラップあたりをぜひ取り入れていただいてやっていただいたほうが自

分たちの軽減にはなるのかなと思いますし、そういったことをやはり、今は切り切らんから多くなってる。ですから、その事業を全部しっかりと見て補助金を出すのであれば、もっと多額に出さなくちゃいけないという逆の発想になるのではないかと考えております。これは、経験上から申し上げておきます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員、よろしいですか。

◎7番（福永善之君）

何か違うなっちゃうのがですね、町のほうから補助金を交付してますよね。ということは、事業が多くなってるからまだ出さんといかんという認識がちょっと私には理解できないんですよ。町のほうで、やはりPTAの設立目的というのは、子どもたちのためにというところが一番になってくると思うんですよね。その中で、子どもたちのためになってる事業とかなってないと思われるやつとか、やはりそれは交付してる町のほうで精査していくべきではないんでしょうか。それをもとに、これはちょっと、この事業に関してはちょっと違うねというところで、補助金はこれには上げられないねとか、そういうところでやるというのではないんですか。違いますか。

◎議長（進藤啓一君）

西村教育長。

◎教育長（西村 久朝君）

補助金のことで指導をというような話だろうと思いますけど、一番最初に私申し上げましたように、社会教育法の中に公の支配に属さないという大前提がございますので、こうしろ、ああしろとは言えないと思います。ただ、予算の使い道については、報告書を上げていただいておりますので、そこで私たちがチェックはしております。

各単Pには渡しておりません。町Pという大きな6校の組織がございますので、そちらのほうに今助成金を渡して対応していただいておりますが、これで先日1月もありましたけど、6校合同講演会、小・中学校の保護者を対象にサンレイクのほうで講演会をやっていただいておりますし、またこれは全国組織でもございますので、そちらのほうの研修会のほうの参加の旅費の補助とか、また議員の皆さま方にはお分かりかと思いますが、毎年総会するときにはご案内を差し上げてるんじゃないかと思っております。そういった意味で、PTAの活動についてはご理解をいただいているものと私思っております。

ただ1点、PTAの弊害という言葉を先ほど議員使われました。私ちょっとこれ

詳しくお話をいただきたいなど、質問で申し訳ないんですけど。役員がなり手がいないということ以外に弊害って何なんですかね。これがあるから入らないということも想定されるというふうなことをおっしゃっていただきましたが、私は今学校長なりPTAの会長なりがPTAの活動にご協力くださいとお話をするだけで、私は粕屋町の方々のご理解いただけるんじゃないかなというふうに思っておりますが、そういった方々が、もし福永議員がそういうふうに思っているんだとしたら、ここでお言葉をいただければありがたいと思いますが。

◎議長（進藤啓一君）

反問権だろうと思いますが、何かありますか。

◎7番（福永善之君）

先ほど、直接的には町のほうから協議会ですかね、各PTAじゃなくて協議会に補助金を出してますよね。その協議会に関する補助金交付の精査はしてるという、そういう意味で発言されたと思いますけど、要はその補助金自体がそのまま学校のほうに流れているという状況なんですよ、収支の報告書の中を見ればですね。ということは、皆さんが実際に見ないといけないところは、その交付団体ではなくて、その交付団体から下がってる団体のところをちゃんと精査していかんと、補助金の額が妥当かというところはわからないですよ。

今、分かりづらいと思いますが、町のほうから先ほど言われました6校が協議会をつくってますので、協議会のほうに補助金が全額流れています。その全額流れたやつの補助金は6分の1の額にして、そのまま各学校のPTAのほうに流れていくと。だから、最終的にその補助金を使ってるのはPTAなんですよ。だから、皆さんがやっぱり補助金の妥当性っていうのを精査するのは、やっぱり最終的に流れてるPTAの収支報告書を見ないといけないんじゃないんですかというところを言ってるんですけど。

◎議長（進藤啓一君）

西村教育長。

◎教育長（西村 久朝君）

所管は社会教育課でございますので、そちらからる説明をさせますけども、町P連合会と各単Pの収支決算書のほうは、社会教育のほうで毎年取りまとめをして、こちらのほうも見させていただいておるところです。ただ、よく議員さんそこまでご存じだなということで、ちょっと関心持っていただいておりますのに感謝申し上げます。一応社会教育課の課長から答えさせます。

◎議長（進藤啓一君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

ご指摘の部分につきまして、今福永議員さんお話の分は町P連への活動補助金のことだろうと思いますが、これは議員さんご指摘のように平成27年度までは小・中学校に各校15万円ずつ、本体に90万円を補助をいたしまして、そこから15万円ずつ分配するような方式をとっておりました。しかし、福永議員さんが務める監査委員会のほうでご指摘をいただきましたので、平成28年度からは30万円を減額して町P連の本体事業としてその補助金を使ってくださいということで、今現在は90万円から60万円を交付して、町P連の本体から各小・中学校に還流するような形には28年度からはなっておりません。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

補助金に関しまして、だから冒頭に申しましたように、この任意団体のPTAという組織が今はそうやって入退会の意思確認をしないでいいんじゃないかと、そういうお考えですよね。ただ、実際には先ほどの町から出してる補助金があるまま各6校のところにもう還流されてると。違います。直接でしたっけ、もう。去年までは還流というか、ある団体を通して……。今年から直接。

◎議長（進藤啓一君）

誰か手を挙げて発言してください。

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

今ご説明申し上げたように、今は本体事業のみで使ってくださいということで、その6校の協議会を組織しておりますので、先ほど教育長が申し述べましたように、6校合同講演会でありますとか、12月には人権の挨拶運動の表彰あたりもPTA本体で、連絡協議会でやっておりますので、その分の費用とかを本体事業としてやっております。今は、本体から各单位PTAに補助金を交付するようなことはしておりません。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

分かりました。

じゃあ、もう一つの、これは補助金が還流されてないということであれば、ちょ

つとこの質問が適しているかどうかというのは分かりませんが、先ほどの任意性の問題ですね。任意団体で保護者の方に対する入会の意思表示を求めるか求めないかというところで、例えばPTAの今決算報告を見ると、繰り越しがもう100万円近くなってる。その中で、今後問題になるかもしれないというところは、やはり自分の意思確認をしてないで入会されて、大体年額で5,000円近くになると思いますので、子どもさん1人当たりPTA会費というのはですね。だから、それが積み積み積もって繰り越しが100万円近くあると、どこのPTAの会計もですね。

例えば、入会の意思がなくてそうやって払い続けられた方たちにとって、自分たちが考えてる使い方が果たしてできていたのかどうかという、そういうやっぱり疑問とかが出てくると思うんですよね。自分たちが払ったPTA会費がそのまま収支決算で、例えばもう繰り越しがほとんど出ないということであれば、恐らく問題はなかろうという認識ではおるんですけど、繰り越しがもう100万円近くあるようなそういう中で、例えば会費が適正なのかとか、そういうところの問題がやっぱり出てくると思うんですよ。そんな中で、やっぱり入会の意思表示をとって、例えば入会されないのであれば、なぜ入会されないのかという、そういう人たちの意見というのを聴きながら、組織の中の先ほど言われた弊害ですよ。を変えていくという、そういうやり方もあるんじゃないかと私は思うんですよね。

今までのやり方をしてたら、先ほど私申したように、自分が1年とか2年とかそのぐらいの役員で、憎まれたことを何で言って自分が人から変な目で見られるのをわざわざしないといけないんだって、やっぱりそういうことが出てくると思うんですよ。町長。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員に申し上げておきます。

福永議員は監査委員ですから、任意であるとか強制であるということはいいいんですけど、監査委員として中の知れたことは監査の場でお尋ねになって、ここでは余り言われないほうがいいと思います。ですから、それを抜いて町長、お答えください。

◎町長（因 辰美君）

いや、今実はそれを言おうと思ったんです。どこでそういった情報を仕入れてるのか。そして、福永議員はPTAの役員になったことがあるのか、何でそこまでは分かるのかと思ひよったですね。先ほど教育長が言われたように、よくそこまでご存じだなど。今議長が言われたように、あなた監査委員よ。監査委員で指摘したことは、今担当課長が言ったように繰越金が多いといったことで指摘したわけでしょう。ですから、分かりましたということで30万円カットして、そういったことを

是正して、監査指摘をされたから是正しとるわけでしょうが。それの中にまたそういったことをやっとして、またこの一般質問でそういった質問をするのかと、ちょっと分らないですね。ですから、やはり守秘義務というところがあるでしょうが。監査委員の人は、そんなことは言いませんよ。あなた今まで既存の、本当に粕屋町で応援していただいている、ずっとこの団体を否定されてきましたよ。だから、そういったもう詳細なことまでも分からずに突き詰めることをやるから、やはり信頼をなくすと思いますよ。やはり、私たちはそういったPTAなり、農業委員もやりましたよね。あとは消防団もやりました。そういったことをきちっと分かってやはり指摘していただきたい。だから、監査の中でのことだけの指摘っちゃうのは、若干その組織を指摘するということはちょっと違うと思いますよ。ですから、私たちはこういった組織からいざというときには加勢してもらわないかんから、しっかりと支えていきますよ。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

何かえらい話が飛んで、私が以前話したことをすごく根に持っておられるような言い方を公の場でされますね。これは2番目の質問で、その件も含めてちょっと質問しますんで。

これは町長自ら、あなたのために言ってるんですよ。分かりますか。何もできないじゃないですか、行政改革。今農業委員とか消防とか言われましたけど、じゃああなた一体何するんですか、改革。民間の町長として座りました。できないじゃないですか。こっちがだから振ってるんですよ、自分でできないから。何言っとするんですかそれ、公の場で。言われたら、私も言いますよ、それは。

じゃあ、2番目に行きますよ。

29年度一般会計予算に関して。27年11月に町長に就任されました。28年度予算に関しましては、前町長がほぼ作成に着手されてましたので、それはご本人の意向というのは入っているかもしれないけど、全部が全部入ってないと、そういう認識で私もいます。1年間は、私は民間の上がりの方だから見ていこうというふうに自分でも決めてました。

29年度予算、これに関しましては、自ら組まれたということによろしいですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今回の予算につきましては、今まで積み上げ式の予算でございましたので、私はどうしても議員時代からそれは違うのではないかと、常に議員おっしゃるようにスクラップ・アンド・ビルド、あるいはゼロベースでやっていかなければならないのではないかと、ということを訴えてまいりました。ですから、今回はまず初めに枠予算をして、収入の範囲内で1回組んでみてくださいということで、余りにも1回から全部が変わる問題じゃありませんので、やはりこの収入の中で組んでいただきたい、そしてしっかりと優先順位をつけて組んでいただきたいという指示はいたしました。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

指示はいたしましたって、何かえらい、これ組織のトップとして何か軽いなのというのが私の感想です。指示をしましてではなくて、このようにやってくれというのが私からすると、指示をしてこのようにやってくれっていうのが、それが私はトップの姿だと思うんですよね。指示をしまっただけで、あとのことは追跡されてるんですか。

今1番目の質問に移りますけど、選挙で公約した予算の重点化というのはどのようにされてます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今申しましたように、1回では全部が重点項目を繰り入れられるべきものではありません。今回は、たまたまジュニアスポーツ基金を積んでいただきました。そして、この公約につきましては全課長に通達しておりますので、徐々に上がってくると思いますけども、しかしながらやはり優先順位というものがあります。ですから、やっぱり徐々に上がってくるだろうと私は考えております。それはやはり、先ほど言いましたようにボトムアップでしっかりと優先順位をつけて、しっかりと考えて出してくださいということを指示しました、それは指示はしますよ。指示して、ちゃんと今言ってるように、各部長で調整してくださいといった形で今度の予算が編成されております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

いや、ご自身でペーパーで訴えられたでしょう、選挙公約を。それを各課から積み上がってくるのを指示したから積み上がってくると思いますでは違うじゃないですか。自分が選挙公約で、自分はこうするぞということを訴えられましたよね。その中の一つがジュニアスポーツ基金を創設しますと。これは今回、予算化確かについてます。ただ、これは私昨年的一般質問の中で、こんなの簡単にできるじゃないですか、基金の創設なんて簡単に。私が言ってるのは、例えば一番初めに訴えられた子育て支援に関して、予算書の中でとられてますか、そういう。指示をしましたではなくて、やはり自分で訴えたことは、これ約束ですよ、約束。行政経験が全くない方じゃないから、議員としてここに12年近くいらっしゃった方だから、行政の中身というのはわかってるでしょう、あり方とか実現不可能なこととかですね。だから、そういうことは恐らく公約で訴えられてないと思うんですよ。自分がその立場になったとき苦しむからですね。言われるから、それは。うそばかりって、何でおまえうそ言って当選したいやとかそれは言われるからですね。経験者ですよ、経験者がその席に座って自分が訴えたことではなくて、指示しましたってそれで済むんですか。もう2年目ですよ。ある程度の道筋をやっぱりつけとかなと。私もそれは言いませんよ。公約の中身が大き過ぎて、今回の中で重点化されてますかって、それは求めませんよ。ただ、道筋が全く見えないんですよ。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

やはり、行政はある程度の継続というものがあります。ですから、一概になったからといって一回でぼんと変えるということはありません。ですから、徐々に変えていくということで私は指示を出しております。ですから、それはしっかりと皆さん職員は、それをきちっと肝に銘じてやっていただきよりも、やはりそれが今日に見えないから、そういったことは私もう一年ぐらい見ていただいて、結果を見ていただければと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

何か、私は民間から来られた方とは全く思えないような答弁内容ですね。やはり、自分で訴えたことは、私たち議員はその執行権ありませんから、訴えたことができる確率というのは、物すごいそら低いですよ。ただ、町長は執行権者ですからね。町民の皆さんから預かった税金の配分というのは、正直国から決められて縛

り以外のやつは執行権者だからできますから、その辺は自分で配分を考えていかないと、部下とか所管に頼んどるからとか、それでは済みませんよ、組織のあり方としてはですね。自分で、もうこれやっていくからなど。例えば、土地をもう見つけとけとか、そういうやり方をしていかにと何動きますか。それで3年目とか、それは悠長過ぎますよ、余り。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

人それぞれやり方ちゅうのはあると思います。あなたのやり方につきましてはトップダウン、私はトップダウンじゃなくて、みんなの力を少しでも引き揚げてボトムアップでいこうと考えております。ですから、一気にそんなに変わることはない。ですから、徐々にしかし、私が思ってるほうに引き込んでいくという方向性は持っております。ですから、今回も今まで枠配分はなかったですね。収入の範囲で予算も組んでなかったです。こういったことについては、よそとの関連性が余りないから、しっかりと基金を取り崩さず、今年は6億6,000万円ぐらい常に取り崩しよったものを収入の中で組みなさいと、こういったことは言えますよね。そういった中でしっかりと財源の中で優先順位をつけてやっていただきたいということは指示しております。そしてまた、無駄遣いはしない、させない、認めないということもしっかりと私の政治判断の中でやっております。そういった中で、今粕屋町の中では無駄遣いはほとんどないように思います。ですから、やはり税金ですから、しっかりとした対応の中で使っていかなければならない。ですから、トップダウンというのは判断ミスがありますよ。ですから、やはりそういったブレーンの意見を聴きながらしっかりと、間違わずにしっかりと進むということも私の手法ということで思っておりますので、そういった形で見ていただければと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

財調を取り崩さず予算を組んだというところは、確かにこれは認めざるを得んかな、評価する一つであるかなとは思いますがね。それは、私が前から訴えてきたことなんですよ。今トップダウンと言われましたけど、私はそれ、私が立場やったらやります、そんなの。そういう私語はやめてもらえますかね。

そこだけに集中されて、財調から取り崩さず組みましたって。ただ、ご自身が訴えたことっていうのは、かなりそれで有権者の皆さまがですね、あっ、新鮮だなと、期待しようという方が何人かいらっしやったとは思いますが。その中で3

年、次見てくださいとか、ご自身が訴えたことがまるっきり見えないじゃないですか。

例えば、先ほど午前中に待機児童の話が出ました。229名いらっしゃると、昨年10月の算定段階からが大体80名だったから、もう2倍以上増えてると。そういう現実をご自身で目の当たりにして、所管から上がってくるのを待っとるとか、そういう悠長な考えでよろしいんですか。やはり、自分が訴えたことに関しては、私も全部とは言いませんよ。それは無理です。私もあの選挙公約に見させていただいて、当初から思っていました。こんなでかいことをよう訴えるなど、自分が仮になったときに苦しむんじゃないかなと私は思っていましたよ。ただ、ご自身が議員のときに厚生委員会に入られてて、先ほど言われてましたね、こども館の件と比較されて。しないと、もうこども館というのはできてるんやから、ご自身が訴えられたことをしないと。それを所管から待っとるとか、遅いやないですか。自分で動かんと。自分で動かんといかんですよ。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

ですから、それはちゃんと所管のほうには指示しております。ですから、それについてはいろいろなものがありますから、やはり地域の人に説明会開いたり、やはりこの職員のほうにも説明会開いたり、近隣の方に説明会開いたり、そういったこともまだありますから、その手順でやらせていただきますという報告は来ております。ですから、それで早急に、大体1園ずつ普通はやるんですけども、もう2園一緒に建て替えなさいという指示はしておりますから、そういったことを一年でも早く実現したいという思いから、その方向で進んでくださいって出しておりますから。ですから、私は何も言うてることをしよらんじゃない。その方向で行きなさいということで指示しとっちゃから。あと私が、じゃあそういった申告書出すとですか。そげえじゃないです。ここはやっぱりチームとして動きようとやから、しっかりとそういった所管の部課長をきちっと呼んで、そういったことでやってくださいということで指示を出しておりますから、それで指示だけじゃだめだと言っても、それはもう無理だと思うんですよ。やはり、ルールで皆さんと一緒にやっていくということが大事なことでございますので、私はその方向でやらせていただいております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

町長は、先ほど委員会の声というのを先ほど前半の部分で述べられてましたね、そういうニュアンスで。委員会で積み上げてきた次の優先事項をごろっと変えられたというふうに言われてましたね、厚生委員会で。厚生委員会で先ほど町立2園のやつが優先課題だよっていう話で、予算づけは厚生委員会では町立2園の問題と言われてましたよね。それをこども館にすりかえられたから今できないっちゃうふうに言われましたよね。委員会の、だから考えを否定されたっていうふうな。そういう言い方ですよ。私のニュアンスが悪いかもしれないけど、そういう言い方ですよ。

（許可のない発言あり）

◎議長（進藤啓一君）

ですから、続けて質問と答え。

◎7番（福永善之君）

だから、今厚生委員会の総意っていうのは、町立保育園の2園の早急な問題解決と待機児童ですよ。早くしないと。いや、指示を出したって、その後追跡してますか、進捗状況を。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

それは、常に受けております、担当課長から。今どのようになりようですかって聞きよります。そういった中で、こういった問題がありますからこういった形でクリアしていかないかんから、もうできるだけ早く対処していきますということとちゃんと、特に今度の待機児童があったときには、そういったことでさらにもう一回呼んで聞いております。そして、やはり皆さんが少しでも助かるように早急にやっってくださいということで指示は出しております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

もう正直、組織の長とあるべき人の発言という認識では私は何かとれないですね。何か責任逃れというか、自分でやっぱり腹をくくって、自分が訴えたことに関して責任持って、担当課に振ってるような感じの、それだけで本当にいいのかっていうのがですね。

（許可のない発言あり）

◎議長（進藤啓一君）

ちょっと、続けてください質問。

そういうことで、じゃあ次にスクラップ・アンド・ビルドですね。この予算書に関して、先ほど町長自ら無駄遣いはないというふうに言われましたけど、前28年度の予算と比べてそのスクラップした案件というのはご存じなんですか、ご自身で把握されてますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

スクラップというものは、余り見受けられませんでした。これは、やはり行政は継続でございますから、経常収支の中でやはりやっていかなければならないものうちゅうのは削られないわけです。そして、政策的なものについては、これはやはり要るのか要らないのか、こういった中でスクラップ・アンド・ビルドが発生するという思いはありますから、そういった中で判断していくものと考えております。ですから、まだスクラップするには早いのではないかとということを出してきたのではないかと考えております。これは、やはり職員がこれをやらなければならないということで一先懸命出しておりますから、それは要らないということとはなかなか言えません。しかしながら、議論しながら、そういったものをしっかりと訴えていく中で、やはり町民に納得できるような事業をやりたいということを示しております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

私町長の答弁聞いてると、もう本当自分で何か責任とりたくないなっていうのが、もう言葉の隅々から出るんですよ。ビルドはそれでいいですよ、職員から積み上げで。スクラップというのは、これは難しいんですよ。わかりますか。難しいでしょう、難しいからできないでしょう。スクラップ、既存の事業を潰すということは、これはトップが指示しないと難しいですよ、職員から何積み上がってきますか。先ほど私言ったでしょう。このPTAの件も一緒ですよ。今まで既存にあるやつを、やっぱり事業見直しとか切っていくことに対して、それは批判出ますよ、批判のほうが多いですよ、賛同よりも。そういうところを自ら進んで、一担当が進んでやりますか。そこは、そこだから町長がやらんといかんですよ、特別職の。わかりますか。分からないですか。職員から積み上がってきますか、そういうスク

ラップ案件が。だから、私は中段に申しましたように、全く何をしたいのか見えな
いとか、自分で責任をとりたくないとかですね。せっかく民間からその席に座られ
た、期待されてた方たちを裏切るような、そういう今手法をされてるんですよ、正
直な話は。

◎議長（進藤啓一君）

いいですか。

◎7番（福永善之君）

分かりますか。分かりますか、今のが。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

先ほどから言いようように、私はトップダウンではないって言いようやないです
か。それで、私は逃げるような人間じゃないですよ、はっきり言うて。これは、職
員がしっかりしたものについては、しっかり責任持ちますよ。ですから、しっかり
持てるような事業をちゃんと出してこいというような形で、その結果は私が責任持
ちますよ、当たり前のことでしょう。それを責任も持たんで逃げてとか、そういっ
た、おかしいじゃないですか。やっぱり私は、そういった逃げることなくしっか
りと今までやってきたことが認められて、私は町長になったと思ってますよ。です
から私は、今一生懸命何をやるべきかというのは、職員の意識改革をやって、もっ
と住民レベルで物を考えて、無駄を使わない、そういった中でしっかりと事業を組
ませるとというのが私は一番の仕事であると思っておりますから、私一人がのぼせ上
がって上がるよりも、みんなが一段ずつ上がったほうがはるかに力が強いと思っ
てますから、私は我慢してでもその部分についてはやりたいと思っております。です
から、最終的にもう一度言いますが、責任は私にあるとですよ。何も私は逃げて
ませんよ。そんなこと言うたら、もう職員できんでしょうもん。職員が仕事ができ
ないって、あなたたちに全部責任を任しよるから。ですから、責任は私に全部あり
ますから、それはしっかりとこの事業を組んでいただきたいということでお願いし
て、私も先ほど言われましたように、私のマニフェスト、公約についてもちゃんと
指示しておりますので、時期が来たらちゃんと出してこいといった形で指示して
おりますから、それ以上のことは私は言っておりません。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

もう当たり前のことじゃないですか、責任は自分がとるっちゅうのは。町のトップなんやから。

(許可のない発言あり)

◎議長（進藤啓一君）

お互いに二人での語り合いはやめてください。

◎7番（福永善之君）

とらんように見えますって言ってるんでしょう。私はとりますよ、私は。何言っ
とるんですか。

自分のやはり約束したことは、ちゃんと自分自身がまず先頭に立ってやっていく
という、そういう姿勢を見せんと、やはり外部から見てると責任をとりたくない、
自分で決定したくない……。

◎議長（進藤啓一君）

短めをお願いします。

◎7番（福永善之君）

そういうことがやっぱり多々見えますからね。

私の一般質問を終わります。

(7番 福永善之君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

1番安藤和寿議員。

(1番 安藤和寿君 登壇)

◎1番（安藤和寿君）

議席番号1番、安藤和寿です。通告書に従いまして一般質問させていただきます。

まだちょっと余韻が残ってるような感じなんですけど、いいでしょうか。今回、質
問事項なんですけど、2問質問させていただきます。

まず、粕屋町に寄附、ふるさと納税の歳入を向上させる政策についてです。

まず、主の質問の前に初めの質問は、私が過去北海道の函館市、神奈川県厚木
市、兵庫県の芦屋市を訪れたときの光景を見て感じたことを思い、最初の質問をし
たいと思います。そのときの光景とは、芸能人のゆかりの地において、当時本人が
通っていた飲食店に大勢のファンが列をつくっていたことです。地方のみならず日
本全国からその本人が食べていたという飲食店を訪れて、満足して帰られていった
という光景であります。

ふるさと納税は、自治体に寄附すると寄附した自治体の特産品が受けられること
から、自治体云々よりもお礼の品、特産品で選ぶ人も多いと思われませんが、食べ物

程度なら思い出のある自治体を選び、寄附する方々もおられます。まず、自治体の選び方において、①故郷、出身地、②使い道、これG C Fですね。③税収の少ない自治体、④好きなチーム、トップアスリート、芸能人のゆかりの地、映画、アニメの舞台となった聖地に寄附、以上4項目が上げられますが、その中で④での選び方についてお尋ねしたいと思います。

まず、(1)、(2)の質問に入る前に、ちょっと事例をご紹介したいと思います。全国47都道府県のあるところで起こった出来事です。

2006年、1人のリーダーから地域の幼稚園からの幼なじみ、男女2名と中学生の同級生だった男子1名、高校からの男子1名でバンドをつくりました。まずは、日々の仲間が集まることのできる場所がなかったことから印刷工場だった地下室を借り、予算6万円でライブハウスを手づくりで設立、2010年、インディーズデビューを果たし、翌年の2011年、メジャーデビューを果たしました。ファーストアルバムは30万枚を売り上げ、メジャーデビューからわずか3か月で武道館ライブを行っています。昨年春の全国ツアーでは、24公演で25万人を動員するなど、デビューして7年、彼らの歌が波紋のように聞く者の心を震わせ、幅広い年齢層においてファンを増やしているバンドです。彼らの音楽に心を動かされたファンは、恩恵から彼らのゆかりの地へふるさと納税が広がっているところです。

そういった中で質問に入ります。

(1)粕屋町から将来、トップアスリート、芸能人など、メジャーデビューを目指す町民を町として後押しすることはできないでしょうか。例えば、基準、レベル、期間を設け、町の施設であります粕屋ドームトレーニングルーム、文化施設、ピアノ、スタインウェイもあります。など、施設の状況に応じて無料で利用できるパスを発行するなど、町の施設を有効に活用し、将来もしかしたら粕屋町から④が生まれ、ふるさと納税者として粕屋町へ寄附するトップアスリート、芸能人のファンは特産品を得る以上の満足が得られる可能性と、町の歳入増となり得ると思います。

そういった中で、この質問をしたいと思います。どうでしょうか、町長。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

トップアスリートあたり、それとかイメージアップされる芸能人とか、そういった方が出られればしっかりと支援してまいりたいと思いますが、やはりこれは住民もしっかりと納得した中での支援と思います。ですから、やはり高校総体とか、そういった中でいい成績をされて、ものすごく東京オリンピックに出るよとか、強化選手に入ったよということになれば、やはりそういったものについては可能性は開

かないかんとは思っております。ですから、一つでもそういった方が出られるようなことを思っております。しっかりそういった方があれば、議会の皆さんにお諮りしながら支援してまいりたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

安藤議員。

◎1番（安藤和寿君）

町長も自分と同じような考えを持たれておりました。ちょっと安心いたしました。

次に、2問目の質問なんですが、新聞の記事を拝見しました。その中に、アニメの舞台へのふるさと納税として、こういった新聞記事をネットで見つけましたけども、返礼品拡大1億6,000万円強、6,369件の寄附金と。去年の寄附金合わせて23億円、掲載がされてる記事を目にしました。この要因として、同町を舞台にした人気アニメ「ガールズ&パンツァー」のグッズなど、230品目を返礼品に加えたところ、申し込みが急増したということです。これ茨城県の大洗町の記事であります。

その中で2番目の質問なんですけども、映画、ドラマ、アニメの舞台として粕屋町へロケを誘致するなど、町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

映画とかドラマとかアニメですね、そういったつてをちょっと持たないものでございますので、そういった芸能関係に詳しい方、そういった方がおられて粕屋町のほうに提案いただければ、やはりもしここを使わせて、この辺であればやっぱり駕与丁公園を使わせていただけないかとか、ドームを使わせていただけないかということになれば、ぜひ協力したいと思っております。そして、しっかりと粕屋町をPRしながら、やはり少しでも住民が誇れるようなまちづくりということを目指したいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

安藤議員。

◎1番（安藤和寿君）

やはり、近い将来、粕屋町も日本各地から訪問していただいて、そのときスーパースターがいらっしゃれば、飲食店に行列ができるような町に本当してみたいなど思ってる次第です。夢は寝て見るもんやとよく言われますけども、夢を近いうちに

出てくるスターが生まれることを願って、次の質問に行きたいと思います。

2問目、町立保育園、幼稚園の冷暖房施設についてです。

昨年12月議会で私のほうから一般質問において、2016年夏、気温は38度を超える猛暑となり、熱中症対策として公民館を開放するなどの質問もしました。近年、地球温暖化の影響などにより、夏季において非常に暑い日が増えています。こうした厳しい環境の中、本町の町立小・中学校では4年前、町長が議員として活動されていたとき、大気汚染、異常気象から子どもたちの健康を守るために学校にエアコン設置を公約に上げられました。議会において議論され、現在では町立小学校、中学校では、冷暖房施設の設置は整っています。しかしながら、本町町立保育所、幼稚園では、いまだにエアコンが設置されておりません。

こうした状況の中、今年の夏、非常に心配になりました。2016年の夏季においては、保育園や幼稚園の先生方からエアコン設置の要望、保護者から子どもが帰ってくるとあせもがひどくなっている、ぐったりしている、我が子の健康を心配する保護者の切実な声を聞くことができました。そういった中で、エアコンの設置は喫緊の課題であり、未来を担う子どもたちの健全育成のため、係る予算について最大限確保すべきだと思います。町長、教育委員会所管における協議を進め、早期実現を強く求めたいと思います。お尋ねしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

私も、議員のときにそういった公約じゃなくて提案をさせていただきました。そういった中で、やはり私も今度行政のほうに来ると、そういったものは実現しなくてはならんなと思っております。今議員ご指摘の保育園と幼稚園でございますけれども、既に保育所については、全室ついております。それから、あと幼稚園のほうにつきましては、お遊戯室にはついてるけれども、各教室にはついてないということでございますので、たまたま私、副町長と一緒に出先機関をちょっと、こういった問題があるかと聞いて回ろうということで回っておりました。そういった中で、非常に夏場がもう耐えられないということをつたまたま園長のほうから聞きましたので、そして所管のほうに聞くと、明日までが申請の最終日ですということで聞いております。

そういった中で、今度うちの給食センターの補正予算、28年補正予算が1,400億円の文科省についとるという情報を知っておりましたので、1,000億円は、初め切った部分についての1,000億円はありますけれども、残りの400億円があるという情報を聞いておりますので、その400億円からの一番にうちの給食センターの補

助金がついとるわけです。そして、それがまだ残っとうっちゃないかなということで、もうとにかく補助金の申請しなさいということで、巡回を途中でやめまして、所管の課長のほうに明日出さないかんちゅうことなら、もう今日残業して書きんしゃいということで夜残業していただいて、提出していただいております。それがもう出るか出らんか分からなかったんですけど、たまたまそれが偶然に1月11日に通りましたといった形で回答をいただきまして、それも本当に補助金というものは偶然で、たまたま出す、出さんのちょっとしたことで合計が2億8,000万円ぐらい来ました。

ですから、こういった中で28年度の補助金でございますから、29年早々から取りかかって、今度の夏にはしっかりと涼しい中で保育ができるようにしていただきたいという思いから、頑張ってお取り組んでまいりたいと思います。どうもありがとうございます。

◎議長（進藤啓一君）

安藤議員。

◎1番（安藤和寿君）

今のちょっと町長の答弁聞きまして、非常に安心しました。本当に補助金に関して、職員の関係、職員の皆さま、本当にありがとうございました。

先ほど町長の公約ということで申したんですけども、4年前にこういった広報が、やっぱり大切に持っておられる方がいらっしゃいまして、今日本日借りてきたんですけども、この中で町長のほうは、第3番目に学校にエアコン設置をということで、大気汚染、気象状況から子どもの健康を守るためにと、やっぱりインパクトの強い公約を出されて、そのときトップ当選で1,325票ということで記載をされておられました。

そういった中で今回エアコンの設置、また1番目に質問しました粕屋町からやっぱりスターが出てほしいなという願いを一日も早くということで願いまして、自分の一般質問を終わりたいと思います。どうもご清聴ありがとうございました。

（1番 安藤和寿君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

これにて本日の一般質問を終了いたします。

お越しいただいております傍聴者の皆さまにお知らせとお願いをいたします。

本定例会では、10名の方から一般質問通告書が提出されておりますけれども、本日は5名をもって終了いたします。よって、明日3日金曜日にも5名の一般質問を実施いたします。時間の都合がつかますれば、明日もまた引き続きお越しいただきますよう、お願いとお知らせをいたします。ありがとうございました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午後 2 時16分)

平成29年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成29年3月3日（金）

平成29年第1回粕屋町議会定例会会議録（第3号）

平成29年3月3日（金）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

第1. 一般質問

6番	議席番号	10番	長	義	晴	議員
7番	議席番号	11番	久	我	純	議員
8番	議席番号	2番	中	野	敏	議員
9番	議席番号	12番	本	田	芳	議員
10番	議席番号	13番	山	脇	秀	議員

2. 出席議員（16名）

1番	安	藤	和	寿	9番	田	川	正	治
2番	中	野	敏	郎	10番	長	義	晴	
3番	木	村	優	子	11番	久	我	純	治
4番	川	口	晃		12番	本	田	芳	枝
5番	安	河	内	勇	13番	山	脇	秀	隆
6番	太	田	健	策	14番	八	尋	源	治
7番	福	永	善	之	15番	伊	藤	正	
8番	小	池	弘	基	16番	進	藤	啓	一

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古賀博文 ミキシング 高榎元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町長	因	辰	美	副町長	吉	武	信	一
教育長	西	村	久	総務部長	安	河	内	強
住民福祉部長	安	川	喜	都市政策部長	因	光	臣	
教育委員会事務次長	大	石	進	総務課長	山	本	浩	

経営政策課長	今 泉 真 次	協働のまちづくり課長	杉 野 公 彦
税 務 課 長	関 博 夫	収 納 課 長	石 川 和 久
社会教育課長	新 宅 信 久	給食センター準備室長	石 山 裕
健康づくり課長	中小原 浩 臣	給食センター所長	神 近 秀 敏
総合窓口課長	藤 川 真 美	介護福祉課長	八 尋 哲 男
地域振興課長	本 多 一 夫	子ども未来課長	堺 哲 弘
道路環境整備課長	安 松 茂 久	都市計画課長	山 野 勝 寛
上下水道課長	松 本 義 隆		

(開議 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

それでは、ただ今から一般質問を行います。そのやりとりについては昨日申したとおり簡単明瞭にお願いいたしたいと思っております。なお、答弁側におかれましても昨日申したとおりであります。

では、始めます。

10番長義晴議員。

(10番 長 義晴君 登壇)

◎10番（長 義晴君）

改めまして、皆さんおはようございます。議席番号10番長義晴です。通告書に沿って質問いたしたいと思っておりますが、私今日が2期8年の最後の議会になろうかと思っておりますので、精いっぱい質問したいと思っておりますので、改めてよろしくお願ひします。

1問目は、平成29年度予算と町政について5項目の質問を予定していますが、内容が関連しておる項目もあり、質問の順番が一部前後しますので、よろしく答弁のほどお願いいたします。

また、昨日の一般質問で答弁された、私と質問項目も同じようなところもありますので、質問の視点を変えて質問しますので、よろしくお願ひします。

なお、平成29年度当初予算最後の審議は予算特別委員会で審議されますので、要点を一般質問で町長のお考えをお尋ねします。

因町長は議員当時より、昔ながらの積み上げ予算編成の手法では無駄は省けないし職員の意識向上にもつながらないと指摘され、また各課の職員が、この事業は必ず実施しなければならないという姿勢が町の活力につながっていき、職員の意気込みを期待している。町長の施政方針でも、事務事業の内部評価を実施し、その検証結果を予算へひもづけすることにより、限られた財源を適正かつ効果的に配分した当初予算を提案されたと述べられております。特に今まで補助金手当等は、金額の根拠が分からない中での助成金は、根拠の公平公正を考えれば理解できる面もありますが、事前の予算組みの具体的な説明もない中での枠配分予算は、従来の積み上げ方式と枠配分予算編成の相違点について、町長のお考えを求めます。よろしくお

願います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

おはようございます。

ただ今の長議員のご質問にお答えしたいと思います。

粕屋町役場も今年で60周年ということで、今までの予算組みにつきましては積み上げ方式で行われておりました。そういった中で、やはり私も先ほど議員ご指摘のとおりちょっと矛盾を感じておりましたので、今年初めてこの枠配分方式というものを取り入れてまいりました。こういった中で非常に職員も戸惑いがあったのではないかなと思っておりますし、今回の予算組みが非常に職員にとって勉強の年になったのではないかと思います。そういう点につきましては所管のほうから報告をさせます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

平成28年度当初予算までは、町長が申しましたように各担当課が必要な歳出予算を積み上げて予算原案を作成し、これを財政担当部署が査定する、いわゆる積み上げ方式による予算編成を行ってまいりました。原課においては余裕を持って予算計上したいという意識が働くことや、必要な予算を原則として全て積み上げるため、歳出予算が膨れ上がり、予算査定により精査はしたものの、歳出予算に対して歳入予算が不足し、平成28年度当初予算においては基金から約6億6,000万円の取り崩しを行うことで財源を確保し、予算を編成することになりました。

このような状況を改善するため、今回枠配分方式を採用いたしております。枠配分方式では、これまでのような財政担当部署の主導によるものではなく、事業をより理解している各部局による自主的な予算編成となっており、限られた財源を効果的、効率的に、また事業の有効性、効率性を重視して配分することができたものと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎10番（長 義晴君）

昨日の質問にもありましたように、大体の流れは分かるっちゃうか、考えは分か

るんですが、具体的にそういったのが数字的にどう違うかちゅうのが一向に我々にとっては分からんところがありますが、今ご答弁願いましたことを私なりに認識しておるものは、財源が当然限られておるわけですが、その歳入の予算、今年度は一般会計当初予算で134億8,400万円、これが要するに基準というふうなことになるかと思えます。それで、枠配分というふうなことで、さっき安河内部長が言われた部局の中でちゅうことですが、その134億8,400万円をどういうふうに所管の中で、私の考えが間違ってるかも分かりませんが、それを具体的に134億円という、それをどういうふうなことで配分されたのか、そこをお尋ねしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長（今泉真次君）

枠配分予算といたしましては、直近の平成27年度決算額に、人口増加に伴う経費の増加分として調整額1%を加味しまして、部局長の協議を経まして予算編成を行った次第でございます。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎10番（長 義晴君）

少し舌足らずな面がありましたが、全体としてはそういった配分だと思いますが、特にいつも町長が議員の時から言われておりましたように、当初予算で補正予算を組まないような、要するに年間通しての予算組みというふうなことで、今年度以降は極力ちゅうか、当然補正は出てくると思いますが、今までのようにそういったことでの補正が伴わないようなことだと思いますので、そこでお尋ねしたいのは、私の認識では各行政区長、それから農区長さん、地域の方から7月ぐらいを目途にいろいろな要望、いわゆる事業が上がってくると思いますが、そういったことはこの当初予算の中で、極端に言えば数字としては分からないところがあるかと思えますが、ある程度そのような中で枠をとっての配分になっておるのか、そこいらをお尋ねしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

質問の内容は今3番のほうに飛んだかとは思いますが、所管のほうから報告をいたしました。今までは前期の予算とあわせて、またさらに予算と比較しよったわけですね。今回はどうやったのかっていったら、27年度の決算にあわせてどれだけ使ったのか、まずそれで100%で一回組みませんか。その前までの予算ちゅう

のは基金を取り崩してから。先ほど言ったように、今年は6億6,000万円予算を取り崩さずに歳出を組ませていただきました。今まではその6億6,000万円を一緒に入れて、その中に予算に入れとったわけです。入れて、潤沢な予算ではありませんけども、やはりいつ何があっても対応できるようにとといった形で、今までが積み上げ予算でこれもせないかん、あれもせないかんでずっと積んでいって、足りない分については基金から取り崩して予算を組んどったわけです。しかしながら、最終的に決算の最後のをずっと見ていけば、やはり10億円ぐらいの繰り戻しがありよるわけです。ですから、その組み方には甘さがあるんじゃないですかということも私も指摘させていただきながら、もう少し現実と見合うような予算組みをやっていただきたいということで、27年度の決算ベースで予算を組んでください。その結果6億6,000万円が基金を取り崩さずに予算組みができたということでございます。

ですから将来、今年度はやはりきつい面があるかとは思いますが、しっかりとした企画の中で組んでいただいたと思っております。

それから、3番目の各行政区からの予算要望ですね、これについては所管のほうから説明させます。

◎議長（進藤啓一君）

所管はどこですか。

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

ただいまの区要望に対するところの予算関係でございます。

私ども道路環境整備課のほうの予算といたしまして、道路維持関係につきましては地元要望としては3,000万円、そして交通安全対策につきましては300万円ほど計上させていただいておりますので、今回の予算に対しましてご審議方お願いしたいということをお願いしたいと思います。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎10番（長 義晴君）

そこで疑問になるわけですが、要するに町長が言われるように所管の中でこの事業は必ずやっていかないかんというふうなことで、分母っちゅうか、総額134億円というのは、これはもう今財源として29年度はこれぐらい入ってくるやろうというふうなことで、それは分かるわけですが、その中で自分たちがやりたいという事業、それを平成27年度ベースというところが私合点がいかんっちゅうか。何か基準がなからな組めんと思いますが、枠配分っちゅうことやから、あなたたちの担当の

所管の中の事業でそれが積み上げてこられて私は予算を組まれるなら分かるけど、27年度ベースというのが若干そこいらと整合性があるのかなと思うんですよ。町長、そこいらの考えをお尋ねします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

27年度ベースということは、それぞれ今までやってきた所管の事業の決算でございます。ですから、整合性はあると思います。

それと、今回につきましてはその各所管のほうで27年度の決算ベースでやっていただいておりますが、各課ともやりたいというものはいっぱいあるわけですね。だから積み上げ方式でやったらいつも6億円、7億円が歳入オーバーして予算計上されよったわけです。そして、最終的に町長裁決でどんどんどんどん切り落としていって10億円になったとですかね。で最終的には3億円、4億円を基金から取り崩して予算を組みよったわけです。ですから、そういったものじゃなくて、その範囲っていうか、歳入の中できっちりと自分たちで組んでいこうやっていう意識の中でやらせていただいております。

そして今回は、どの事業が優先的に喫緊の課題なのかというものを、各部ごとにしっかりと部長を中心に精査させております。そして、同じ課でもどっちのほうか優先的にしなくてはならないのかという、そういった部の中で全体的な金額を調整していただいておりますので、しっかりとした、強いて言えば介護のほうか重要だったら介護のほうにちょっと余計入れて総合窓口課の方が若干少なくなるとか、そういった緊急性、これは例ですよ。各部の中でもその各課の事業の優先順位をつけて今年は組んでおりますので、そういった中でもしっかりとした、各課が今までぼんぼんぼんぼん上げて後は、はい町長、ちゃんと削ってくださいっていうようなやり方じゃなくて、各部が一生懸命となって、自分たちが今年度はこうやるんだというような優先順位をつけながら組んどるから、私は責任持って組まれておると思っておりますので、そのような形に変わっております。ですから、先ほど言われた整合性はあると思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎10番（長 義晴君）

そこいらが町長もある程度認識はしてあると思いますが、立場立場で考えが、積み上げ方式と枠配分のメリット、デメリットというふうなことだと思いますが、先

ほど言いましたように基金を取り崩さなくて補正が出ないような当初予算でというのは考え方は分かるんですが、これにつきましてはさっきも言いましたように当初予算の審議の中でいろいろまた出てこようかと思imasuので。私としては、ここの134億円というこの配分のやり方ちゅうのが一向にちょっと分からんやっただこもありますからお尋ねしたようなところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

相手の質問に答えられますか。

はい、どうぞ。

◎町長（因 辰美君）

今までの、昨年までの予算組みにつきましては、もう出すしこ出しとけと。そしてもしそれが採用されたらいいやないかというようなやり方やっただです。ですから、とにかく何もかも要るものは全部出しとけ、後は町長で削減していくというようなやり方でしたから、それは今回枠にしたときに、出すしこ出されんわけですよ。必要な分しか出せんわけですよ。ですから、それが自らが優先順位をつけて、この枠しかないからこれからやっていこうねというような職員の意識が変わってきたとです。そこが一番大切なところであろうと思うから、やはり今回の枠組み予算は職員の意識改革になるわけですね。ですから、来年度はたくさんの繰越金がないように、ないというか、その中でしっかりと運営していくようにというようなやり方でやっております。ですから、一番の問題は出すしこ出しとけて、後は町長が判断するたいていというような職員の、積み上げというのはそういった形になっておりましたので、そういった余分なものが今度は予算の中に繰り入れられなかったというところが一番の利点だと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎10番（長 義晴君）

これ以上そういうふうな立場の違いの議論をしても前に進まんと思imasuので、この件については先ほど言いましたように当初予算の中で議員の中で審議されると思imasuので。

それと、先ほども言いました助成金、補助金の金額が、これももう何年も前からその金額的な根拠がということで議論されておりましたけど、この補助金関係は内容的には、まあざっとでよござimasuが、どういうふうな精査をされて予算計上されたんでしょうか。これ担当のほうでもよござimasu。

◎議長（進藤啓一君）

はい、時間がたちますから。

長議員。

◎10番（長 義晴君）

これは皆さんわかってると思いますが、なかなか補助金、助成金っちゅうのは根拠があって分からない点が多々あるもんだから、なかなかその補助額っちゅうのが決められないというふうなことで、昨日もPTAの関係の補助金があったように、一括90万円にしよったのをもうタンリ10万円ずつの60万円というふうなことと同じように、もう概略でございしますが、補助金についてもある程度その精査をされたのかどうかお尋ねしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

ちょっと私は確実な金額とか、そういったことを知らなかったもので、後ろのほうで聞きよりましたけれども、以前からこの補助金に対しては規程を組んで、きちっとした報告の中で組まれております。これは私は、これは工藤課長のときやったですかね。こういった補助金がきちんと一定化されておらんといった中で、この事業をしっかりと確定させるということで、そのときにきちっとした事業評価というものやっております。その中できちっとこの金額を示して出されておると思います。これはもう既に何回も議会のほうに説明されておると私も聞いておりますから、そういった形で、議員のほうからもそういった質問がございましたから、これはちゃんと一律の目線でしっかりと精査して補助金を出していこうというルールというか規約がございますから、そういった中で精査されて補助金が出されるものと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎10番（長 義晴君）

具体的には当初予算の中でまたご意見が出ようかと思いますが。

次に、順番前後しますが、配分方式による予算編成で、町長が目指す重点政策の中でジュニアスポーツの基金の創設というふうなことでもございますが、新規事業として町長が公約として掲げているような事業、このほかにきのうも福永議員が質問してあったように、それ以外で何か公約を事業として29年度の当初予算に上げられているものがあればお聞かせお願いしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

昨日の田川議員の時やったですかね、そういった中でちょっとお答えさせていただいたと思いますが、私は選挙公約につきましては各部課長に全部配付いたしておりますし、課長のほうも各所管の係長ぐらいまでのほうに指示というか、そういったものは配付されておると思います。そういった中で、やはり重点施策というのは組んでいきたいということもありますし、これだけ喫緊の課題がいっぱい迫っておる中で、じゃあ公約ばかりを先行させるかというものはなかなか難しいものではないかなと思っております。やはり行政も経営ですから、幾ら自分が思っている先になくしてはならないという部分はしっかりあると思いますので、そういった公約を掲げておりますが、やれる分からしっかりとやっていただいております。ですから、最終的には緊急性、もう今すぐやらないかん部分については、今すぐやらないかんというか、政策的にやはり必ず毎年やっていかないかんところは必ずあるわけですね。それはしっかりとクリアしながら、そして政策的経費といいますか、そういった中で緊急課題を実施していきたいと思っておりますので、そういった中で私の公約が若干緊急でない場合は私は1年ぐらいは遅れる可能性もあると思っておりますので。公約、公約といってもやはり最終的には行政経営でございますから、経営が成り立つように順序づけてやっていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎10番（長 義晴君）

昨日の質問と重複するかも分かりませんが、あなたはこういうふうな形で選挙公約として新都市の実現、新たな粕屋町の成長戦略ということで、出発進行ということで一から十までぐらいのいろんな目指す粕屋町の戦略というふうなことでしてありますが、これは今年にはできないけど、せめて二つ、三つとかというふうなことで、次年度からそういうふうなことで取り組んで、ほかのとを多少削ってでもする意欲はあるとですか。というのは、私もこれ見てかなり期待をしておったんですが、昨日の質問のように基金創設ぐらいではちょっと何の効果も、あなたの公約の中で前に進んでないんじゃないかと思っておりますが、そこいらをお聞かせ願いたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

私もそういったマニフェストをつくりながら、しっかりと絵を描きながら実現していきたいという、そりゃあもう本音でございます。しかしながら、時期というものが有りますので、そういった時期が来ますとしっかりと対応してまいりたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎10番（長 義晴君）

次にお尋ねさせていただきたいと思いますが、5番目の、本町3園の保育所は老朽化が進んでおるわけでございますが、特に仲原、中央については築37～8年がたって、西保育所に至っても20年がたっております。そしてリフォームの時期が来ておりますが、きのう初めてこの保育園の取り組み方については町長が当初から言っていたように、補助金がつけば今まで民間、それからある程度増員した保育園とかというふうな規制があるわけですが、そういうふうなことで2園については喫緊の課題ということで、初めて昨日その指示を出して取り組むような答弁でございましたが、特に補助金についてはいつそういった手だての補助金が出るか分かんないということですが、町長は1園は町立として残す考えも昨年12月の質問では、田川君の質問では1園は町立として残す考えも表明してあるようですが、そういったことを考えた場合に、補助金がつくか分かんないと思いますが、1園は残したいということであれば、1園は早急にそういったことで、やっぱり独自の改築というか、それは喫緊の課題だと思いますが、そこいらの取り組みのあれを再度お尋ねしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

私、今年からじゃなくて以前からずっとこの老朽化した中央と仲原は、平成17年の地震が起こったときとか、そういったものを考えますと早々に建て替えなければならないということは訴えておりました。また、町長になっても、選挙公約でもそのことをちゃんと触れております。

こういった中で、補助金がつくのかつかないのかじゃなくて、やっぱり民営化すれば今のところ12分の1の負担でこのことについてはできる補助事業はあります。ですから、この補助事業があるうちに実施すべきだと思っておりますので、私は所管のほうに2園一緒にもう建て替えなさいと。1年違うらしいですね、中央と仲原が1年ずれて建っておりますけども、これが半分になったりとか3分の1になった

らとんでもないぐらいのうちの持ち出し金になるわけですね。しかし、今の中では12分の1で建つ。ですから、保育園が1園が大体3億円ぐらいかかるとは思いますけれども、10分の1でも3,000万円ですね。だから3,000万円を切るぐらいなんです、2,000万円台で1園が建つということになりますので、やはりそういった有効な補助金がある間にすぐ建てなさいということを指示しております。そして、もう一緒に、どちらとも2園とも一緒に建て替えを検討しなさいと、1か月でも早くというような指示を出しております。ですから、しっかりとみんなで考えていこうということで、できるだけ待機児童を解消し、子育て支援をしていくように町がしっかりと対応してまいりたいと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎10番（長 義晴君）

そういうふうなことで、早急な取組をお願いしたいというふうに思っております。

それから、1番目の質問項目の最後に回しましたが、通学路並びに一般生活道路の新設事業は、私は公共施設等総合管理計画の中でインフラ整備というふうな捉え方でこの新年度の事業として取組方をお願いしたいと思うんですが、要するに昨年この公共施設の関係は、説明があったように、国のほうにこういった事業計画を提出せないかんということで概略聞いております。要するに、公共施設については約9億5,000万円、それからインフラ関係については10億円ということで、年間押しなべてすれば20億円からの事業をしていかんと維持管理ができないというふうなことでございますので、その中で私の質問は、地元の通学路の整備の関係で、もう私が8年前からこの件については質問もいたしておりますが、町の回答としては地元の地権者等の内諾、同意っていいですか、そういったものがあれば県に申し立てて計画を進められるということでございますが、これ市民の関係のことでございますので、担当所管としても協力いただいて今まで取り組んできたんですが、なかなかご理解が得られんところもございまして今日まで取組がなされていないんですが、先月2月の中で区の役員会に招かれまして、私と中野議員招かれまして、こういった報告をしておったんですが、あそこの県道545号線の一部が、集合住宅が一部建ってるんですが、そこの方が立ち退きを昨年させられまして、近々あそこに何か建つんじゃないかというふうなこともあって、そういうふうなことができないうちに何とか手だてをしてほしいというふうなことで、これもこの頃改めてそういった区のほうの要望もありましてあれしたんですが、これにつきましては何度も答弁もされ

ておるように、地元のそういった協力が無いということですが、何分あそこの地域はご承知のように一部地域じゃなくて全体が大川小学校に通学してくる関係でいろいろ通る人が多いんですが、それでお願いとしては、これに何とか町のほうで、我々も限られたことしかお願いできんところもありますので、何とか町のほうで取り組まれるところがありましたら喫緊にいろいろ進めていただきたいというふうに思います。

以上です。町長、そういったことで、その取組も言わなくても大体場所とかは分かっていると思いますので、よろしくお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

議員おっしゃる場所は、あの踏切のほうからちょうどこちらの（個人名）さんとこの十字路ぐらいまでが非常に狭いということは私も十分認識いたしております。あそこは県道でございますので、若干、粕屋町がやりましようとかってなかなか言いつらいところがありますから、やはりこれは県に要望していかないかんというところがあります。

現在県の事業におきましては、議員も建設の委員長でございますからよくご存じだと思いますけども、今のところ東環状線あと1.7キロの部分、それから久山に抜ける部分についても今要請をいたしております。それから、古賀・二日市線の改善というものを、やっぱり交通混雑の解消の中で県のほうにお願いして取り組んでいただいております。そして今では、次回は若宮三差路の改善というものを要望をいたしております。それが今度やりましようかということではちょっと聞いておりますので、そういったところも交通渋滞の緩和策として改善して県のほうに要望してまいりたいと思っております。

この議員おっしゃいます交差点から踏切までということは、やはり県でございます。十分に今の通学路の危険というものは認識いたしておりますので、この工事が1つか2つでも終わったら、その後また県のほうに要望してまいりたいと考えておりますので、もう少し時間を置かせていただければと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎10番（長 義晴君）

これで町長にお願いしたいのは、一度、朝7時40分から55分ぐらいのこの15分ぐらいが一番、それとちょうどJRの香椎線が出会えるっちゅうか、遮断機が下りる

ときと重なってきておりますので、どうか一度現場を見ていただければ。もう重々分かってあると思いますが、ひとつ、皆さんの見る目も多少違ってくると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

この場所は非常に道路幅が狭いということで、なかなか歩道までが通りにくいということになりますので、これは用地買収等も考えながらやっていかなければ、進めていかなければならないと思っております。そういった中で、営業されている部分についてもありますから、そういった交渉っちゅうのも若干かかわってくると思ひますから、それで資金もそういった部分についての補償問題、あるいは用地の買収ということもかかわってまいりますから、若手その辺が幾つもあわせて県に要望するということで、粕屋町だけじゃないもんですから、そういった中でできるだけ早急に、危険地域ということは存じておりますので、優先順位は高いと思っておりますので、その方向性の中で今後は進めてまいりたいと思ひます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎10番（長 義晴君）

そんなふうなことで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、2番目の質問としまして、消防団の団員確保についてでございますが、私の行政区では長年消防団の団員が減少が続いておって、実は今年の今ごろ、区の役員の方が団員募集というふうなことで、もう毎年総会的时候は団員が不足しておるちゅうことで総会の席上でも言われておりますが、去年は改めて、該当者が消防団員は18歳から34歳までですが、戸原区には199名の該当者がおってあるんですが、その方に案内状を出して、一度来ていただいて、消防団、区の役員から事情を説明して、どうか入っていただけたらという案内状を出しましたところ、10名の方が返事がありまして。ありましたけど、実際公民館に来ていただいた方はちょっとおられないというふうなことで。その後も多分こちらあたりがいいんじゃないかということで、去年も十何軒とか目ぼしい方をあれしたんですが、なかなか入り手がないと。今年に入りまして、また年明けてからOB団員、それから区の役員、まあ議員も私も中野議員もかかわってからお願ひに回るとるわけですが、お願ひに回るのはよろしいんですけど、該当者がその方って決まるとるということが一つと、何か家庭調査に入りようするような感じで、こんなふうで団員が少ないからとい

うお話はしますが、もうその勤めの実態の報告というか、夜が遅いとか休みがないとか、たまには体が不自由な、本当にうちの子どもはこうありますとかということ、こちらは分からんで行ってもそういうふうなお話になってなかなか難しいところがあるんですが、そういったことで残されたまだ年度内ありますからまた回るようにしておるんですが。

そこで新たにお願いしたいのは、毎年入退団式で団員の状況は把握しておるんですが、どこも、15名の団員の枠が15名おられる分団は3つの分団、あと11の分団は欠員が何名かあるわけですね。欠員のトータル数としては各分団合わせたら36名定員不足というふうなことで、これはうちの分団にかかわらず、ほかの分団もそういうふうにあるんじゃないかなと思いますので、これは協働のまちづくりの杉野課長ともいろいろお話をして、一分団のことじゃなくて、団員の資格っていいですか、該当者についても何か考えないかとやなかろうかという思いがして実は一般質問をしたんですが、町としてもこの問題についてどういうふうなことで捉えてあるか、町長、お願いしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

消防団員の確保に何か妙案はないかちゅうようなことが中心だと思いますが、因町長。

◎町長（因 辰美君）

私は、以前は消防団員でございまして。やはり15名の14分団ですから大体210名ですね。あとは団長、副団長が名を連ねて213名ぐらいになるかと思えますけども、今現在各入退団式から出初め式あたりを見ますと、150名ちょっと超すぐらいの団員しか参加していないという現状を見ておりますと、やはりどこも団員が不足しているなという気もいたします。しかしながら、私も議員でおりましたところ、私3分団なんですけど、隣ですから3分団ですけど、一体どれだけの人間が参加してくれとるか本当に心配しておりましたけども、実はうちはまだ青年団というものも存在しておりますし、そういった中での縦社会といいますか、そういった継続の中でしっかりと15人が継続して、先輩から勧誘されるとおのずと後輩が入ってくるというシステムになっておりますので、この地域の団体といいますか、そういった青年団とかあったら本当に地域の防災、地域の事業の協力あたりは非常に助かっております。

そういった中で、4分団の戸原だけの問題ではないかとは思いますが、やはりそういった組織を育成しながら次の団体に引き継いでいくということも、これも昔からの手法ですけども、それもあかなと、重要やないかなと思っております。ですから今後は、地域防災の観点でございまして、どうしても粕屋町のほう

から何か対策をやるということはなかなか難しいようなのがございますが、やはりそういった地域の交流を深めながら一人でも多くの方が協力していただく、そして先輩、後輩のことを、きちっとそういった組織をつくって、こういった本当に地域防災は重要なことでございますので、こういった人員確保をやっていくということは大事なことであると思いますので。以前は戸原は青年団も一番多くて、大川の本部分団でございましたので一番花形であったと思います。そういった中で、それが再度復活されますことを祈念したいと思いますが、今は4分団の戸原は長戸までの範囲になっておりますから非常に多い中での消防団選出だろうと思います。江辻あたりは今は戸原の半分ぐらいしか住民がいないわけでございますけども、そういう中でもしっかりと団員は確保していらっしゃるようでございます。ですから、なかなか年寄りが行ってから入る問題ではないかなと思いますし、先輩が後輩に、おい、ちょっと後入ってきてくれよといった形になれば、そういった中で説得はできるかと思っておりますので、中でそういった力を利用して団員の確保をしていただければと願っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

担当の杉野課長が何かあるようでございますから、消防団の立場から、どうぞ。

◎協働のまちづくり課長（杉野公彦君）

すみません、団員確保は非常にどっことも苦勞してあります。今はどこの分団でも団員が率先して年がら年中勧誘に動いているというところが多いです。この間入魂式をしました長者原ですね、ここも時期にかかわらず一生懸命勧誘活動をされてありまして、先日の消防団の入魂式のときには団員も数をきちっと揃えて、非常に頼もしく思いました。

私どもができることと云ったら非常に限られてるとは思うんですが、各団でそれぞれ分団長さん、分団長会というのがありまして交流があります。その中でいろんな情報交換をしていただきながら、それぞれの区の取り組みなどを広げていただきたいなど。特に第7分団の柚須なんかは非常に区が熱心に取り組みをされておられますし、またいろんな区でさまざまな取組をなされてあります。私が現役のときに聞いたのは、花ヶ浦区は消防団員が出たら区の役員は免除とか、そんな話も聞いたことがあります。いろんなもうそれぞれの分団、区がいろんな考え方で頑張っておりますので、その辺の情報交換などを分団長会で進めていただけるようなことも団長さんにもお願いをしていただければなと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎10番（長 義晴君）

当初から反対のお叱りを受けるっちゅうのは重々承知で、こういったこともしていただきたいというふうなこともあって、私どもも組長さん初めいろいろな地域、同じ戸原におっても組合が違えば全然分かんところもありますから、みんなの協力を得てしよるんですが、冒頭言いましたように余りしつこう言いよると家庭調査に入るような感じで、もう言わんでよかことまで相手も言わな済まんというようなことで、とぼとぼと帰ってきよるようなことが実情でございます。これは執行部、町のほうもそうですが、我々が地域防災ということで自分たちがしていかないかんっちゅうのはもう重々分かってるんですが、せっかくの機会でございますので質問させていただきます。

次に移らせていただきます。

同じ消防団のことですが、実は私どもの地域の消防車が故障して、今回町のほうに多大なご迷惑等をそういうふうなことでかけたわけですが、あいにくっていうか幸いというか、本部のほうに寄贈された消防車があって、今それをお借りして待機しとるような状態でございますが、そこで問題が生じたのは、現役はもちろんですが、どこの分団もOB団員がおってあると思うんですが、OBの方も操作を習っておくようにというふうなことで言いますと、突き詰めていけば保険に入っていないというふうなことで、何かあったときはいろんな人に今度は迷惑がかかるということで二の足を踏んだわけですが。これは杉野課長にも報告をしながら、OBっちゅうのは各分団地域でいろいろつくっておるようなことで、直接的には町とは関係ないと思いますが、もし保険の関係とかそういうふうなことで、これが掛けられるようなことでOB団員の活動ができるようにしていただきたいと思えます。

実は、27年の議案の中で、消防の一部規約条例改正というふうなことで載っておるんですが、これ読みよりますと、消防車には団員並びに消防職員以外の者は乗車させてはならないというふうなことでうたってあるわけです。これは2つあると思えます。消防車で救急で人を運ぶというふうなことの意味合いと、要するに今言ったように何かの場合にOBの方が車に乗るというふうなこともありましようが、そういったことが乗せてはならないというふうなこともあって、いろいろこれを深く考えよると、何か今まで私どももOB団員っちゅうのは地元の火事とか地元で何かあったときは出るような、そういったのが大体OBの務めで、団員が旅行とかいろいろ留守するときは頼んでいくっちゅうのはどこの分団もそういうふうなことでしてあると思うんですが、ここいらの取り扱いも今後町としても十分内容を検討して団員のほうに指示していただけたらというふうなことで、これは要望になろうかと

と思いますが、そこいらを十分認識していただきたいというふうに思います。まあ、特になくと思いますので。

◎議長（進藤啓一君）

答弁はよろしいですか、答弁。

因町長。

◎町長（因 辰美君）

非常に地域を思ってくださいまして、やはりいざというときの対応というのは地域だけじゃなく役場も一緒に考えていかなければいけないと思っております。こういった対応につきましては、今議員ご心配されておることにつきましては、所管のほうに十分に検討させながら、今後検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎10番（長 義晴君）

大体質問としては、先ほども言いましたように2期8年務めさせていただきましたが、今3月議会で最後になろうかと思っておりますので、皆さん方、執行部の皆さん、大変お世話になりました。ありがとうございました。

（10番 長 義晴君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

11番久我純治議員。

（11番 久我純治君 登壇）

◎11番（久我純治君）

おはようございます。議席番号11番久我純治、通告書に従いまして質問いたします。

ボランティアセンターの設置場所また管理運営に関する条例、その後は。

各々の仕事が終わって活動している団体には、ほとんどサポートできない。夜や土曜日を中心に活動している団体のため、またセンター活動を広めていくためにも、センターの業務の充実を考え、週末また夜間の開設が望ましく、開設時間の延長や土曜日の開設について検討しますという総務部長の答弁、また町長においては前向きに検討しますということです。現在の進捗状況はということで質問したいんですが、ボランティアセンターの設置場所、管理については、以前から私も何回も言ってますけど、今現在ボランティアセンターは福祉センターの中にあり、今職員が一人もいないんですね。そして今、事務局長自身が対応してあるんですけど、内容は何も知ってないんですよ。いちいち聞きに来られるけど、私自身も把握して

ないんですけど、実際今ボランティアに登録している団体は何団体あるんですか、ご存じですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

所管のほうからお答えさせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

杉野協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（杉野公彦君）

お答えをさせていただきます。

直近の資料をちょっと持ち合わせておりませんので、平成28年度当初の時のになりますが、団体としては6団体ですかね、今把握しております。それからあと個人登録もありますんで、それを含めたところで登録者数としては大体700名弱ぐらいの方の登録をいただいているところです。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

700名っちゅう膨大なその会員の名前なんですけど、これは一人一人がよく分かってないんですよ、実際。それと、この町長の平成29年度の施政方針で一番私喜んでるんですが、6月1日をもってボランティアセンターをサンレイクかすやの中に移すということ。もう私が一番願っていたことなんですけど、これがやっぱり、粕屋町は他町に比べて若い人が多いんですよ。逆にまた年寄りも増えてるんですよ。人間は、やっぱりどうしても一人じゃ生きていけないような時代になってくるんです。だから、このボランティアセンターがいかに大事かが、やっとなって言うたら悪いけど、分かってもらえたのかなと思ってるんです、私も。

ただ、受けた人とか受ける人、それとかボランティアを望む、したい人ですよ、その人たちのそれぞれの把握ですよ、それを実際職員の方が把握しとかにやいかんとですよ、いつも。ただ受けた、なおしとるかどうかわかんない聞きに行く、そしたら、どこに振っていか分かん。それじゃあやっぱりいけないと思うんですよ。町長も言うように、今度降って湧いたようにこども館ができましたよね。で、こども館の人数ですよ。私はあんなにたくさんいると思ってなかったんです。町長も確かに思ってあったと思うんですよ、あれは。職員の数ですよ。だから、実際今度ボランティアセンターを移されて、何人ぐらいの人間で運営される

と考えてあるんですかね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

以前から久我議員が、夜間休日は全くボランティアセンターが役に立たないという、常に一般質問をされております。そういったことを私たちも同じ同僚として聞いておりましたので、こういったチャンスになれば、たまたまこちらのほうが一室空きましたから、そういった中でボランティアセンターをつくろうといった形でのですね。これは職員自らが発案して、やりましようやということでやっていただきました。そして今回、今ご指摘の誰がどこで何人いるのかという、そういった調査をするような補助金がありました。これ今当たるか当たらんかは分かりませんが、1,400万円ぐらいの100%補助でそういった調査ができるというところもございましたので、それに今手を上げております。この議会中にうまく通ればなと思っておりますが、そういった調査はぜひ必要ではないかなと。そういった人間の把握というのは絶対必要だと思いますので、そういったものにつきましては所管のほうからしっかりと対応してまいりたいと思います。

今、こども館のご指摘もございましたが、私ちょっとたまたま調べておりましたので、人件費を含む総事業費は5,700万円です。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

粕屋町は若い人がおって、子どもがどんどん産めて、毎年650人ぐらい産まれますよ。だから、確かにこども館は大事なんですよ。だけど、対応するのは子どもだけじゃなくて、やっぱり年寄りですよ、今から増えるのも。確実に、粕屋町ももう20%ぐらい近づいてますよね、高齢化率が。そうすると結構単身の人が多いんですよ、粕屋町は。これ大体今どっちか言うたら厚生じゃなくて民生委員の人とか、あんな人に頼ってますよね。私もよく、長く商売柄やってるんですが、いろんなことを頼まれるんですけど対応できないんですよ、私たち個人ではどうしても。そうすると、やっぱり早く一番最初から行政がいいように、ピラミッド型の粕屋町がボランティアセンターをつくって、それからいろいろ集めて中枢になってやるというのがやっとできたのかなと思うけど、今町長おっしゃるように予算がついたらんからじゃなくて、もう6月1日なんですよ、これ。もうあとちょっとですもんね。

(許可のない発言あり)

◎ 11番 (久我純治君)

それは分からんでもないんですけどね。だからとりあえず6月1日に大体何人を対応されると思ってあるんですかね、そこをちょっと聞きたいんですよ。

◎議長 (進藤啓一君)

安河内総務部長。

◎総務部長 (安河内強士君)

当面は、現在協働のまちづくり課でまちづくり活動支援業務に従事している正職員1名、それに臨時職員1名を加えた、まあ少人数ですけども、そういう体制で発足をさせていただきたいと思います。将来的にはNPOの方とかの協力が得られれば、そういう形に持ち込みたいとは思っております。

以上です。

◎議長 (進藤啓一君)

久我議員。

◎ 11番 (久我純治君)

ぜひこの前も言ったように、志免なんかNPOでやってますよね。だから特に、やっぱりさっき言ったように受ける人と受ける側の人に分からんといかんですよ、職員の方が、気持ち。そこはやっぱりいろいろ教育があると思うんですけど、とにかくあともう、私言ったらあと3か月しかないけんですね、そこが心配なんですよ。だけん、とりあえず方向性を、町でどうするかをちゃんと教えておさんと、今現在の人のごと、何しようか分からん。電話受け継いだは、ばってん相手が何しよんしゃあ人か分からん。そんなのふうじゃ困るから、あの団体の中身をちゃんと教えて、どんなとこに活用されるかも教えてやらんと。これは杉野課長に聞きたいんですけど、そんな教育もやってほしいんですが、どうですか。

◎議長 (進藤啓一君)

杉野協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長 (杉野公彦君)

当面、今部長が言いましたように職員1名と臨時職員1名。まあその職員1名は従来のまちづくり活動の業務を持った形になります。ボランティアセンターというよりは、そういうボランティアも含めたまちづくり活動全般をコーディネートとかしていく形を今目指しております。教育相談室自体もそんなに広い場所ではございませんので、当面今やっていくことはどういう団体があって、今ある程度ボランティアセンターで把握してるのは福祉系の団体しか把握してないんですね。これ以外にまちづくり活動系であるとか子育て、それから例えば図書の読み聞かせとか。

庁内には各所管でさまざまにボランティアを持ってあります。今その情報がばらばらな状態で一元化されていない。その情報をまず一元化をしていきたい。例えば、まちづくり活動支援室に行けば町内のさまざまな活動団体の中身が見えるといえますか、そういう形に先々は持っていききたいなど。そこに行けばワンストップで何か分かるように。そこから広げていきたい。できればその団体間でずつつながりをつくっていただくような形があって、先々そういったネットワークが繋がれば、先ほど言いましたNPOとか、そういうような話にも発展していくのかな。そうなればあの場所ではなくて違う場所で新たにちょっと広げた形で、そういうような施設にも持っていけるのかなというふうには思っております。だから、まずはそういうきっかけづくりという形には当面なろうと思っております、準備を進めていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

それで、ボランティアセンターの名前も変えるようなことを書いてありますよね、まちづくり活動支援室とか。これ実際変えるんですか。

◎議長（進藤啓一君）

杉野協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（杉野公彦君）

一応ボランティアセンター、従来のボランティアセンターという中身だけではなく、今考えてるのが例えばコミュニティーホールの貸し出しであるとか、あとまちづくり出前講座、この辺の受け付けとか、そういったところも含めて広げていきたいと思っております。まずはちょっと人数が少ないのでそれ以上広げるわけにはいきませんが、最終的にはそこに例えばまちづくりイベント系、よさこいとか太鼓祭り、そういったまちづくりイベント系だとか男女共同参画とか、そういうところまで本当は広げていければなと思っておりますけど、ただちょっといかんせんまだまだ規模的なものがそこに対応するには至りませんので、そういう意味も込めてボランティアセンターという従来のその発想とちょっと違うんですよっていうのをアピールするためには名前の変更が必要なのかなと思っております、そういう名前でも今こうと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎ 11 番（久我純治君）

構想としてよく分かるんですが、これに関して、前も言ったように設置条例をつくるようなことを考えてないんですか。

◎議長（進藤啓一君）

杉野協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（杉野公彦君）

今のところ条例というよりかは、サンレイクの中の一つの部屋といいますか、室になりますんで、今のところまちづくり活動支援室設置要綱という形でつくるような準備を進めております。そこには詳しい、どういったことをやるのかとか開設時間とか、その辺を詰めて記載していきたいなと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎ 11 番（久我純治君）

とにかく一日も早く、受ける人側、してやる側の気持ちに立って活動できるようにしてやってください。よろしくお願いします。

じゃ、2問目に移ります。

行政は継続という、また町の言う優先順位はどうなっているのか。また、マスタープランと別に継続している事業はあるのですか。

1つ目、古くなった公共建物等の優先順位で決まったものがあるのでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

ずっとこの一般質問の中、基本計画がまずできておると。そういった中で今後古い物からやっていくという議論がなされていくかと思えますけども、今のところしっかりとやっていきたいのはやはり保育所あたりをまず一番に建て替えられないかということ、やはりこれだけ待機児童が多い中でしっかりと対応してまいりたいと思えますので、厚生常任委員長、ぜひ応援していただきたいと思えます。

それから、老朽化した橋の点検等あたりも、またこの前の水鳥橋のように落ちたらいかんから、しっかりと点検して修正していかないかんと思っておりますので、そういった中で点検等も今後始まりますので、そういった中で随時委員会にお知らせしていくかと思えますけども、危険なところから着工していきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

町長がおっしゃったように保育園の件なんですけど、その前に各課でボトムアップって言われますよね。大体、みんな立ち上げてあるんですかね、私たち全然見えないんですよね。どこがどんなことしようかが見えてないし、私は今厚生やから待機児童のことを特に突っ込んでいつも言ってますけど、実際今課長たちはどんなふうな動きをしてあるんですか。この待機児童に対しての保育園の対応。

◎議長（進藤啓一君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

今現在の動きは、町長が従前から言われております老朽化園、これの建て替えにつきましては部長、副町長も立ち会っていただいて、町長のほうとどのような今後動きでいこうか、いつごろまでのスケジュールでいこうかというすり合わせ案のたたき台ですね、そういったものを考えてる最中でございます。これはどうしても言われますとおり時間のかかる話でございますので、同時に小規模施設でありますとか企業主導型の保育園、こういったものもいろいろ町のほうにご相談をいただいているところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

今の待機児童のあれを考えるとおっしゃったけど、町長は前から言っているように西保育所は残す。中央保育所と仲原保育所は建て替えると。規模的に小さいじゃ困るんですよね、これが。西保育所は115名の定員で中央保育所が120人、仲原保育所は110人なんですよ。実際これ建て替えたときに、その場所ですよ、民営化した場合。私どうしてもその中央保育所建て替えるときは、どっか田んぼの中かなんか建て替えると、今から交渉ですよ、まだ。そうすると、この前町長おっしゃったように二、三年先なんですよ。そしたら、この二、三年の間に課としてどんなふうな考えですか。待機児童どのぐらい増えると思います。

◎議長（進藤啓一君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

待機児童がどれくらい増えるかにつきましては、なかなかちょっと算定の難しいところでございます。具体的な数字がなかなか上げづらいところでございますけれ

ども、今後増えていくことは間違いないかなというふうには思っております。

定員の規模につきましては、先ほど言われましたとおり今老朽化しております園、仲原が110名、中央が120名の定員でやっております。これまでの事例、例えば星の子で180名ですとか、大川が今200名でございます。これぐらいの規模というのが園の子どもたちの生活を考えると大体いっぱいの規模かなと。300名、400名というのはなかなかちょっと多過ぎるかなというふうには思っておりますので、180程度ぐらいに増やせたらいいなというふうには考えておるところでございます。これ、子ども・子育て会議ですとかでいろいろご意見なんかいただきながら定員のほうは決定していきたいと思っておりますので、今後そういうようなところで私は諮問をさせていただきたいというふうには考えております。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

時間はかかると思うけど、今から土地の交渉もあろうし、民営化すれば民意ですよ。それから、予算ですよ。最速で3年かかるんじゃないかなと思うんです、私は。ただ、土地問題とか、町民に説明して納得してもらえるかどうかですたいね。まあ町長も知ってあるとおりに、大川のときも中央保育所のときもあれだけわあっとなりましたよね。最初のときは、大川も民営化というときが。だから、結局時間がかかると思つたから、できたらもう早急に手を打ちよかんといかんっちゃないかなと思つてんですが、今からすり合わせっていったら間に合わんっちゃないですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

昨日からも再三申しておりましたように、もう検討はしようですよ。検討をしようって、今どれぐらいの中で工程の中でやっていくかということも議論しておりますし、どこに建てるのかということももう既に議論しようわけですよ。しかしながら、さあやりますよ、いつからかっていったときに、やはりいろいろな諸問題ございますから、最低でも何年の4月からかなということもございます。しかしながら、今日もちよっと話したんですけども、必ず4月1日からオープンせないかなとかなという懸念もございましたので、9月1日からもできるようなことも考えてみようやと。半年ぐらい、少しでも早く預かるような努力もするようなことも検討しようやとということで今日も話したわけですよ。ですから、待機児童になられた親の方を非常に少しでも早く助けてやりたいという、やっぱりそういった子育て支援をし

なければならぬという思いは十分ありますので、そういった中で最速でやっていきたいという思いがございますので、最短距離でしっかり対応してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

厚生の一員としましては、やっぱり待機児童っちゅうのが一番直接かかわってくるんですよ、私たちにとっては。そして、去年聞いたときは幾らか分からんて言ったけど、ふたをあければ229名とか。こんなひどくなったら来年、再来年になると何百人になりますよね。そのときで間に合うっちゃろうかっちゅう気持ちがあるんですよ、私も。まあ町長もよく分かるんで、気持ちも、一緒にしよったから。だけど、やっぱり粕屋町は若い人がどんどんどん入ってきて、出生率も2.何%と言いますよね。だから、3人おりますよね、大体3人か4人ぐらい。そうするとどうしても預けて働かないかん人多いんですよ。そして、その人たちの年収は、聞くと夫婦でやっぱり450万円ぐらいなんですよ。そうすると届出保育園ですね。あそこが今年1園やめられますから8園ですよ。去年の10月の現在で150人ぐらい粕屋町の子どもさんを預かってあったんですけど、今年減りますよね、1園減るから。そうすると、あちこち回ると、今飽和状態なんですよ。もう無認可のほうは預けられないんですよ。だから、どうしても自分で見らないかんから、やっぱり自分の家で。時々私が言うけど、家に帰ったら誰かおるような家庭づくりもせないかん、そんな方向もやってほしいっていつも言いますよね、私、これは別やけど。だから、町長の思いもよく分かつとんですけど。ただやっぱり実感としては、現在がこげんあるから別に対応ができんのかなと思ったりもするんですよ。

◎議長（進藤啓一君）

質問は何ですか。今の状況をおっしゃったけど、その質問、答えよう。

◎11番（久我純治君）

対応です。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

以前私テレビ見よりまして、大阪の待機児童を見たことがあります。待機児童対策をするところにみんなが移転してきて、そこに住み着くっていった形ですね。ですから今粕屋町だけで考えて、じゃあこれが待機児童が解消するかっていう問題ではないように私は気がします。ですから、今ある数字を解消したら、またさらに粕

屋町が待機児童対応するからってここにまた集まるわけです。ですからまた200人とか300人とかになってくるような。じゃあ、今どうするのかじゃなくて、やればやるしこみんな寄ってくるというような状況もあるそうです。ですから、やはりそういうことに惑わされず、しっかりとした粕屋町の方針をもって待機児童対策をやりたいと思っております。

2年か3年前ぐらいから須恵町が2園建てたそうです。そういった中で非常に多くの園児が、子育ての方が須恵町に殺到したそうです。ですから、そういった待機児童対策をしたときに、そこにもっと寄るっていう、そういった状況もやはり私たちは考えておかなければいけないのかなと。ですから、そういった中で、集まるところにそこで対応して、また動いたら今度は空になったとかと状況も考えとかないかんし。

ですから、しっかりとした将来の展望を見ながら、着々とこの待機児童対策、そして過剰な反応を示さず、しっかりと今後ともやっていきますよというような今からの計画でなければならぬと思っております。これはやはり税金を使ってやらなにかんとやから、そんなにそこでもぼんとお金出して、あと空になったという問題ではちょっと難しい状況がございますので、きちっとした方向性でやっていくというようなやり方でやっていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

町長のおっしゃることよく分かるんですけどね。粕屋町は地の利がいいんですよ。だから若い人がどんどん入ってきて、働きやすいつちゅうことで来たら、町長が言うように子育てしやすい町、一番どうのこうのと言いますが、実際今言うように入れん人が多いし、そりゃ、建てたらどんどん入りますよ。分かってるんですけど、ただ、今に対応していかんとですね。やっぱり今現在働かれん人がいっぱいおるからと言っただけですよ。だから、もう少しやっぱり対応を早くやってほしいというのが私の……。

（許可のない発言あり）

◎11番（久我純治君）

だけん、できたらもう早急に、町長の考えでですね。

◎議長（進藤啓一君）

発言するときは手を上げて言ってください。

はい、どうぞ、次行ってください。

◎11番（久我純治君）

だから、町長のボトムアップもいいけど、あるときにはトップダウンで、やっぱり主導権を発揮してですよ。やっぱりきちっとは無理かもしれんけど、こうやってほしいということをやってほしいんです、私は。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

やはりいろいろな職員の発想というものは本当に重要だろうと思っています。しかしながら、重要なときに、今日でも先ほど言いましたように4月1日から必ずせないかんとかと、できたら9月1日からでもいいやないかと、その点も検討しようやないねっていった形での、やはり少しでも改善できるようなことは指示しようですよ。私もやっぱりこれはもう以前から言ようるから、これは2園をすぐ建ててくださいよということでは言ってます。しかしながら、やはりこども館が建ったじゃないですか。そういった中でその対応もしていかないかんし、先ほど言いました人件費も5,700万円毎年要ります。そういった中で若干その取組が遅くなったということは事実でございます。あのときにこども館じゃなくて保育園のほうを町で建てとつても構わんちゃあ、木造ですね。そういった方策もあるかと思えますけども、それはもう前のことでございますから、しかしながらみんな議会ではこども館を選んだわけですよ。で、こども館の運営でやったから、それはやはり。

◎議長（進藤啓一君）

町長、それはもういいじゃないですかね。終わったことやから、今のことをおっしゃってください。

◎町長（因 辰美君）

だから、そう言ようるじゃないですか。だからそのときに、今の老朽化の園を建てておけば若干の待機児童は解消したんじゃないかなと。だから、1年前からせないかんということは、やはりそういった喫緊の課題を先に優先順位をきちっと決めてやるということが行政の仕事であると思えますから、そういった中で先にしとけばなったんですけども、早急にそういったことはやってなかったから、今回きちっと企画してからやっていくという方向性を出しております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

なるべく双方、今後のことについての一般質問に努めていただきたいと思えます。

久我議員。

◎ 11番（久我純治君）

町長がおっしゃるように命のほうが大事ですから、建物が古いつて分かつとうけ
んですね、早急に手当お願いします。

次に、長者原下区の公民館前の水没する、また溢れる水路は、これは継続じゃな
いですかっていうのが私の質問なんです。初回の質問のときに、平成27年度では
調査、28年度で設計、29年度は補助金を見つけて工事しますというような返事だっ
たんです。そして2回目、平成28年度3月の議会で町長は、大雨のときの水路の
あれは堰ぶたっていうんですか、堰板、あれの管理をって言われたんですけど、今
粕屋町のあそこのところ、現場行かれたら分かるけど、2つあった田んぼが一反埋ま
ったんですよ、1つが。そうすると、あそこ見ると雨が強いとざあっと入って
いくんですよ、田んぼの中へ。そしたら逆流してばあっと漏れていっぱいになるん
ですよ、あそこは。そして、今まで都市政策部長のお話では1次案、2次案、3次
案計画がありますって言われたけど、途中の計画を私、町長前言われとったけど、
報告ないですよ、報告せんでもいいっちゃろうばってん、私たちとしては現場が
大事ですから、やっぱりこげんなりよりもよって、こげんって、実際見に来ら
れんと分かんと思えますけど、そのときは引いてますよね、もう水が。溢れると
は間違いはないんですよ、あそこは。だから、その1次案、2次案、3次案のその計
画っていうのはどんなふうですか。ちょっと説明してもらえませんか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

以前、気象情報で大雨が降るといった中で、私は大水が出るところを巡回してま
いりました。途中で雨に濡れながら、田川議員のところに行って堰板せいたまんま
ですよ、外さんですかっていった形を今覚えておりますけども、やはりこの工事
については2億円、3億円かかるんだと思います。私は農家でございますから、溢れ
るっていうことはよく存じておりますが、それは事前の対策で2億円、3億円を使
うよりも、それをしっかり先にやった後で、それでもなるとならせないかんと思
いますけども、それを先に調査しなさいということは私は指示しております。です
から、池の水位を下げるとか、大雨が来るよっていうときに先に放流してから先に落
として、それを調整池にやって防ぐっていう案もございまして、あふれたときはも
う緊急に大雨が降ってその対応ができてないってときがやはり水没するときの要因
じゃなかろうかと思っております。ですから、うちの江辻のほうも、うちの裏の水
路ちゅうのは全部オーバーして道か川か分からないような状況にもなります。そ
ういった中もございまして、堰板を外すっていうことは非常に重要でございます

ので。

しかしながら、その2億円、3億円で平然としてから何もそういった対策をしないでつくるっていうことは、私はもうちょっと確認してからやったほうがいいんじゃないかということで取組は私のほうから止めておりますので、そういったことを地域の農区等としっかりと対応していただきながら、それでもどうしてもなるということになれば、もう検討はしておりますから着工はすぐできると思いますので、その税金の使い方っていうのがありますから、先にその部分についてをしっかりと検証して取り組むようにということは指示は出してあります。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

町長はそんなこと分かってあるかもわからんけど、私たち現場は全然分かりませんよね。ましてや、その堰板の1件だけずっと言われても、今外れてますよね。それでも溢れてるんですよ。今言われるように、その計画まであるって言わっしゃあから、それを説明してくださいって言うんですよ、私は。計画があるならどんなふうになっとうとか。だけん、部長に聞きたいんです。

（許可のない発言あり）

◎11番（久我純治君）

溢れようですよ今、去年の暮れも溢れとうですよ。

◎議長（進藤啓一君）

はい、因町長手を上げて言うてください。

（許可のない発言あり）

◎議長（進藤啓一君）

手を挙げて、誰かはっきり明確に手を上げて答弁してください。

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

調査いたしましたところ、本来大雨のときには堰板を全て取り払うというのが農家の大体仕事なんですけれども、その部分については1枚若干まだ残っていると。それはなぜかという、農家としてはやっぱり全部のければ次に仕掛けるときに漏水とかなんとかいうとで、なかなか外していただけないというのがあって、今現状では1枚残っておるというとで、逆流しようというとも一つの要因だと思うんですよ。その中で、私どもといたしましてはできるだけ簡易的にでもその長者原下区の水路の中のほうに流入する水路の分については管理できるような状況とい

うとも今現在考えておるところでございます。そうした中で、最も経費を使わずにそのところの改修はどういうようにしたらできるかということを、今一生懸命検討しているところでございますので、その旨ご了承願いたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

今、堰板のことを言われたけど、あれは違うとこなんですよね、1枚残ってるの。このくらいのとこ残ってますよ、確かに。あれはずっと上のほうですよ。漏れてるのは下のほうですよ、公民館の前辺ですよ。堰板はちょっと上のほうですよ。

（許可のない発言あり）

◎11番（久我純治君）

上のほうです。

◎議長（進藤啓一君）

質問と答弁と、かみ合う場所をはっきりして。傍聴人の方もおられるわけですから、よく分かりませんよ。

はい、どうぞ。

◎11番（久我純治君）

だから、どんなふうな計画してあるかを聞きたいとさっきから言ようとです。

◎議長（進藤啓一君）

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

昨年の平成27年におきまして基礎調査ということを行っております。その中で3案出ておりますけれども、1案につきましてはバイパスをぐるっと行いまして多々良川のほうに放流する。これが大体事業費が大方6億円程度。そして次に、調整池を設けてからの水害対策、これが概算11億円。そして、第3案といたしましては分水バイパス等を持ってくるということで、今町長が申しましたように2億7,000万円程度かかるということで、こういうふうなものにつきましては私どもとしては事業なかなか難しい現状でございます、この財政的にですね。ですから、それに対しましてできるだけ経費をかけずにこの水害をいかに減らすかということをもとに、やはりそれぞれ農家が管理してあるため池をまず減水していただく、そういうような協力要請をするなり、また先ほども町長が申しますように、それぞれの農家の方が大雨に対しまして速やかに事前に堰板を取り除いてくださいというものにつつま

して、農区長会を通じましてお願いということもやっております。そういうふうな状況の中で、まず経費ができるだけ少ない状況の中で効率よくするものはいかにしたらいいかっていうことを検討しているところでございますので、その旨ご了承願いたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

水路の件については県のほうもかんでますよね、上のほうは。県道の下は県のことですよ。あそこらは狭いからちゅうことで噴き上げてなるんですよ、もともとは。前の酒屋さんがあったところの下ですよ、あそこは水路が小さいんですよ、あそこだけは、県道のところだけは。で、下のほうがちょっと大きくなってるんですよ。だから、前も県のほうとも話してくださいということを要望してははずですけど。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

場所は、前は工藤酒屋さんてありましたよね。あそこの県道の間が管が小さいらしいですよ。上からずっと流れてくるのが。で、下は3面になっとうから上があいてますよね。だから、多いとあそこから噴き上げるんですよ、逆に出たときに、上のほうは。で、下のほうはさっき言ったように公民館のところから溢れるんですよ。

◎議長（進藤啓一君）

お互いに場所が分かってないようです。お互いに現場を確認されて、その場所で十分確認されたらどうですか。今は場所が違ってるのに幾ら言ってもあれやないですか。

因町長。

◎町長（因 辰美君）

議員の質問では、下区の公民館のところから溢れるということでございますから、それは溢れるということは下がきちっと詰まって、その中で手前側が溢れるということになりますから、先ほど言いましたように議員から前回聞いておりましたから、大雨のときに警報が出ましたから私はずっと回って、田川議員のすぐ隣の堰板も見てきました。で、堰板がまだそれでも閉まったまんまだから、それを外されたらどうですかっていうことで私は言いましたよね。ですから、そういった大雨警報

が出とう中でもそういった堰板がせかれているというような状況は、やはり今部長が言いましたように最高でも11億円ですよ。で、6億円、最低でも2億円かかるという中で、今まで私も見よった中で、議員がおっしゃいました後のことについては水没したっていうのは余りちょっと認識しておらんとですけども、そういった中で水没する中での最低限自分たちがやれることは先にやって、それでも水害が出るとなればやっぱり考えられないかんということがあると思いますから、やはり私はきちっと、今言いよりました池の水位を下げるとか、先に放流しとってそれを調整池で補うとか、そういった堰板を全部のけてから先にどんどんどんどん流しとくとかというようなことが全然お金がかからないまんまできるわけです。水没対策ができるわけですね。ですから、それをきちんとやって、それでも水没するようであれば私はゴーサイン出しますよ。しかしながら、それがやられてない中でやるということはもうやめなさいと、これがきちっとやって確認できてからしか仕事したらいかんですよっていうことは私が指示しておりますから、その辺についてはやはり大事な税金でございますので、もう皆さんいろいろとこれもせれ、あれもせれと言われよう中でそういった財源を使わないかん中で、そういったことが安易に使われちゃいかんから、その辺は今のところ止めておりますので、ぜひ長者原のほうでそういった堰板とか調整とか、今農区のほうでも言うておりますけど、やはり特に警報が出た場合にそういったことを皆さんで協力していただいて、とにかく状況を見せていただきたいと思っておりますので。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

農区の人に言っているらしいっていうことを今聞いたんですが、実際あそこはもともとTの字だって、突き当たって、知ってあるとおり溢れるんですよ、その堰板1枚だけやなくても、一番知ってあるとおり先はLの字になってますよね。で、前の答弁では補助金か何かつけばすぐできるようなことを言われるから私言うてるんですよ。そんな申請やらされたんですか、2億円かかるか3億円かかるか知らんけど。そんなものやってみられました。何でも今、補助金頼りのことをずっと言いますよね、確かに財政ないから。じゃ、そんなことされるとだったら私何も言いませんけど、ただ2億円かかる、11億円かかるかと言われるけど、それに対して県とか国とかに補助金が取れるもんやったら今取ってますよね、いろんなとで。そんなのでやってほしいし、前の答弁ではあそこで事故があった場合には、もし人身事故でもあったら粕屋町は責任とれますということやったんですよ。もう名前出して

いいなら言いますが、野中部長のときの答弁ですよ。そして、あのときにそれでやっと農区の人たち呼んで、こんなふうなあれやからふたかけさせて水害にならないようにしましょうということで納得してもらったんですよ。そして質問したら今言わっしゃったごと、工事はその補助金さえつけばすぐできるようなことを言われるから、その後何もないから言いよんですよね。で実際溢れていますから、水が。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

補助金は、申請しておりれば着工せないかんですよ。それは議員十分ご承知のとおりだと思いますけども、はっきりしてない中で補助金申請あたりはしないと思いますから。それはまだやってないと思います。そういった該当する補助金は今のところ補助事業はあるという。しかしながら、それがはっきりしてないから補助申請をやっていないという状況でございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

ただ堰板1枚のことばかり言われるけど、ため池がどれだけあそこに役に立つとか私分からんとですよ。実際は溢れてますということだけなんです。あそこは子どもが多いんですよ、ちっちゃい子どもがいっぱい。だから、最初からそしたら補助金やらつける、どうのこうのという話をせんどきゃよかったんですよ。簡単にできると言われるから。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

水没した年度はわかりますか。近々の水害。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

去年の10月ぐらいの大雨のときもですよ。あのときも溢れてますから。

◎議長（進藤啓一君）

はい。

◎町長（因 辰美君）

これは下区の公民館前の道が全部水没したわけですか。把握しよう。それはちょ

つと今後また検討させていただきたいと思います。それはうちのほうにそういった情報が入っておりませんので、溢れたというですね、そういったことがございませんので、早速調べさせて協議してまいりたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

とにかく今からまた梅雨に入りますよね、特に。そうするとそれが多くありますから、そしたらそこらはどこに知らせたらいいんですか。役場ですか。溢れたときは、どこに。

◎議長（進藤啓一君）

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

私どもで大雨警報が出るような状況のときは、ある程度浸水する箇所というのはすぐ見て回っております。そして、対応できるものについては私どももやっております。所管といたしましては、この都市政策部の道路環境整備課のほうにご一報いただければと思います。その旨ひとつよろしくお願いいたします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

今そして粕屋町の中、至るところに冠水って書いてありますよね。だから、みんな不安がってあるんですね、一つはね。実際私たちは地元のことしか言えんけど、とにかくお金はかかるかもしれんけど、補助金が幾ら出てどげんなるか分からんけど、申請ぐらいしたっていいっちゃないかな、私は個人的に思いますし、やっぱり事故があっては間に合わんと思うんですね、あそこにも子どもが落ちて死んだりしたら、前言われた、部長が言ったように責任は粕屋町にありますって言われたけど、それでいいかどうかですたいね。やっぱり事故がなからんとせんとなんて私は個人的に思いますし。とにかく善処してください。

それと3番目、行政の最優先することとは何ですかね。最優先。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

これは自治法の関係だと思いますから、所管のほうから述べさせていただきま

す。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

地方公共団体の役割は、地方自治法におきましては住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする定められております。

また、地方公務員法におきましては、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たって全力を挙げてこれに専念しなければならないと定められております。

社会的にまず優先されるべきものは、町民の皆さまの生命、身体、財産等であり、人権であると考えております。次に、行政の優先すべきことは、全体の奉仕者として福祉の増進を図ることにあると考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

今の文書を読まれてもぴんとこんとですけど、今言われたように町民の命が大事なら、やっぱり今言うたような水没するところをもう少し調べてですよ。やっぱりすると当然じゃないかなと、今の言い方ではですよ、私は思うんですよ。それで実際、今いろんな近々に問題起こってますよね。やっぱりそれは私は私なりに最優先的にやるべきと思うんですよ。それこそ行政しか持たん執行権を持っていますから、町長は特に、私たち同じ議員のときに言いよったやないですか。それと、いつも言うように経過報告を質問した者に少し知らせてもらわんと、やっぱりこうしてまた言わないかん。言え、また言ようとしか言わん。もう同じことですたいね、いつもどおり。だから、その点はよく把握してほしい。お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

議員おっしゃるとおりだと思います。私が町長になって、そういった職員に指示を与えております。やはりそういった説明を求められれば次にまた言わんでいいということを言っております。中間報告というのは大事なものであると思っておりますので、何か改善点とか問題点が起きましたら今後はすぐに各議員にお知らせしたいと思っております。

それから、やはり先ほど人命が第一だということで、今地方自治法のほうであったと思いますが、今度は私は議員から町長になって、非常に心配してるところがいっぱい多いわけですね。通学路であっても何も柵のないところでぼんと押したときに後ろからはねられたら誰の責任かって言われても、非常にそういった通学とかそういった自動車が多い中にこういった歩道でいいとかなとかという、そういった自問自答もやっております。それこそ蓋しておかんやったら大丈夫かなという、落ちたらもう流されますから、そういった中でも大丈夫かなという、そりゃ危険な地域はいっぱいあります。ですから、それをやはり優先順位で決めていかんと、一つ一つそこで、じゃあ落ちたらどげんすとかと言われてもなかなかそこら辺が、そうや、みんなの中で、よし、やっぱりこれは危ないよねって一つ一つクリアしていかないかんと思っておりますから、これはそういったことで先ほどから言いやすいように優先順位をみんなで情報を出し合いながら、いや、それよりこっちのほうが先やないとねとかというようなこともありますから、そういった中で危険な地域からもう着々と改善してまいりたいと思いますので、すぐに対応できるかどうかは分かりませんが、そのときは一般質問の対応で答えていたと思いますが、やはり町全体のことを考えながら喫緊の、緊急の課題から改善してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくご理解賜りたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

これいっつも言うことやけど、あまりきれいな言葉で並べられても実感がないんですよね。この前合法って言いましたけど、何ぼ高い家でも普通の人は分らないですよ。だからやっぱり現場主義、そんなふうでやってほしいんですよね、現場を見ていろいろなことを。そして判断してほしいし、できることは私たちも加勢しますし、お互いのことやからですね。ただ、執行権は行政しか持っておらん。だから、特に私たちはお願いしかできんけんですね。今後ともその件、町長が今おっしゃったようにとにかく結果報告だけは途中でやってほしい。

これをもちまして私の質問を終わります。

（11番 久我純治君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩といたします。

（休憩 午前11時15分）

（再開 午前11時25分）

◎議長（進藤啓一君）

再開いたします。

2番中野敏郎議員。

（2番 中野敏郎君 登壇）

◎2番（中野敏郎君）

2番中野敏郎、一般質問をさせていただきます。

今回は、12月議会で質問する内容がちょっと残っておりまして、去年のことになりますが、それを今回、今からさせていただきます。

早速ですが、その内容なんです、私いつもビジュアルっていうか想像、皆さんが想像していただけるようにというふうなことをいつも言ってるんですが、それから総合的にというふうな話ですね、そういうことをいつも言っておるんですが、今回私すごく思ったことがあります。それは、この会場ですね、一番この会場というのが見えます、議場というのは。もう目にまさに見えて、何がこの会場の中でおかしいか。おかしいことなんですよ。もうこの粕屋町60年の節目を迎えている。だけど、この会場の中にわずか3人ですよ、女性の方が。まあ執行部を含め、それから議員含めてこの3名っていう、およそ40名のうちの3名っていうんですか、もうパーセントに言ったら8%もないような、そういう世界かなとは思いますが。

じゃあ、何で私がこんなことを言うか。すごい啓発された映画がございました。またこんなこと言うと怒られるかもしれませんが、何かっていったら「未来を花束にして」という映画でした。これは実は女性の参政権、婦人参政権をイギリスで勝ち取っていったってことなんですよ。部長の方、しっかり聞いてってください。部長にかかわることですので。

そのイギリスでは、わずかですよ、100年前、もう女性がめちゃくちゃ殴られたりして、参政権もない、もちろん被選挙権とかというのも与えられていなかった。日本っていうのは何かって、私が生まれるんほんのわずか10年前です。70年前ですよ、そういうふうな参政権みたいな、与えられていくと。ああ、ほんのちょっと歴史をひもといていっても、こういう権利っていうのはわずかな期間しかないんだよ。そういうふうな意味合いでいったときに、部長職というのが、実は私もよく傍聴しておりましたから、その大きな流れは聞いておりました。そんなときに部長というのが篠崎町長のときに発生したんですが、もう三代とか四代ですか、部長が変化してきているわけです。替わられてきているんですが、私もだんだん部長の方を見ていくと、ああ、だんだん部長になってこられてるなというふうな、ある意味ではうれしい思いをしてるんですが、そういう権利っていうんですか、この部長職というのは与えられたものなのか、あるいは自分たちが勝ち取ったのかっていうふ

うな思いを持ちながら、まずは総務部長のほう、どうなんですかね。部長の今までのっていうんですか、私たちが、皆さんがやってこられている権利というふうな意味合いと、部長職でうまく機能しているんだというふうなことを主張されないとこれは続いていかないことだと思ひ、そういう意味での質問をしていきたいと思ひます。どうぞ。

◎議長（進藤啓一君）

任命権者の、因町長。

◎町長（因 辰美君）

部長しとって自分がどういうふうなふうに求められとるとか、なかなか発言はできないと思ひますから、今私が町長になって、部長がどのような動きをしよるかということのをちょっと説明させていただきたいと思ひます。

私がちょうどなつてすぐでございましたけども、やはり縦割りでございました。ですから、よその部のことは全く関係ないというような縦割り社会でございました。しかしながら、私になり始めてからやはり情報の共有というのは一番大事ですよ。何か問題があったらみんなで話し合つて、全員で片づけていこうというような意識の中で指示をいたしました。そういった中で、あなたたちはもう会社でいうと取締役ですよという中で、やはり町民の方から何を聞かれようと、庁舎の中で何が起こりようかというものをちゃんと把握してちゃんと答えれるような状況になつてかないかんよといった形で、私はそういった中で週に1回必ず月曜日に管理職会議やっておりますけども、行事の確認と、何か問題があったら必ず話すというような、そういった中ですり合わせをしておりますが、今までとない、みんながよその部まで分かるような状況を、せつかく部長職があるとやから、その辺につくり上げていっております。そして今回は、さらには先ほど言いましたように枠配分といったことで今度から予算の計画をとりましたから、これは部長が中心となって各課それから担当職員、みんなを抱えて、その部の中でどれが最優先するかというのは全部すり合わせをなさいと。・・・がちょうど説明を受けるときに、担当者、課長あたりが説明が詰まつたときにはしっかりと部長は説明なさいと。それぐらいはしっかりと把握してから議会に対応なさいとというような、そういった状況の中で今部長が運営をされております。ですから、非常に事細かく部長がその課のことを少しでも知るよつとということ指示は出しておりますので、せつかくの部長でございしますから、しっかりと使おうと思つておりますから、どうぞ、そういった形で部長職がやはり有効だというふうに議員の方にも思つていただけるよつと活動してまいりたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

◎議長（進藤啓一君）

質問は総務部長にも質問があつてましたので。いいですか、もう。

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

私も大方針転換しましてから、先ほどの映画ですけど、あの映画の中に心を奪う言葉っていうのがやっぱり人を動かすというふうなことがあつたんですよ。ああ、そうだなと。これ教育長にも事前に話したんですが、私なんかはやっぱり、せっかくだからここでいい提案しながらとか意見言いながら、いい方向に行けたらいいというふうな方針で今回望みたいと思いますので、まあ町長は最終にこう言っていただきましたが、最初に言われたので、まあそういうふうなところで。確かに町長のこの1年の指導というんですか、そういうふうなところで、部長さん各自が何かそれなりに目を光らせて見てあるなというふうなことを私も感じてはいるんですね。そういうふうな中でやっぱり私、その部長職が生まれたときにすごく可変的というか、部長がいることによって先ほども言われたように横のこともやらもお互いが見れるとか、そういうふうなことというのをすごく想定していたんですが、一つの言葉で言えば、何かプロジェクトっていうんですか、そういうふうなことが生まれたらうれしいなという、自分の中の思いとしてあつたんですよ。粕屋町の過去をずっと調べていくと、以前にもありましたよね、総合窓口のときに何かそういうふうな形でプロジェクトというのが組まれていて、ああ、そういうことがあつたらいいな、そういうふうな目で社会を見ていくとというか。

この間国会というか、NHKの話の中で、保育園をつくるのに都市公園でもつくっていいよみたいな話が今国会で論議されてますよね。多分そしたら部長とこちらの部長とか、そういう中で当然話があつてるんじゃないか、もう今のこういうふうな流れであれば、そういうふうなことがあればいいなというふうなことをすごく思うというか。そういうふうな横断の流れの中で皆さんがいろんな政策、施策というものを今後何かつくっていったきたい。

こんなふうなことを思うのは何かっていったら、やっぱり仲原保育所でもそうなんです、それから中央保育所でもそうなんですけど、私の中ではああいう建物があるところというののもう一つ横にそういうふうな施設があるとすごく便利だなというか、そういうふうなことを思うんですよ。大川はそうですね。大川小で何かあるときは中学校に車をとめれるとか配慮できるとか、そういうふうな相互補完っていう形がよくできる。だけど、おい、中央保育所で運動会するときどこに彼らはとめてんだらうとか、そういうふうなことを考えていったとき、お互い補完するような設備が周りに、町の施設があればいいなと。まあ、これはこの間も話したようなことですけどね。そういうふうなことからも何か推測して計画を練っていた

だきたいというふうのが一つの思いでございます。そういうふうな流れの中で、部長職、今後とも大いにやっていただきたいと思うんですが。

2番目ですが、職員採用、それからそういうふうなところに対しての町内、町外比率、まあ男女比っていうのは最近もう出すべきことじゃないかとは思いますが、もし出せるのであればとかというふうなことで、この辺の経過をまずちょっとお聞きしたいんですが。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

2番、3番につきましては、所管のほうから直接答えさせます。

◎議長（進藤啓一君）

まず、2番目お願いします。誰ですか。

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

職員の採用の男女の比率というのは、ちょっと今は手元のほうに出しておりません。町内外という比率ということで質問のほうがあっておりましたので、そちらについては準備させてもらっております。

平成26年度採用につきまして、採用者の中の町内の比率は52%、それから27年度の採用者については30.5%、28年度の採用者については34.1%というふうな数字になっております。

その後、採用後、転入ということで粕屋町に住むというような、変わった職員もおりますので、26年度の採用者につきましては52%だったものが83%、それから27年度については30.5%であったものが58.3%。28年度は逆にちょっと減っているんですが、34.1%であったものが28.6%というようなことで、やはり働く上では近くに住んだほうが働きやすいというところ等もありまして、採用後に町内に住んで町民として地域でも活動すると、そういったふうに変わっていった職員のほうが多い状況になっております。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

今、採用のほうのことを聞きましたが、これ先ほど長議員のほうで、例えば消防の件なんていうふうなことをお話しされましたけど、そういうふうなことからって、戸原のほうではどうか、過去私たちのOB、皆さんご存じでしょうが、ずらっと役場OBの方いらっしゃって、そのあたりの人たちに聞くと、やっぱり消

防に入れよと言われて当然のごとく入ってあった。だけど、残念なことについていうことですよね。入るに定員オーバーしてて、待てっっちゃうか、1年、2年待つとか、そういうふうなことがざらにあったような時代だったそうなんですよね。ところが今、先ほど戸原の話にもありましたけど、これが役場職員と直結というふうなことではないかもしれませんが、あまり役場職員もいなくてというふうな形があります。私は別に町内を雇えとか、そういうふうなことじゃなくて、やっぱり優秀な人を雇ってもらいたい。なるべくなら、私の思いとしては町内に住んでいただいていた方がいい。私の思いからいえば、まちづくりなんていうのはその町に住む人の思いが分からなきゃできないと思ってるから、住んでもらいたいなというふうなことを思うわけですね。私も町内ぐるぐる回りながらいろんな思いを持ったんですよね。そうしたら、そういうときについていうんですか、こういうふうな新採の人たち、どれだけこの町のことを知ってるんだろうか、そういうふうなことになって、もちろん外にいる人と外から来た人と町内の人じゃあそのスタートが違いますね。この間も町長の話しました、町長の頃は全体を知ってたけど、今の東中とか粕中やったら半分かもしれないと。だけど、なるべく知ってもらったほうがいいという私の思いですが、そういうところを含めての次ですね、その研修、この辺あわせてまた質問していきますので、研修という体制を簡単で結構ですのでお教え願えたらいいかと思えます。そういう思いのことをですね。

◎議長（進藤啓一君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

今の内容からいくと、全体の研修の流れを説明しますんで、ちょっと外れるかとは思いますが、新規採用職員に対しましては辞令交付直後から職員研修のほうを実施しております。まず町長等から挨拶はもちろん行われますが、サービスの宣誓といたしまして、国民主義、憲法尊重、それから全体の奉仕者と、そういったことを職務執行上守るといようなことの宣誓をしていただくようになっております。その後、職員としての基本的な知識というような研修で、憲法それから地方公務員法、こういったものの研修、それから今は情報化社会になりまして職員も個人情報を取り扱うこと等も多くなってきておりますので、セキュリティーに関する研修、それから災害発生時、職員のほうが出動する必要がありますのでそういった対応の要領、こういったものをまず初日のほうに新規採用する職員のほうには教えるようにしております。その後、これは粕屋地区の6町で取り組んでおる内容となるんですが、新規採用職員を2日間、南部消防のほうで集団行動の規律訓練と、こういったものを取り入れております。

あと、これは福岡県の地域全体の取り組みとなってきますが、福岡県市町村職員研修所、これは大野城のほうにあります。これをまず4日間の宿泊研修、それから秋に再度3日間の宿泊研修ということで、全員を一同にやるわけにはいきませんので大体2名から3名ぐらいに分けながら新規の職員の研修を行わせるようにしております。

あと、粕屋町の内部の取り組みといたしましては、採用後6年目の先輩職員との意見交換を行うというようなことで、エルダー研修ということで1年間、これは参加する者たちに企画等を組ませまして、大体年に6回ほどになってきておりますが、エルダー研修のほうも実施しております。あと、精神的なケアが必要であるというようなことがありますので、直接研修には当たりませんが、産業医でありましたり保健師による面談等も新規の時点で取り入れるようにしておりますし、粕屋町では外部相談窓口という対応をしておりますので、こういったものを教えることで職員の方が早くなじんでいただくように、そういった取組をしております。

以上のような内容が研修となっておりますし、あと採用試験の中では粕屋町のことをどういうふうに感じておるかとか、直接的には確認はしてはいけないんですが、職員となった場合、消防活動の取り組みについてどう思われるかということをおっしゃっております。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

いろいろ詳しく言っていただきました。私、今回は地域を知るというふうな観点だけで、ちょっとその辺のことでちょっと思ったことというんですか、こういうふうなことというのはあり得るのか。私は教員やってたときに給与とかというふうなものというのは一律だったから、議会に入って、教育長も同じ思い持ってると思うんですけど、課ごとに割り振られているというのがすごく奇異に思えたというか。これだったら、まあここにずっとおるとそれは当たり前なんですけど、そういうふうな形でいったら職員が隣の課からこっちに移動すると一々そういうふうなことをお伺いというか、変更していくわけですね。これって難しいんだなと。そんなときに可変的なことっていうのはもっとやりやすいようにするために、例えば新人の人は部長つきでっていうんですか、そういうふうなことで例えば1年間とかやれないのかな。何かそういうことを、町の中ぐるぐる回ってたらいろんなことがあるんですよね。例えば苦情があって、空き缶をどうのこうの、おばあちゃんが動かさない、こういうときに誰か対応できないか。それから、ごみをどっかに不法投棄したとか、そういうふうなことが起こっている。たら、実際こうしてうろうろしたら、

粕屋町のトラックやらに会ってから話を聞いていくと、いや、囑託でそういう作業していますとか、まあ実際にはそういうふうな形でいろんな方でされてあるボランティアとか、そういうふうな形でされているんだけど、だんだんだんだんそういうふうな形でいくと地域とのつながりというのが少なくなるんじゃないかなというふうなことを私は思って。

実は、去年の9月、山本課長が戸原の敬老会の来賓として来られて、たまたま割り振りて来られたと思うんです。で挨拶をされた。その挨拶の内容というのが、自分は志免に住んでいるんだけど、思い出してると思いますが、実は私は原町に住んでましたとかという話をされたんですね。そのとき私は会場で聞きながら、すごくこの会場にいる老人の人たちは馴染んだらうな、そういえば原町のあの辺に何とかやがあったなとかとなっていくというか。

それで何を思ったかといったらこんなことを、可能かどうかわかりませんが、例えば提案として、職員というのを、まあ二百何十名からいらっしゃってから、24分区あってから、10人ずつぐらい割り振りされて、ずっとそういう人たちがそこにかかわっていくというか。これ小学校とか中学校とか昔はあったんですよね、今はあるかどうか分かりませんが、やっぱり自分たちの小学校、子どものときには区担当の先生とかおらっしゃって、そういうのを覚えてるんですよね。そうやってかかわり持っている。じゃあ、そういうふうなことを皆さんにどう広めていくか。町民運動会なんかやっているんだけど、町民運動会というのは職員運動会でもあってもいいんじゃないか。その分区にみんないる人たちが集まって、それでみんな参加するんだったら、その次の一週の中に休みとればいいって。それぐらいのことをしてうまく交流したら、例えば皆さんが来賓でそれぞれの区に行かれたときに挨拶の中身も変わってくるんじゃないかなというふうなことを思いますが、私は新しい人間のようにこんな古いことをすぐ提案するんだけど、そんなこともあり得る。いろんな工夫の中でっていうんですか、そんな中からやっぱり消防団員のこととかというのも出てくるだろうし、その分区に入った人がその消防団に入ってくれたらうれしいなというふうな思いも持つ。何かそういう手だてというのは可能か可能じゃないか、一言だけで結構ですので、どなたかお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

私から見れば奇抜な発想やなど。10名ずつ職員を位置づけるという、そういったこともあるかと思えますけども、やはり今地元に住んでいる職員というのはもうほとんどが新しく入った人は地元の消防団に入っておりますし、それに該当しない場

合については本部分団に入ってるとか、そういった中で地域の起用はやっていると思います。そういった中で、10人ぐらいをそこに位置づけて、それで地域を全部把握できるような状況が望ましいのではないかという提案だと思いますが、これは一つの案と思って聞かせていただきたいと思います。今後はそういったものが、やはり各地域が疎遠化しようる中で職員が接着剤のような役目も必要であるかも分かりませんから、そういったことについては今後また検討をさせていただきたいと思います。地域が一つになるということは大事なことでございますし、そういった方向設置の今後を考えなければならない可能性もございますので、検討させていただきたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

質問者に申し上げます。中野議員だけに申し上げるのじゃないです。質問されるときに、そのマイクから口が、声が離れてとれないことがあるそうです。それは結局今の議員席にも聞こえない、傍聴席にも聞こえない、そしてこの発信してますよね、テレビ中継、それもとれないということがございますから、なるべくマイクのほうへ向かっておっしゃるように注意をいたしておきます。よろしくどうぞ。

◎2番（中野敏郎君）

つい、移動してしまいましたけれど。

じゃ、2点目行きたいと思います。これ伊賀駅のというか、これは子ども議会を受けてのという質問になっていくわけですが、あのとき結構交通のことというか通学路の安全とかいうふうなことがございました。そのときに幾つかの質問あって、まあ町長あるいは因部長あたりがお答えになったんですが、ここでこんな質問したら怒られるから私が回答しますが、フェンスを越えての話が結構ありましたですよ。フェンスを越えて駅舎の中に入ってショートカットするとかですね。これっていうのは昔結構見られた風景だったというか。その気持ちが私もびんときてから分からないでもないよなあって。ですよ。伊賀駅っていうのはまだ残っている駅の中で裏と表がはっきりしてってっていうか、実のところ裏側にはマンションが林立して、そういうところにいっぱい新しく住民の方が来られている。そんな中で、今あそこの主体というのは小学生である。あるいは中学生かもしれませんが、これがもうちょっとしたら高校生になってくる。高校生っていうのは交通機関何かと、ほとんどJRです。そういうふうなことを考えていったときに、もう一つ言えば香椎線っていうのは相当に高校生が乗って行って、もうJRの香椎駅なんてあの時間帯というのは高校生だらけという。まあそれも粕屋町やらからもいっぱい行っているわけですよ。

先ほどからのいろんな財源の問題とか話を聞いていくときに、私も提案しにくいんだけど、これっていうのはじゃあいつやるかっていうふうなところ。何をかっていったら、いろんなことを総合的に考えていって、例えば伊賀駅とその裏側を下で原町みたいに抜けるとか、あるいは陸橋、陸歩道ですね、そういうふうな形で抜けるとか、そういうことをしたらどうかと。それはただそれだけのことじゃなくて、今現在私、因部長のほうに随分前にちょっと言ったんですよね。あの駅の横に駐車場が今3台ぐらいとめられて、その横に自転車置き場がもう散らかったまんまに置いてあるんですね。これはJRの土地ですよね。だから、そういうふうな土地を有効利用できないかという声が結構上がってて、この間、先ほど長議員も言われたように区のそういうふうな話し合いに行ったとき、そういう話がいっぱい出ててということもあったんですよね。これっていうのはもうそろそろ何か考えなきゃいけないんじゃないかと。だから、何でそこが使えるかといったら、今例えば小学生が塾に行って帰ってきたらお迎えに行かれる。そんな車が夕方いっぱいつかえるわけですね。私その会が終わった後に、ある人が、ねえ中野さん、あそこにとまってる車、結構多くはマンションのほうから来てるんよと。おいおいおいおいと。そして、あそこがあればそんなことをしなくてもいいわけですよ。一つの駐車場をもうちょっと増やそうとか、そういうことだけじゃなくて、後ろにあることによって後ろの人も便利になるし。

もう一つ言ったら、先ほどから出ております通学路の問題ですね。この間私も何日もあの辺に立っておりました。雨の日はもう傘が車にぼこんぼこん当たるような狭いところですよ。あのふみさんという美容室の前あたりはですね。安松課長、この間たまたま見てたら来られてて、現場を一番何か側近でこの中で見られてるから、一言で結構ですから、そのときどんなことを思われたかということだけで結構ですので、どうぞ。

◎議長（進藤啓一君）

安松道路環境整備課長。

◎道路環境整備課長（安松茂久君）

伊賀の踏切につきましては、先月の下旬に7時半からの通学時間帯30分ほど、ちょっと現場のほうを確認をさせていただきました。ですから、一応児童数とか車とかの台数あたりを確認しますと、約30分の間で踏切を横断する車両につきましては約250台ぐらいございました。また、児童・生徒さんにつきましては、踏切を渡って学校のほうに行く子どもさんは約130名ほどおられました。ちょうどその時間帯におきましては車の交通も県道の交通が多いということで、やはり子どもさんが車の横を、ほんの横を歩いて通るということで、車のほうも道が今現在狭いというこ

とで徐行もされて子どもさんも行かれてはあったんですけど、やはり危険な状態ではあるということは認識をしております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

大体今の報告でお分かりかと思います。私もえらく感じることの一つは、あの踏切が以前は一つの県道の流れで車が大部分動いていたんですよ。ところが今はそうじゃないんですよ。その線で引くならこのラインとこのラインとか。だから、線路の中に入って車が右折したいがために待つとか、その間をやっぱり歩道を子どもたちも通っていくとかというふうな形で、すごいネックになっていったなど。じゃあこの原因は何か、やっぱり住民の方が増えた。トータルに移動される。いろんなところに移動される。また戸原のほうで倉庫やらできて、そういうところに働きに行く人も出るかもしれん。いろんな方向であそこがクロスしていくんですよ。そういう目でいったら、この近年の中にもう何らかの手だてをしないと見えてきますよ。だから、私もあそこの調査、いろんなアイデアを考えていきたいと思えますし、町当局のほうもぜひあの辺でチェックされて、住民からどうのこうのだけじゃなくて、もう自らで何か計画するような段階に来ているんじゃないか。まあ来年つくれとか、そういうことじゃないかもしれませんが。だけどもう目に見えていて、これを高校生が卒業するぐらいにつくったら何と言われるかということも考えながらやっぱり計画を練っていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

あそこは平成2年であったかと思いますが、今の長者原のほうから来る道があって、あの道は以前所在した吉永医院ってご存じですか。あっちのほうにしか曲がれなかったんですよ。あそこを曲がって元の踏切のほうに行くのが今までの道だったんですよ。そこに平成2年に線路沿いに真っすぐ道を買収して協力していただいてつくったのは、そういった道路改良の一つの施策ではなかったかなと思っております。そういったものが便利になったおかげでまたそこが大渋滞するということも懸念されますけども、やはり役場のほうもしっかりとその辺は、魁誠高校に行く道だから買収してきちっと歩道を確保しようというような、そういったことも考えてのことだったろうと思えますし。しかしながら、今現状戸原区におきましては

次々とマンションが建ち並んで、そういった中で全部学校のほうに行くのであればまだしも、今度は高校になったら通学で逆方向に行くっていう。当時の発想ではもう少しスポーツ公園ですかね、あっちのほうにちょっとトンネルがございますけども、あそこで一時はクリアしようかという、そういった中での構想であったかと思えますけども、それでもやはり人口が多くなってそういった対策がちょっと後手になってるかなと思っておりますから、先ほど長議員も申されましたとおり優先順位は高いのかなと思っておりますので、今後また町のほうも検討させていただきたいと思えます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

よろしくご検討ください。

そしたら、第3番目に入ります。

学校経営についてというふうなことです、学校経営というふうなことで言いますと、私この町内をうろうろ最近していたら、例えば仲原小学校のちっちゃい子どもたちに会うとよく挨拶してくれるんですよね。まあ不審な格好はしてるんですけど、それでも何か挨拶してくれるし、昨日は5時ぐらいに我が家の表に出ていったら中学生が帰ってて、こんにちわって言ったら、あっちもこんにちわとか元気いいから、おまえたち気合い入ってるね、何年生やって、3年、ああ、忙しかろうもなって言ったら、もうそんな会話ができるくらいに何か明るいというか。まあ私が教育してたころにはあり得なかったような力を今持ってあるかなというふうなところでまず褒めておきますが。

その学校経営というふうなことにに関して発表会のことを私は、それから報告会のことを質問してるわけなんです、前回、去年の報告会するとき、私は議員になってすぐに場の中でちょっと質問をさせていただいたというか、今の教育長あたりにも向けてというふうな、これも切実なことだろうな、何でかという、私は例えば学校の子どもたちが明るいであるとか元気がいいとかというのは、やっぱり教職員が元気であるという、そういうのが根本にあると思うんですね。もちろん、だからこそこの役場でも職員の皆さんがやっぱり元気であるという、そういうふうなバイタリティーの中で運営されるのが一番いいと思ってるから、私はそういうふうなことで今回そういう話をずっとをしていきたいと思ってるんですが。

私が言った質問があまりよかったわけじゃなかったのか、現教育長は要するに質疑というものを消されたというか。そのあたりには教育長は新しく教育長になられ

てあの流れというものを何か自分でつくりたいというふうなことを思われてるから、そういうふうなところをですね。で、こういうことっていうのは案外一般の方は知られないというか、そういうこともこういうふうな一般質問の中で話すことによって、教育行政というのは例えば区長さんやら集まって、あるいはPTAの役員が集まって学校の経営方針やらを聞いてるんだよと、そういうふうなことも知ること必要だろうし、教育長がそういうふうなことに対しての思いというのもあると思いますので、簡単にいいですが、今変えられようとしたところの思いっていうのを、一言で結構ですが、おっしゃってもらったらいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

春先に発表会、いわゆる今年度、これは発表会になりますので、それで新しい年度の始まったときに校長が町の施策を受けて学校経営こうやりますという発表をさせます。そして、報告会につきましては今年度こういうふうな教育活動やってきてこういう成果がありました。そして新たにこういう課題ができましたということ報告をする場というふうな捉えております。これは二つ大きく私は目的があって、一つは校長先生方の学校経営、なかなかこれがお互いが交換し合う場がございませんので、ああいう場で6校まとめて校長がこういうふうな目標を立ててこういうふうな教育活動の手だてを打っていく、そして最終的にはこういう指標達成に向けて頑張ったという報告、その共通理解ですね。もう一点は、やはり町の方々に学校の実態といいますか、それで学校の先生方の頑張りと、そして子どもたちの成長の跡というのを見ていただきたいというか、知っていただきたいということがございます。ただし、これがなぜ全体でできないのかというと、やはりそこに学力の数値的な問題とか不登校の数とか、そういった個人情報に関する部分がございまして、ある意味責任持った方々に報告をしたいということで現在多目的ホールのほうでやっております。

今後どういうふうな目標を持ってるかとおっしゃってあるんですが、私は校長同士が本気にあるということとか、学校同士の連携がなかなかとれてないので、こういう全体でやっていく。コミュニティ・スクールとか小中一貫教育とかいろいろございまして、私は町全体が6校は一つのベクトルを持ってやっていっていただきたいということで、全体でやるということが私基本でございます。

それから、質疑ということもちょっと今言われましたけど、私はせっかくそういう方々が集まっていたらいろいろな情報を流したいという思いがあって、質疑がとれない分アンケートをとります。必ずそのアンケートは次の会の初め

の中に私は触れるようにしております。このことがこの前のスクールソーシャルワーカーのミニ講演でございましたが、それもアンケートの中にどうなってるんかということがあったので、それはもう直接本人に話をさせていただこうと。それから、英語教育どうなってるんだ、発表の中になかったぞと。これは私はテーマを学力と不登校に絞って発表してくれという指示を出していましたので、英語教育については開会の言葉の中で少し触れたと思います。議員さんから要望を受けて、3級の英検の補助をするとか、そういったふうに必ずこれは私は継続性っていうのを大事にしたいと思いますので、これは続けていきたいと思います。だから、質疑をすると1対1になったときに周りの方がちょっと待っていただかないかん部分があるし、また一番懸念するのは、これは私もやったから分かるんですけど、比較されては困るというのがあるんです。やっぱり学校が今まで築いてきた流れがございます。生徒の実態、それから職員の実態、それからやっぱり校長としての手腕の、能力とは言いたくないんですけど、やっぱりこだわりの部分がございますので、経営者としてのですね。なので、その辺のところも大事にしたいという思いがありますので、せっかく来ていただくんだったらいいものを正直に情報も流したいという思いで私は継続を考えております。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

大体そういうふうなことというのも分かっては分かりますが、私自身は去年あんなふうな質問したから、ある意味で反省の意味も込めてというか、次の質問を考えておったんですよね。何かといたら、粕屋町の人権教育でしたか、立花高校の校長先生来られて、もう結構皆さん参加されてますよね。あのときに職員室の風景が出ましたよね、映像で。それがまさに瞑想ルームみたいなものだったんですよね。こんなのがスウェーデンでやられてるのか、思いましたよね。私はあの終わりにちょうどたまたまどこかの、まあ誰とは言いませんが教頭先生おられたから、あれいいですよ。あれやらんですかって私はけしかけたんですよ。そんなのいいんですかと、いや、それが本当に必要だったら言えばいいんじゃないですか。そういうところを持ちたいなというふうな思いっていうのはあるじゃないですか。だから私は、その質問の中でこんなことを言いたかったんですよね。ひょっとしたら学校の先生、校長先生、お金も関係なくとかいろんなこと関係なく、何か私はこの学校教育の中でこんなことができたらいいなというふうなことを、もう素直な気持ちでそれぞれが何か言ってもらえたら、先生たちはこんなことを思ってるんだろうな。そんなことをやっぱり実現するために方向性をつくろうやとかというふうなことを、

みんなに公言することと一人で言うこと、教育長がヒアリングで聞くこととはまた違うんですね、中身が。例えばの話、学校の教育の中におると分かることあるんですよ。私は例えばランチルームというのが欲しい、欲しいとか思っている。うなずいてある。何でランチルームが欲しいかといったら、例えば学校の現場にいないとこんなこと分からないんですよ。同時期に学年集会をやりたいとかあるんですよ。そうしたときに3か所の人が集まる場所が学校は欲しいんですよ。それが同時期にできないと、困ったことが起こりますよね。他学年に授業行ってる人が片一方優先したら参加できないとか。だから、そういうふうな体育館、あるいは武道場、でもう一つですね。そういうふうなこと、先ほどのことと一緒にですよ。幼稚園の横に何かがある、保育園の横に何かがあったらそうやってお借りできて、そのときだけできるんですよ。篠栗中学校の前にそういう体育館があったら借りれるとか、そういうふうな利便性というのをやっぱり考えながらやっていけるようなアイデアが出てくるかもしれない。

まだほかにも先生たちが思っていることっていうのはいっぱいあると思うんですよ。35人学級の提案を今度請願書出してますけど、35人学級のことになったら確かにクラスが増えていく。そうしたらクラスが増えることの本当の難しさっていうのは分かるんですよ。いつも皆さん参加するですよ、学習発表会。先生たち何やられますか。ほとんどもうみんな呼びかけ的な、子どもが一言発言するぐらいしか、そういうふうなことしかできにくくなっていくというか。やっぱりあの大川小にしるほかの小学校にしる、もうキャパシティーというのは決まっていると思うんですよ。そんな中でだんだんだんだん増えていくことを考えていいたら、そんなアイデアがああの場合の中でぽこっと出るかもしれない。私もそんな思いでもっと質問したかったのにとフェイスブックに流したら、やっぱりあれに参加した人が意見述べてたんですよ。ほんのちょっとだけ読みますが、オープンにされることは良いことだし、学校単位の開催でなく学校関係者一堂に会し比較されることも意義あることだと思いました。限られた人間だけじゃなくて、そういうふうな別の場も持ったらいいかなというふうなことも書いておりますし、やっぱりオープン化するというか、あの教育のこの大きなテーマというのは何だかっていいたら、これに書いてあるんですよ、社会に開かれた社会教育を目指してなんだから、そういうふうな形で少しでもお互いまた勉強しながら開催を持ち続けていっていいかと思いますが、あります。はい、どうぞ。

◎議長（進藤啓一君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

ありがとうございました。毎回来ていただいて、最後は必ず一言私のほうに直接ご意見をいただいて、助かっております。今回初めて広報紙のほうにも掲載をするようにしております。それから、校長はこれを受けて、学校関係者評価委員会というのが年間3回各小・中学校、名前は違いますがあっております。これでまた数字的なものを発表しておりますし、また入学式、それからPTA総会等で校長のほうはその学校の数値的なものはお話をされておりますので、あの場だけが全てではないというところはちょっと追加させていただきたいと思います。ありがとうございました。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

じゃ、3点目を終わります。

あと残り16分ですが、ふるさと納税の廃止に関するということですが、残念ながら私は今回ふるさと納税の廃止を求める意見書というのをばっちりつくりました。つくってからこの場というか初日に出そうと思いましたが、残念ながら2人の同意を得れなかったんでできなかったわけですが、どうしてもこれっていうのは皆さんのというんですか、私からしたら職員の皆さんが本来の職業、仕事をやってもらいたいというふうな思いから、この廃止に向けての意見というか質問をさせていただきたいと思います。

最近、このふるさと納税のことについてからいろんなことが新聞に、いい方向よりも悪い方向ですね、いい方向といえば熊本に今年相当に寄附が集まったと、これはいいなど。そしてもう一つ言うたら、返礼品はもう要りませんよと。おい、これが寄附じゃないかと。だけど、この寄附っていうのはちょっとおかしい部分がございますよね。私からしたら、去年やっぱり予算委員会の中で話し合ったときに、ああ寄附か、いいんだろうなんて案外深く考えなかったんですよね。ところがどっこい、寄附という名の納税がよそに行くというふうな形になりますから、これっていうのは相当大きな問題を抱えている。こんなのがずっと続いていったらもう大変なことになる。職員は何をやっていくんだろうというか、私も私の立場がなくなるんじゃないか。なぜならですよ、議員っていうのは来週から毎日のごとく予算を、今もそうですけどね、チェックしていきますよね。これは多いんじゃないか、少ないんじゃないかとか、そういうふうなチェックを毎日毎日2週間ですか、3週間、続けていくんですけど、考えてみてください。ふるさと納税で例えば10億円ぐらいの臨時のお金が入るなんていうことになったら、言葉は悪いですけどちまちまちま何かこうやって考えたことがもうゼロになるような話ですよ。おい、何を今ま

でそうやって予算をへずろう、へずろうしよったことが、10億円あって何に使おうか、ようし、じゃあこれは議員の歳費にとか、そういうふうな町も起こりましたよね。そういうふうな形になり得るような話なんですよね。残念ながらかいいことか分かりません。この粕屋町の状況っちゅうのもやっぱり皆さん知っておく必要があると思いますので、質問しておりますので、幾つか現在の状況のほうをよろしくお願ひします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

内容につきましては所管のほうから報告させます。

◎議長（進藤啓一君）

杉野協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（杉野公彦君）

中野議員の質問にお答えいたします。

平成27年度における粕屋町ふるさとづくり寄附金、いわゆるふるさと納税ですね。こちらの状況につきましては受け入れ寄附金額が701万7,850円、それからいわゆる返礼品がありますので、その返礼品とその委託料金、業者に委託する委託経費合わせまして405万6,201円ということで、差し引きとしましては296万1,649円のプラスというふうになります。しかしながら、これ当然のことなら町民の皆さんがいろんな自治体に寄附をされます。その寄附をされたことによります町民税の控除額が1,205万5,576円ということですので、町全体としては909万3,927円のマイナスというような結果になります。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

そういうふうな状況の中、まあこれを国全体挙げてやってるんだから、寄与するところがあるんでしょうね。そういうふうな点というのがありましたら、その辺の答弁もお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

杉野協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（杉野公彦君）

ふるさと納税が寄与していることということなのですが、ふるさと納税によりまして粕屋町にも全国から寄附が来ております。ということで、それによって福岡県

の粕屋町っていうのを知っていただくという機会にはなっているかと思います。

また、地元産品を今返礼品として採用しておりますので、そういうことによります地場産品とか地域の産業の振興といったような効果はあるかと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

確かに地場産の産品がというふうなところは思わないわけではないです。ただ、私からしたら本来の本当の商品じゃないんじゃないかというか。やっぱり皆さんが自分のお金でもって買えるような商品を地域振興なりで開発していただきたいというのが私の思いです。こういうふうな借り物の中でのつくられた物というのは、これがなくなれば終わりになると。これ、私をけしかけたのは誰かといったら、片山義弘という総務省の元総務大臣ですね、去年の私たちの町村議会議員の研修会に来られた方です。私、相当に尊敬しております。議員というのは裁判所みたいな形であればいいんじゃないかというふうなことも彼は言ったわけですね。彼は言います、これは振り込め詐欺と同じようなことやないのかと。よそ様からうまいぐあいにとれる、そういうふうなことなんですよね。結果的に言ったらウィン・ウィンになるのかというか、もう目に見えてますよね。町長にお尋ねします。例えばの話、今度の予算には先ほどからずっと言われたからこんな提案はないかと思いますが、30億円予算かけてこのふるさと納税で一稼ぎしよう。10億円でもいいやないか、20億円でも。そういうふうな計略というのを何か頭の中に練られましたか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

このふるさと納税というものは、最初のほうはよく平戸あたりが例に出されて、漁師がこのふるさとの産物を全国の方に出すという、そうした中で地元の漁師が増えてきたという、そういったほのぼのとした中であっているようでございましたが、近頃は物品販売というような気持ちもいたしますし、それからこの頃は通販のような感じに受けます。ですから、やはりこのようなことにつきましてはちょっといかなものかなとは思っておりますし、そういった中で別に言えばカード決済した、カード決済したらポイントがたまるというような、そういった納税の義務を果たさないかんことがそういったポイントのためとか商品をもらうとかという、何か状況が変わってきたのかなと思っております。ですから、そういった10億円、20億円稼ごうかなという発想はございません。しかしながら、やはり取られるばかり

じゃあなかなか難しいかなという思いもございます。ですから、今後はやはり被害が大きくなったらそれなりの考え方はしなくてはならないのかなと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

今言われたようなあやふやな世界というか、何があやふやかっていったら、杉野課長がNPOの先ほどのボランティアセンターであるとか、そういうふうなところにも大いに力を発揮してほしい、このふるさと納税、やってもやっても取り返すというふうな、変な言葉でしか表現できないようなことをやっぱりやらせてはいけません。私は次回、意見書をもう一回またつくって出したいと思いますし、いろんな形で町長もこれ提案いろんなところであると思います。そういうところでこんなことは本来の行政じゃないんだっていうところをぜひ言っていただきたいと思うんですよ。でないと私たち議員やらは要らないと。30億円でコンサルを雇って、その人たちがばりばりばりと働いて50億円稼ぎゃあ、こんなちまちまのことをやらなくてもいいじゃないかという、そんなのになったらもう本当大変なことになります。また、そうやって稼いだお金というのは本当、無駄遣いをするにしかならないことだと思います。地域産物というのは私も大いに推奨したい、いろんなアイデアを考えておりますが、そういうふうな意味合いでの生産が増えていくというふうなことは大いに結構かと思いますが、その本筋ではない、こういうふうな形での成長というのは望んでおりませんので、ぜひこういうふうなことを意見して終わりたいと思います。

（2番 中野敏郎君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩といたしますが、今12時20分です。再開は1時にしますか、1時15分に、皆さんどっちがいいですか。12時、1時。1時が多いようです。じゃあ、13時の再開といたします。

暫時休憩です。

（休憩 午後0時20分）

（再開 午後1時00分）

◎議長（進藤啓一君）

それでは、再開いたします。

12番本田芳枝議員。

(12番 本田芳枝君 登壇)

◎12番(本田芳枝君)

12番本田芳枝、通告書に従って質問をいたします。

平成29年度の施政方針から。

町長は、昨年度の予算編成は一昨年の町長就任の11月にはその概略がほぼ決まっていた、自分の思いは反映できなかったとおっしゃっておられましたので、特に質問はしませんでした。そして今、今回は昨年から枠配分方式で編成すると公言しておられたので、予算編成においてご自分の思いをどのように予算化されたのかを中心に伺いたしたいと、以下3つの質問を用意しました。

ただ、この質問を始める前に、少し皆さんと一緒に粕屋町の総合計画について考えてみたいと思います。

粕屋町の総合計画は現在第5次で、平成28年から10年間となっています。我が町の総合計画の大きな特徴といたしまして、第4次の後期基本計画から組み立てを大きく変えました。各事務事業の内部評価を実施し、その検証の結果を予算へひもづけているのです。社会一般では当たり前のような感じがしますが、自治体財政は予算は予算、計画は計画と別立てでした。それを改革したのが、平成23年度からの第4次後期基本計画です。つまり、全く別個のものだった総合計画と予算編成が連動していて、総合計画の進捗状況が予算決算の数字で分かるという仕組みになっています。どういうことかと申しますと、総合計画の施策体系図には基本目標が4つあり、その目標の下にはそれぞれの政策が16、またその政策の一つ一つには1から3の基本施策があり、その基本施策の合計は30、またその下に69の推進施策があり、それぞれが各事業の予算につながっています。基本目標、政策、基本施策、推進施策という流れでその下にひもづいている事業の合計は現在157です。施策体系図と申しますか、ピラミッドのような末広がり、末端の推進施策を執行するための予算があるのです。だから、その意図に沿った予算が組み立てられ、その進行管理をきちんとすれば総合計画の執行はうまくいっているということになるのです。思いを数字で表わすという大変な作業を近隣に先駆けて粕屋町はやっています。多分これは福岡県はもとより全国的にいても注目すべき評価できる仕組みだと私は思っています。

さて、それでは質問に移ります。

基本目標1は、つながりと交流を深め、心豊かな人を育む協働のまち。それから基本目標2は、都市と自然が調和し、快適に暮らせる活力あるまち。基本目標3は、誰もが安心して幸せに暮らせるやすらぎのまち。基本目標4は、健全で持続可能な行政経営を目指すまちです。平成23年から始まりましたが、施政方針の各基本

目標に数字がついていたのは平成25年まで。26年度、27年、28年度には基本目標の内容、重点政策はありましたが、その総額あるいは事業については触れてありませんでした。それは今回も、29年度もついていませんが、それはなぜでしょうか。

もう一つそこに、その質問を町長にいたしますが、この4つの目標に沿って町長の思いが施策方針に述べられていますが、その増減と、また各基本目標別にどのようなことに力を入れて編成されたのか、その思いをお聞かせください。

それで、私は4つ基本目標を上げております。ここで数字を上げておられなかった理由と、それから各事業について町長の思い、それから事業の増減についてお話しください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

総額が25年度までですかね、5年度まで書いてあったというその金額ですね。それから以降は記されていないということでございますが、その原因につきましては私はちょっと把握しておりません。ですから、今後そのような数字が必要であれば、次の施政方針のほうから金額を示したいと思っております。

この4つの基本目標でございますが、各それぞれの担当のほうで積み上げておりますので、内容につきましては各所管のほうから説明をさせます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

町長の思いを、職員と一緒にされたと思うので、私としては何事も予算編成において数字が大事と思うので、数字を言ってもらいたいんですが、その数字はこの平成29年度の予算案の概要書に書いてあります。そこに何事業が幾らっていうのが書いてあります。昨年度は同じく28年度のこれを見れば分かるんですね。だから、この数字とこの数字を比較したら、そこでおのずと町長の思い、今年どのような形で予算編成をしたかっていうのが数字をもとに分かる仕組みになっていると思っています。それで、私は町長に聞きたいんです。

実は、基本目標はかぶるんですね。ある部分は例えば住民福祉部、ある部分は都市政策部と、その一つの目標の中で幾つもの部があったりするので、その各部から云々というのは言えないんですね。ただ、町長のこの施政方針には、例えば基本目標1、つながりと交流を深め、これはさっき私が言いましたけど、で1つ目はこうというふうに幾つも書いてあるんです。だから、その内容について私は町長に、どのような思いでされたのかを聞きたいので今質問したんですが、まず町長からち

よつとこの4点に対して思いを聞かせてください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

施政方針におきましては粕屋町の全体の方針でございますので、町長が自らつくるものではありません。やはり今年度はどのような方針でやるのかという中で、まずまとめるのは所管のほうでまとめていただいております。そういった中で部分分けというのはそれぞれ今回はこれでやりますよっていう、財政のほうから、経営政策課ですかね、そちらのほうできちんとまとめていただいて出していただいております。それぞれにつきましては、今回は先ほどずっと言っておりますが、今回から枠配分方式でやっておりますが、今回はそういった詳細までは指示はいたしておりません。今回は平成27年度の決算ベースで一回つくってみませんか。私は今回は住民にオープンにするためにみんなプレゼンをしようかといった形で当初経営政策課のほう、あるいは所管のほうに投げておりましたけれども、今回初めてその枠配分をいたしますといった形で、その枠配分が今までしたことがありませんので、そういう中でぜひ今回はプレゼンする前に一回そういった練習といいますか、そういった一回目は減額部分を私らはもっと厳しく、あと1割ぐらいは削減しながら予算を組んでいただきたいと思いますと思っておりますけれども、やはり職員というものは今回初めてでございますので、そういった中で組ませていただきたいと思いますということで、私はそれを譲りました。そして、27年度ベースで100%でいいから一回組んでみらんですかという形で組ませていただきました。そのトータルがその金額になるかと思っておりますので、この金額を私がここにこうやりなさい、ああやりなさいではなくて、やはり今までやってきた事業で平成27年度の事業でございますから、それにあわせてこれが28年、それと29年に将来的にどうやって反映するのかどうかというのは各所管のほうで企画していただいておりますので、その内容については報告は受けておりますけれども、新しいものについてはまだ余りないと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

確認でございますが、この基本目標1、2、3、4を所管がそれぞれ言うっていうことですか。ちょっとその所管が答えるという意味がよく分からないのと、もう一つは私は施政方針は町長が最終的にまとめられたものと思っておりましたが、今のお話では経営政策課がまとめたんでしょうか。その2つを確認します。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

基本目標につきましては、各課を集合してから集められて書かれたものと思っております。

以上です。

◎12番（本田芳枝君）

じゃ、もうそのまま続けてください。所管が言うって言われるから、どう言われるのか聞きたい。

◎議長（進藤啓一君）

じゃあ3部長と教育長ってことですか。

じゃあ、まず総務部長、安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

基本目標に対する事業というようなことで、これは先ほど、お手元にお持ちですが、予算の概要書の中に基本目標を7ページ、8ページにこういった基本目標1から4項目を上げまして、それから矢印として29年度にどういった事業に重点を置くかということで詳しくご説明させていただいておりますので、これ議員の皆さまには配付いたしておりますので、十分ご承知かと思っておりますので、これを改めて読み上げるということは必要ないかと思っております。この事業について、各課で各部署で重点的にここをやっていくということで上げておるわけです。そして、具体的な内容の予算につきましては先ほどおっしゃいました、この後の項目でいろいろな事業がそれぞれの基本目標に対して幾らかかりますという説明をさせていただいておりますので、それでご理解賜りたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

私の質問の意図が伝わってなくてちょっと今行き違いがあっていますが、だから私の認識とそちら側の認識が多分違うと思います。私は今まで一般質問で、去年の3月はしませんでした。6月、9月、12月と総合計画、あるいは財政のことについて一般質問しています。そういった中でお答えいただいた分で今度も一つの結果として出てきているのかなど。まあ、そればかりじゃないと思うんですけど、それで質問したんですが。

じゃあ、私のほうからちょっと言いましょかね。私が今思うに、例えば今町長はボトムアップで町民の意識を変えたと、そして基金も取り崩さないでやってきた

というふうにおっしゃっておられますよね。でも、それはあくまでも言葉であって、私が言いたいのは数字でそれを示してほしいと。当然それはできるはずなんです。数字が大事です。私の思いは、例えば平成26年度から見てるんですけど、26、27、28、29と、この予算総額はずっと右肩上がりでプラス5.7、プラス6.7、プラス6.4と上がっております。一般質問だけですよ、問題にしているのはね。ところが、今回マイナス3.3です。じゃ、何がマイナスになったのかというのを職員の皆さんも町民も知っておく必要があるんですよ。どういうところを削ってどういうふうにしたのか。それをこの目標別に私はこういうところを工夫してこうしたっていう、そういう数字の裏づけがあって、その説明をしていただきたいと思ったのでこういう質問の仕方をいたしました。

それで、私が調べました。これは決算ベースではないですよ。基本目標の1、平成28年度と29年度を比べるとマイナスの5億5,255万円です。この施政方針の最初に出てくる基本目標で昨年度と今年のを比べるとマイナス5億5,255万円。それから、基本目標2は28年が28億1,112万円から27億7,652万円、つまり3,460万円下がっています。ところが、基本目標3は123億5,476万円から124億8,542万円と1億3,065万円アップです。それで基本目標4は12億6,729万円から11億6,652万円に下がっています。結局非常に下がった部分と、それから民生費関係なんですね、基本目標3は、これは上がっております。それで、ただ単に下げるだけではなくて、重要なところはちゃんととって、必要でないものは削ったというのがこの数字の中から出ると私は思っているんで、それを評価したいと思って町長にお尋ねをいたしました。私ばかり言って何ですけど、じゃあそのことについて町長はどう思われますか。

◎議長（進藤啓一君）

困町長。

◎町長（因 辰美君）

施政方針の3ページのところに書いておりますけども、予算規模といたしましては社会保障にかかわる民生費は増加いたしました。しかしながら、学校増改築工事が減少したことによる教育費の減少に伴い、一般会計の総額は135億円だということで、前年の比較の3.3%といった形でここでお示ししとると思います。この3.3%が何で今までずっと右肩上がりで上がってきたのに今回3.3%下がったのかということにつきましては、やはり今回は基金取り崩し、そしてそれを取り崩してから予算に反映してないということです。ですから、対象が今まで前年の予算に対して今年の予算という形になっておりましたけども、今回は初めて前年度の27年度の決算ベースで決算に対しての予算の評価ですから、きちっとそういった中で組みなさい

と、決算今まで運営してきた事業は中でやれるでしょうがといった形でやりましたから、それをきちっとした枠の中でしたら3.3の一般財源の減額となったということでございます。これは最終的には議員いつもご指摘されておりますけども、一番最後になったら何でこんなに繰り戻しが補正で出てくるんですかということも、私もずっと議員のときにそんなに思っておりましたから、やはり予算組みが甘いんじゃないんですけど、本当、あったらあったでいいと思うんですね。しかしながら、最終的に返せばいいという問題じゃなくて、もう少しきちっと決算ベースで組んでみましょうやという意識の中で今回は枠配分ということにさせていただいた。ですから、前年度の予算対比になれば3.3の減額になったという方向でございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

その減額になるということ自体、粕屋町の今までの流れで見ると非常にすごいことなんです。私は今回、例えば10万円の予算を削るって大変なんです。また、100万円の予算を削るって大変。例えば今回教育費予算で大きく削ってありますけど、それはたまたまその事業がないだけで、ただ日常的な事業、職員の皆さんが住民の皆さんと向かい合って進めている事業の中でわずかでも削るということは大変なことだと私は思っているんです。その削った結果が先ほどの基本目標1、2、3、4に出ているんです。でも、削るだけじゃなくてちゃんと民生費として必要な分は予算を確保してあると。これはとても私は評価したいと。だから、多分町長は胸を張って言われるかなと思ったんですけど、質問の観点がちょっと意図がはっきりしなかったのでも今のようなお答えが来たんだと思います。

それと同時に、粕屋町の予算編成で今まで私が12年間思ってきたことは、総合計画、予算、決算、別々なんですね。今町長はしきりに予算のことをおっしゃってますが、決算を見て、27年度の決算を見て29年度の予算を組み立てるということは、これは当たり前のことなんです、普通の社会では。例えば私は家計簿をずっと長いことつけてましたけれど、1年間の家計で10か月終わったらその時点でストップします。そしたら、その10分の1が1か月予算でしょ。だから来年の予算を立てて、11、12を暮らしました。そして、その予算がいいかどうかで分かるので、1月からそういう形に。だから、決算をもとに予算を考える。ところが、そこにさらにもう一つこれが出てくるんです。これは町長が公約として述べられた分ですね。その総合計画と予算あるいは決算の中にご自分の思いをどうやって入れ込むのか。それは今まで各議員の方が、出てないじゃないですか、変わらないじゃないですかって言

われてきましたが、私の見方は違うのです。職員の意識改革が先だと、基盤を整えた上で自分の思いを出したいと。で、4年間あるわけですから、その4年間の中でご自分の公約を実現なさればいい。まだ2年目の最初です。だけど、まだまだというところから、ほかの議員の方はいろいろおっしゃっていると思います。ただ私は、今までのやり方と今回のやり方は非常に違うということを感じました。特にこの施政方針の中で枠組み予算という言葉が入っているんですね。それは今までの施政方針の中に入ってなかったんです。もともと23年度に部長制を敷いたときからそれは予定されていたことだったんですけども、職員の方の中に多分入り込んでなかったのではないかと、あるいは思っても例えばトップの指示がそうでなければできなかったのかなというふうに思っていました。今回町長が枠組予算、それから積み上げじゃなくて必要なものを必要とちゃんとゼロベースで見ようやないかということは何度も言われたと思うんです。その中で実は先ほど安河内総務部長が、前の方の質問に対してきちんと財政のその予算の立て方で答えられたのにちょっとびっくりしたんですけど、短い言葉でね、ちょっと今再現しなさいと私言われてもすぐは出ないんですけど、多分皆さんの意識に予算編成をするにはどうしたらいいか、今の町長のやり方、あるいはこの総合計画、それから予算、決算、その数字のあり方はかなり因辰美方式、あるいは総合計画の私は流れとってるんですけど、そういう流れの中で入ってきているのではないかと。その上でのマイナス3.3という、そういう結果だと私は思っています。

それで、今から予算審議があるので、まだはっきりは言えませんよね。それを見てどのような思いで各職員の皆さんが私どもに予算を提案するのか、それを聞いた上で私は判断したいと思いますが、ただ総合計画に沿った、これはもう全国的に珍しいと思います。今実際これをこういう形にやってるのは、調べないといけないんですけど、福岡県でもそうないと思います。非常に難しいからですね。言葉を数字で表わす、とても難しいんです、表現するのは。で、自分の中で削減しないといけない言葉、数字に表わすためにね。その取捨選択がとても難しいんです。だから、それを職員の皆さんが各自やっておられるということ、一つの体系をつけておられるということを私は高く評価し、これをどんどん続けていってほしいというふうに思っています。

それでは、本当はもっとこの基本目標1、2、3、4について具体的にちょっと聞いてみたいんですけど、時間もないし、意図が伝わらなかったみたいなので、2番目に行きます。

総合計画があり、その予算と連動しているとなると、町長の選挙公約がどのように生かされたのかをお尋ねしたいということで申し上げましたが、今お答えをいた

だいたような気もするので、ちょっと簡単に言っただけですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今議員、お手元に私の選挙公約をお持ちでございますが、やはり一度にやっていきたいということは私も十二分に思っております。しかしながら、昨日と今日、議員の皆さんが盛んにいろいろな諸問題を質問されますし、そういった課題を改善していないかんとすることもやはりしっかりと認識いたしております。そういった中で、やはり私の公約だけが全部進むのであれば、優先順位の前後するところが多々見受けられるように感じます。ですから、昨日も言っておりましたとおり、各所管の担当者のほうにはこの選挙公約につきましてはちゃんと見せて、それを基本的に今後重点施策としてやっていただきたいという思いは伝えております。しかしながら、やはり所管それぞれが緊急なものというのはあると思います。ですから、私の公約とどちらを比べてどちらが先にせないかかということは、やはり私は職員の担当者の思いを優先させたいと思っております。しかしながら、そういったものがクリアできて余裕ができればぜひこの私の公約を実現していただきたいという思いでいっぱいでございますので、そういったものを期待しながら今後進んでまいりたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

それでは、3番目に行きます。

財政計画についてというふうに書いておりますが、今年度の公債費、借金返済です。ね、昨年に比べて1億855万円増額の11億4,295万円、平成20年度の時代に戻りました。小・中学校の空調整備工事等の地方債償還が新たに始まったと書いてございます。前町長は、次から次へと投資的経費の普通建設事業を進めてこられました。これはこれで評価ができると思います。先ほどこども館のことをいろいろおっしゃいましたが、こども館は補助金で建てたようなところですが、私はそういう意味では前の町長を評価しております。またこの問題は別のところで申し上げたいと思いますが、そのことは前の町長はいかにも町長として指導力を発揮しておられるように思いますが、実は借金も増えていて、26年度から町が出した、経営政策課が出したプライマリーバランス、あれは悪化しています、26年度からね。それで28年度の決算見込みで出た繰越金9億3,243万円のうち3億円は、多分29年度の繰越金とし

て予算化されていると思いますが、残りの6億3,200万円は補正でも扱っておられません。どこに組み入れられる予定でしょうか。今後の収入と借金返済の見通しはどのように考えておられますか、お願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今繰越金についてのお尋ねかと思えます。この点につきましては所管のほうから相談を受けております。やはりいざというときにどのようにしておかなければならないか、そして財政調整基金はどれぐらいが一番妥当なのかという、そういった議論をいたしました。そういった中で、所管のほうから詳細に答えさせたいと思えます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長（今泉真次君）

28年度の補正で今度28年度に繰り入れました2億3,832万円、これは全て基金のほうに戻しております。また、公共施設整備基金のほうに2億31万9,000円、財政調整基金のほうに1億8,738万3,000円を基金に積み立てる予定になっております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

確認ですが、それは今回の補正予算じゃないでしょうか。9月と12月、今回はゼロって私は見たんですけど、どんなですか、28年度の補正予算。3月の補正予算では繰越金は扱っておられなかったような気がするけど、私の勘違いでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

ちょっと時間がかかりますから、時間が減りますから。

◎経営政策課長（今泉真次君）

今回の3月の補正予算において、その今言いました金額を積み立てる予定にしておりますが。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

それでは私の勘違いかも分かりません。ただ、まだ説明を受けてないからですね。ただ9億円何ぼと書いてあって補正はゼロと書いてあったので動かしていらっ

しゃらないんじゃないかと思いました。従来だとそれを土地開発公社の資金に回したり基金に繰り戻したりされてあるんですけど、もう繰り戻すのは昨年してあるから今回動いてないかと思いますが、それは予算審議のときにお話をまた聞きましょう。

財政計画として今後の方針としては今の繰越金のこととかいろいろお話をされましたが、収入は確実に上がっていくし、それから人口も確実に増えていきます。であと2年か3年を見通した財政計画っていうのもちょっと一言お話ししていただきたいと思ったんですが、どうでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今後の財政状況っちゃうのは、計画はきちつとなっていないと思いますけども、最終的には財政調整基金等で調整しなくてはならないと思っております。課長と協議いたしまして、2%……、80、ちょっと待ってくださいね。財政規模が、ちょっとそこで言うちゃってんしゃい。

◎議長（進藤啓一君）

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長（今泉真次君）

標準財政規模の20%、そこまで積み立てようと考えております。金額にすると16億数千万円になります。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

もうちょっと補足をさせていただきますが、16億円、私も議員のときは11億円ぐらいでいいというような意識で思っておりましたけども、どうしても今課長のほうから申しましたように、やはり20%が妥当ではないかということで協議いたしまして16億数千万円を財政調整基金に積み立てております。そのほかにつきましては公共施設の基金のほうに積み立てております。そういった中で、県のほうの指導もあるかとは思いますが、その財政調整基金が多過ぎるようであれば公共施設のほうの基金に回していきたいと。今後の動向を見極めて、絶対無駄遣いをしないような形で、いざというときにしっかりと払えるような基金の中で運営していきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

貯金が全てではありませんが、やはりある程度は必要ですね。その目安が20%ということなのでしょうね。近隣を調べてみたら、20%を超えているところが結構あります。だから、粕屋町として貯金も増やししながら借金の返済も順調にやる。そして、町民の福祉の向上を目指して財政運営を進めていくというのが今後あと任期中になされ、そして公約を実現されることを私は心から思っていますが、実は私が12年前に立候補しましたときの公約の第一がこども館だったんです。これは最初のころいろいろ言ったんですけど、結局どなたも相手にしてくれない。だから結局子ども未来課の子育て応援団という組織の中で少しずつやっていたんですけど、因町長が自分の施策として出してくださった。今日は降って湧いたようにというより、おっしゃる言葉が非常に多かったんですけど、それはちょっと違うかなと思いましたが、逆に自分の公約があってそれを実現しようと思ってもなかなか実現できない。そのもやもやっていうのはあると思いますが、地道にやっていただきたいなというふうに思いました。

じゃ、次の質問に行きます。

ふれあいバスですね。昨年12月のふれあいバスの運行についての私の一般質問に対して、その方向性は3月議会までに示したいと答弁されました。都市政策部の事務事業となったのが昨年の9月。それ以降検討を重ねられたようですが、その進捗状況について都市政策部長にお尋ねいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

本田議員の質問、平成29年度予算にどのように生かされているかということについてお答えをさせていただきます。

都市政策部におきましては、まず現状のふれあいバスの状況に対する課題の精査が必要であると。その中におきまして、介護福祉課のほうで行いました意識調査の関係のアンケート結果、そしてまたその他の意見、土曜日の運行、運行状況の周知、またバス停及び便数の増加等、こういうふうなものがご希望されておるものと思います。この状況を踏まえまして、今後アンケート調査をさらに行いまして、平成29年度の予算に政策経費300万円ほど計上し、さらなる課題の項目の検討を行っていきたいということで考えておる次第でございます。今現在におきましては、やはり住民の皆さまがどのような目的でどのような手段を利用されているのか、そし

て皆さまにとってどういうものが望まれるのかということ、これは平成5年から福祉バスということで運行を開始しまして25年たっております、このような状況の中において慎重に今後とも事業を進めていきたいと考えている所存でございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

まだ予算が通ってる段階ではないので具体的なことはお話しされないんだろうし、要望も控えます。ただ、今この何のために予算をつけたのかというのは、結局この総合計画の内容に沿った、今ちょっとぽっと出てこないんですけども、それに沿った内容がございますが、その中に推進施策の中の一つにあったんですが、移動手段を持たない交通弱者が安心して生活できるようにという福祉の面からも重視してこの施策を進めていただけたらと思います。

それで、今までは福祉協議会が委託を受けて福祉センター中心にバスを走らせておられました。そして現在もそれは続いています、それを都市政策部のほうで町全体のこととして考えて今から進めていかれる。そのためのアンケート調査ということで、一つの結果を町長が昨12月議会で3月までには方向性を示したいというふうにおっしゃって、その結果が今出たことに、私はよかったなど。ただ、それで喜んではいけない。その内容が本当に町民の皆さんにとって町民の足となるような、で、たまたま私の要望としては車椅子、ベビーカーも乗り入れできるノンステップバスで年中無休、始発、終着駅を粕屋町の中央にして右回り、左回りと効率よく、乗り継ぎ可、駅とか病院、各種公共施設、商業施設などにもそれがつながっていくようなバスの運行をと願っています。これはあくまでも私の要望で今お伝えしようと思います。どうでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

今現在の福祉バスにつきましては、利用者の方は無料ということで今事業が図られている状況でございます。今、本田議員さんからのご要望というのがかなりございました。そういうものを全てクリアするとき、今後私どもの部署だけでこの話が進むものではございませんし、今まで住民福祉部のほうにおいて事業が進んでいたものを私どものほうの都市政策部のほうで事業展開をやっていく。その中には私どもだけの部の中の仕事ということじゃなくてお互いの相互関係、また財政関係も発生いたしますので、その中におきまして、この部を通じたところで協議しながら

らたたき台を出し、その中において今後の検討課題の中の方向性を決めていくのが重要であろうと考えますので、今の議員さんの要望というものを全て取り入れることは、どこまでできるかということは今後の課題ということでご拝聴いただきたいと思えます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

現時点では今の答弁で本当に十分でございます。後は職員の皆さんがそれぞれの立場でこのことに関して注視して、いいご提案だったら、例えば住民福祉部の今までの流れがありますからね、それをこちらに提供されるような、またそういう委員会みたいな形で立ち上げていただけるのではないかと考えています。

じゃ、次行きます。

特別支援教育の拡充について。

福岡県の平成28年5月発表の統計によりますと、粕屋町の特別支援学級の子どもたち、県立支援学校に在籍する子どもです、それから粕屋町の支援学級にいる子どもたちの割合は県内でも群を抜いて多うございます。粕屋町の小・中学校の学級数と在籍する子どもの数は、私の調査では学級数は4小学校で31クラス、児童数は190名、中学校は6クラス、36名となっています。子どもの数が多いということは、教育施設的环境整備という面で粕屋町の負担が大きいと思えますが、数字の変化から感じられるのは中学校のクラス数、生徒数が少ないということです。

それで、質問の1は、これに対する教育委員会の分析はどのようになっていますか。また、今後も粕屋町の人口増加傾向では子どもの数に対する特別支援の、特に発達障がいと見られるお子さんのパーセンテージがあるので、私が聞いてるところでは6%とか8%子どもさんがいらっしゃるということで、子どもの数が多ければそういう子どもたちも多いという。で、その生徒数が増えれば確実に支援を要する子どもの数は増えると思えます。それで、今後、今も本当に限界に来ているような話も聞いていますが、どのように進めていくご予定か、その2つをお尋ねいたします。

◎議長（進藤啓一君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

本田議員、または本議会の前に請願書でしたか、支援学校の誘致ということで、大変関心を持っていただいたことに教育委員会としてはお礼を申し上げたいと思

ます。

今議員ご指摘2点ございましたが、まず1点目、小学校から中学校に対してクラスが減っているようだがってことでございましたけど、これは小学校4校で190名の31クラス、中学校では36名の6クラスになります、今おっしゃったとおりです。これが例えば来年度4月から190名が上がってくるわけじゃないんですよ、これは当然ご存じだろうと思います。じゃあ何がこれ基準なのかというと、6年生が中学1年生に上がってくる特別支援学級の生徒数と中学3年生が卒業していく生徒数は、今までは余り変わらなかったんですよ。なので今のところ36名の中学校は6クラスで推移しています。これは次の6年生、それから5年生ぐらいまでは余り大きな変更はございません。ただ、来年度、もう平成29年度のお話ししますね、もう年度がごっちゃまぜになりますので、私の話は全部29年度とってお話を聞いてください。来年度、粕屋中学校はそのまま3クラスの継続の予定でございます。ただ、粕屋東中学校につきましては3クラスが5クラスに増える予定でございます、マックスの状態です。これは大川小学校から10名知的の子どもたちが増えて入ってきますので、そういう状況になります。ということがまず来年度ですね。そして、この後の話を関心持っていただいとったみたいですけど、特に来年度小学2年生は知的、情緒、それから肢体不自由合わせて60名を超えます、この4小学校で。で3年生、4年生、1年生については40名を超えます。で5、6年生だけが20名台なんですよ。だから、来年度を基準に考えると一応3年間ぐらいは今のまま余り大きな推移はないと。その後ぐっと変わってくるというのを今見越しております。

それで、普通教室が今半分に切って特別支援学級にしている小学校、また中学校もこの状態が起り得ます。この後特別教室を潰すわけにいかないの、いろんな部屋をちょっと間仕切りして知的と情緒学級については対応するしかないのかな。肢体不自由、まあちょっとこの言葉、足が不自由な児童については運動スペースが要りますので、別にちょっと部屋が要るんですよ。これについては何とか確保はできてるっていうふうに聞いておりますけど。そういった形で今後3年後には普通教室のほうを特別支援学級のほうにまた、壁をつくるか、増築はちょっと考えられないので、見通しが甘かったといえれば甘かったのかもしれませんが、こんなに急激に変わるという予想はしておりませんでしたので、これは小学校から中学校の話、1点目でございますかね。

2点目の、今後のことももう一緒に言ったですね。2点目何やったですかね。今後どうなると思いますかって、今もう含めて言いましたね。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

それでは、現状分析と今後のことについて今教育長にお答えいただいたんですが、教育長のお答えでは現在の6年生からが中学校に上がるときは、そう数的な変化はそうないと。だから、全体で見れば確かに少ないけれど、ちょっとそこが例えば特別支援学級に保護者がやりたくないと思われて普通学級に子どもを入れたいと思われたらやっぱりそういう形になるのでね。その辺が保護者の意向がどうなのかなってというのがずっと長いこと気になっていました。私が聞いた情報は、やっぱり子どもさんを普通高校に入れたいというふうに思われる親御さんが多くて、中学校では支援学級に入るとなかなか勉強が難しいと。でも、そういうお子さんもやっぱり勉強難しいから小学校まで特別支援学級にいらしたと思うんですけど、で教室の数が今は足りないというふうなおっしゃりようもあったんですが、私は教室の数も増やすことも一つはあれですけど、もう少し支援員を各学年に配置するとか、そういう形のほうがひょっとしたらいいこともあるんじゃないかなと今思っていますが、現在でももう20人近く小・中学校に町支援の、町単独で雇用されている支援員の方がいらっしゃるようで、中央小学校は特に6名ぐらい配置をされているというふうに見ました。だから、またこれを増やすっていうことは大変かもしれませんが、私は各学級に子どもさんがいるのと、それから普通学級、親学級っていうんですかね、そこに戻って子どもさんがしたりいろいろあるので、どうしてもそれが増やすことが困難な状況であれば、支援を要する、その支援員の方を増やしながらか全体の雰囲気でも助けられるところは、その方がさりげなく助けていただいて普通学級で勉強ができるその状況を、その充実をさせてもらえないだろうかということもここ何年か考えていたんですが。普通の子でも小学校から中学校に上がるときに1年生ギャップということがよく、環境ががらっと変わるわけですから、中学校1年生のその辺の支援をお願いできないかなというふうに思っているんですが、その辺はいかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

教育長。

◎教育長（西村久朝君）

この話をするかどうかちょっとあれやったんですけど、タイミングを失ったんですが、支援員を小学校それぞれ5名ずつ、それから中学校にはそれぞれ1名ないし2名を特別支援学級の支援員として配置をしております。今後これは増加をしないといけないなど。まだ小学校、中学校からも要望はあっておりますが、今校舎の増改築のほうにちょっとお金を使っておりますので、これは来年度、平成29年度

は東中学のほうの大規模改修と改築考えておりますので、これで大体大きなあれが終わりますので、今度は人的配置、やはり教育は人なりというふうに言われますが、人の配置を考えております。

また、通常学級、まあ親学級とかという言い方もしよったんですが、通常学級、交流学級とも言いますが、今インクルーシブ教育、または共生の社会というような言い方をして、とにかく障がいがあるなしにかかわらずもう社会参画を同時にという、これが学校教育に随分入ってきてまして、以前でしたら特別支援学級は担任を1人配置しとるから1学級だというのが県の方針で、これをほかの学級にやるなど、その学級だけで指導せえというのが随分前ですけどあったんですが、今はとにかくいろんな子どもと接してお互い学び合えということになっておりますので、今後いろんな学校行事、または学年、または教科、知的であればその知的遅れがない教科についてはほかの子と一緒にというようなこと、そういったことをどんどん今進めているところでございます。

それでもう一つは、小・中学校のそれぞれ中学校の校區別に子ども同士の交流会を年2回やっております。これは粕屋町から外に出て行ったりとか発表会をしたりとか、こういったことをやっておりますので、その辺の交流も他校との交流もやっているというところでご理解いただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

ちょっと質問ですけど、今の後半のお話は特別支援学級の子どもたちの交流ということでした、でももちろん親御さんの交流もあるということのお話ですね。はい、分かりました。一生懸命考えて対応してくださっているんだなというのは分かったんですが、私は粕屋町はインクルーシブじゃなくってやっぱりちゃんとクラスを分けて、そこできちんと教育をするという方針を立てておられたので、あるいは福岡県近隣に比べるとうちの町は特別支援学級が多うございますよね。だから、そういう流れがあるのかなと思っていましたら、今の教育長のお答えの中には、「みんなの学校」って映画があるんです、実は私もまだ見てないんですけど、見たいと思うんですけど、いろんな子どもがそのクラスにいる、あるいは学校にいる。そういうことでお互いが成長し合えるっていう。でも、それは人的支援がないとできないことなんです。だから、今増築が先だとおっしゃいましたが、子どもたちは成長を待てないんですね。私気になるのはいじめとか不登校とかがひょっとしたら結びついていたらかわいそうだなって思うときがあるんです。スクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーを増員していただいているようですが、もう少し

その辺も、もう待たなしで子どもたちはいますので、その辺をよろしくお願ひしたいと思います。

それで、2番目に行きます。

この12月議会において粕屋町議会が全会一致で決議した特別支援学校を粕屋町に誘致することを要望する件に対しての、教育長、教育委員会として、あるいは教育者としてどういうふうにするか、うちの町は特別支援を要する子どもたちが多し、その支援も十分しているという粕屋町の教育長としてのお考えをぜひお聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

私も毎朝自分の部屋から、駐車場に古賀特別支援学校のバスが迎えに来て、保護者の方が見送ってある姿を見ております。また、昼間3時半ですかね、バスが帰ってきてまたそれを迎えに。また、正面玄関のほうに赤いバスで福岡特別支援学校のバスが、車の中から車椅子の子たちが乗っている姿を見ると、近くにあったら親御さんの負担も減るかなという思いをずっとしております。教育委員会もしくは教育長としての見解はおっしゃられれば、ぜひ欲しいというのが本音でございます。ただ、私も役場の三役という大役を仰せつかっておりますので、また教育委員会の組織編成でやっぱり首長の最高トップという責任を、今までは教育委員会と完全に独立的な意味合いがあったんですが、今は首長との連絡調整と、また指導お伺いを立てながらということになりますので、私は町の方針に沿ってやっていかざるを得ない立場でございます。ですから、教育の視点で言うと欲しい。しかし、粕屋町としてじゃあそれが誘致できるのかどうかということについては、十分町長の意向を私は確認しながら考えたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

ぜひ欲しいと言っていたので、嬉しいなど。役職とかそういうのを全部外して、それが本当の気持ちだろうというふうに思います。私も議員も困難な問題はいっぱいあると思うんですが、やっぱり古賀特別支援学校に行きまして、あるいは保護者の方のお話を聞いたりすると、やっぱりこれは必要だと。でも、一つの小さな自治体ができる問題ではないんですね。これは福岡県の問題なんです。だから、福岡県の問題を福岡県の問題としてやってくればいけないかと思うんで

すけれど、現状はなかなか動いていないということで、粕屋町で議会でそういう決議をしたわけです。問題は土地だろうと思います。土地をどうするか。この土地の取得にお金がかかる、あれは福岡県がお金を出せば問題はないと思うんですけど、出せないからそういう話も出てくると、自治体で用意してくれたところに建てるような話もあるやに聞いています。だから進まないという状況もあると思いますが、私は意見書で義務教育の国庫負担制度拡充というのが進めば、国のほうから福岡県にお金も来るだろうし、そうすると福岡県もそういうことは優先的にできるような状況になるのかなと思いながらこの意見書の内容を勉強したりいたしました。これは粕屋町だけの問題ではなく、人数を調べますと志免町も須恵町も篠栗も、ほかの郡や市の自治体よりもパーセンテージは高うございます。それで、これは地域の問題なのか、あるいはこの地域が特別にそういう先進的な教育を行っているからだろうと。その先導役がどうも粕屋町のような気がしています。粕屋町は、ことばの教室などの長い先進的な施策があるんですね。これは長憲一町長時代のことではなかろうかと、私もちょっとその辺がはっきりしないんですけど、非常に福祉に重点を置いた施策をされてこられました。しかも、それは私どもの財産です。その財産を生かすために県と協議してどういうふうにしたらいいかというのを執行部のほうと、それから議会のほうと今後もぜひ諦めずに私は進めていきたいなと。

例えば町長も公約を持ち、私も公約を持っています。諦めないで続けて言い続けることが今すごく大事なんだなって思っていますので、ぜひうちの町が誘致して、福祉のまちとして子どもたち非常に全国的にもびっくりされるくらい子どもが多いという町の特徴、一つの特徴としてこれをアピールできるような福祉のまちづくりという形でできたらいいなと思っているところでございます。教育長がそういうふうに今言ってくださったことで、また町長にも言いやすい。でもこれは教育長の言葉かどうか分からないんですけど、私のほうは本当に自分たちがやってることはよかったなというふうに今思いましたので、またほかの議員もいろんな話が出てくると思いますが、そういう流れの中で今後もぜひ頑張っていきたいなと思っています。

長議員が今日最後だというふうにおっしゃいましたが、実は私も12年間の議員生活で最後の今日は一般質問になります。おかげさまで1回も休むことなく続けてこられました。途中でなかなか自分の思いが伝わらなくて、まあ伝え方も下手なんです。だから、ああと思ったこともあります。非常によくしていただいたこともございます。でも、それはやっぱり町民の皆さんの支えがあって、そして私は何やかんや言っても執行される方はおたくたち職員の皆さんのなので、やっぱり皆さんが頑張ってくださいているんだなということを実にありがたく思っています。

それでは、今日の私の質問はこれで終わります。

(12番 本田芳枝君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

13番山脇秀隆議員。

(13番 山脇秀隆君 登壇)

◎13番（山脇秀隆君）

それでは、13番山脇秀隆でございます。

最後の、皆さん、議員、期の最後の最後の一般質問を私が取り仕切らせていただくことに感謝申し上げて続けたいと思いますが、やはり皆さんの議員さんの意見を聞きながら、そうあるべきだという意見が当然出てくるだろうというふうに思いますし、また行政側の答弁も、まあそうだろうなというような思いで聞いております。今回は議会と町長の関係、まあ執行部ですね、関係についてそれぞれ正当性があるんだなということで、そういうことを確認しながら今後の住民自治の運営に議員として役立っていきたいと思いますので、質問をしたいと思います。

それでは、国は地方分権改革によって政府の権限を地方に権限移譲してきました。地方の自治体は、自分たちの力で町の運営を任されたのであります。これまで追認機関としてしかその機能を果たしてこなかった地方議会にも、地域経営における重要権限のほとんど全てを付与いたしました。それは条例、予算、決算、そして契約や財産の取得処分までに及んでおります。

議会には3つの特徴があります。さまざまな角度から事象にかかわり課題を発見できる多様性、合意形成をなすために論点の明確化を図るための討議、住民の意見から革新や修正、発見があり、そこからの世論形成であります。だからこそ議会は住民自治の根幹であると言われております。つまり、これらの特徴によって万国共通、議会に地域経営の権限が付与されているということでもあります。

粕屋町議会は、従来の議会とは運営が異なる宣言をした住民に対するマニフェストである議会基本条例を平成24年に制定いたしました。それからは粕屋町議会は議員の資質向上に努め、政策立案能力を高めてまいりました。そして、町民に寄り添い町民の意見を政策に反映できるように一般質問や各委員会において執行部に訴えてまいりました。

町長と議会は車の両輪に例えられ、また議会は立法機関であり町長は執行機関であります。その関係は適度な緊張感を保たなければなりません。平成29年度の重点施策が発表されました。多くの支出が見込まれることから、厳しい財政運営になると述べられております。当然ながら平成29年度の執行予算については合理的に考え縮減を目指すこと、最少の経費で最大の効果を出す効率的削減が考えられます。こ

れが行政改革の論理であります。それに対して、議会改革の論理は、地域民主主義を実現すること、住民とともに住民自治を担っていくことであります。少数の意見でもそれが社会福祉に貢献するのであれば政策提案していくものだと考えます。行政改革の論理と議会改革の論理は全く異なることが分かります。

そこで質問をいたします。

まず初めに、町長の議会に対する考え方を聞きます。議会では住民福祉の向上につながる目的として特別支援学校の誘致を求める決議を全議員の一致で採択いたしました。このように決議した案件が今後数多く出てくるものと思います。議会が決議したことに対する町長の考え方、町長は議会に対する位置づけをどのように考えてるのかをお聞きしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

山脇議員のご質問に答えたいと思います。

先ほど教育長も言われましたように、毎日支援学校のバスがとまりながら、送られる父兄の方を見て、やはり少し涙が出るところがあります。そういった中で、バスで送り迎えじゃなくて、この地域でそのまま車で送っていければどれだけ楽かなという思いも持っております。しかしながら、こういった支援学校につきましては、昨日もちょっと答えたかと思いますが、2万平方メートルの土地が必要だということがございます。そういった中で、では粕屋町でその土地があるのかどうかということもまず一番に行政側の執行側、そしてまた県に手を上げるということになりますと、その点が一番のネックになるかと思っております。そういった中で、ない場合につきましてはなかなか手を上げられないということが現状であるかと思っております。

議会では、そういった中で立法の中で進めていくということは重要でございますし、やはり提案型っていうものは大事なことであると思っております。しかしながら、私たちは逆にその執行する側で本当にそれが実現できるのかできないのかというものの判断も重要であるかと思っております。特にこういった県との問題でございましたら、それが確実性があるのかなのかという、今後の信用問題にもかかわってきますので、そういった中で慎重に検討はさせていただきたいと思っておりますが、要は先ほど教育長も申しましたように、粕屋町にあればやはり粕屋町でつくったほうが私はいいいと思いますし、手を上げたいと思っております。しかしながら、粕屋町につきましては町有地がございません。それと、多くの農地がありますけれども、これは人の土地でございます。ですから、じゃあそこでまとまるかということになりますと、や

はり若干その辺、きちっとした中での県の申し入れが必要になってくるかと思しますので、若干この辺につきましては議員の思いと違ってくるものではないかなと思っております。しかしながら、こういった提案につきましてはどしどし提案をしていただければと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

後でも述べますが、やり方よりはあり方が大事であるという、何か老子の言葉があるみたいですね。方法ばかりを考えて本来の在り方、考え方っていうのがないといけないというような話なんですね。だから、町長としては当然行政の論理として、ないものは手を上げられないというのはよく分かりますけれども、やはり議会としてはやり方よりも在り方、要するに求めるものあれば当然それは提案をしていくっていう姿になっていこうかと思っておりますので、それを一概にだめと言うんじゃなくて、そういった努力はやはり自分のとこでできなければ近隣の町に話してみるとか、3町でじゃあ協力してどっかでやろうとかか、そういう話ができると思うんですね。その主導的立場をやはりやってほしい。あり方ですね、粕屋町町長としてのあり方、考え方をしっかりして訴えてほしいなっていうのが私の考えであります。

いずれにしても、共に町政のため協力し合っていこうという気持ちは確認ができました。これは今までにない町長と議会の私に関係だというふうに感じておりますので、今後ともそういうような感じで進んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、議員の最高規範である議会基本条例の最も大きな意義は、閉鎖的な議会から住民に開かれ住民参加を促進する住民と歩む議会、質問、質疑だけの場から議員間討議を重視する議会、それを踏まえながら追認機関ではなく首長や行政と政策競争をする議会という3つの原則であります。議会基本条例制定の大きな意義の一つである政策競合が、これから頻繁に起こってくることが考えられます。原則、年度途中で新たな事業や補正はできないと言われております。予算に上らなかつた事業予算を議員提案で復活できる復活予算の枠が考えられますが、町長としてはこうした議員提案に対する枠予算をどのように考えてるのかお聞きします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今、復活予算ということでございますが、これは今東京都議会におきまして

200億円の復活予算が今回の小池知事になってから廃止になっておるという状況でございます。そういった中で、以前からもこの粕屋町においても復活予算というものは今までなかったというふうに思っております。そういった中で、今後はやはり自由な発想の中で議員も復活予算が欲しいという意見は分かりますが、そういった中で今の世論の状況の中でやはりここで粕屋町が復活予算を認めますということはなかなか発言はしにくいと思っております。しかしながら、しっかりとそういった、私は今言っておりますように所管としっかりと話し合っていて提案していただく、そして予算としてしっかりと上げていただくということが私は最大の議員活動ではないかと思っておりますので、ぜひその辺、スクラップ・アンド・ビルドってよく言われますけども、この予算についてはもう事業いいじゃないとねと、次にこういった事業をすすめたらいいじゃないとねというような、そういった提案を各所管のほうに提案していただければと私は思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

今の答弁だと、各課とすり合わせして当初予算化していけばいいだろうという発言だったふうに感じました。これは大きなことなんですね。私たちが提案している事柄、今回も一般質問でいろんな議員がいろんな提案、質問をして、これどうなってるんだとか、いろいろ、この提案をしたいけどこれはどうしたらいいのとかという話があると思うんですね。それを今各課に行こうという提案はどうだろうかということが言えるっていうことというふうに確認したんですけど、この辺はやっぱりしっかり各課長さん、部長、課長さんに知っていただかないと、私たちが行っても、いや、それはできませんよっていうんじゃないかと、こういうことをきちっと議員がこれからはしっかりと提案をしたり話しに行ったりするということを、あるということをここで認識をさせていただいたということでもいいでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

これは前議会におきましても山脇議員そういった形で今所管に行き交渉していいですよという意見がもらえましたと、それでいいですかという答弁をされていたように感じます。そういった中、やはり今後は私的なもの、優先順位等がある中で強引にやるということだけは控えていただきたいと思っておりますし、そういった中でやはり粕屋町の町民が緊急性を持ってぜひやっていただきたいという思いがあるの

であれば、しっかりと私は所管の職員を口説いていただいて調整していただきたいと思っております。そういった中で、職員は職員でこっちのほうが先ですよという意味もありますし、そういった中でそこですり合わせしていただきたいんですね。ああ、そうやなど、やっぱりあんたたちのが先やねっていうことであれば一步譲っていただいたり、やはり話しよったらこっちのが先やねっていうことになれば職員も意識が変わる可能性がありますから、そういった中で議会と行政、お互いすり合わせながらやはり町民の今負託に応えるということが一番大事だと思いますので、そういった中で議論をしていただければと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

それでは、今の続きになるかもしれませんが、その辺を少し例を挙げながら確認をしていきたいというふうに思っています。

町長、今度施政方針の重点施策ってということで出されております。これちょっと先ほど自分がつくったんじゃないなくて今回つくってもらったっていう枠組み予算の中でのひもつきだったので、そのトータルしてつくってもらったということでありましたんで、ちょっと私も驚いたんですけど、そういった考え方からこの方策、重点政策に対しまして町職員はさまざまな方策を考え、目的達成に向けた取組を展開すると思いますが、それはあくまで行政主導であり、町執行部の考えが優先するんだというふうに思っています。しかし、議員の提案が必ずしも先ほど言われてましたように正しいとは思いませんが、その有効性の判断についてはやはり知りたい。要するに、その判断をしてもらってるのかどうかさえ分からない。久我議員のときのお話の中でその辺の報告は随時していかなければいけないというような町長の答弁もあったんで、今後そうしていただきたいなというのがまずあります。

ちょっと例題を挙げたほうが一番分かりやすいのかなと思いますんで、例えばジュニアスポーツ振興基金が創設されます。将来のアスリートやプロの選手を育成する目的で今考えられてるということではありますが、このスポーツだけの振興では私は不平等だというふうに考えておりますので、ここにジュニアの芸術文化も対象にする考え方であってもいいのではないかなというのが一つありますので、こういった考えがこの施政方針で上げられたときに、これはどういうふうに生かされてるのかなと、まずこの1点で聞かせてもらっていいですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

スポーツ振興基金というものは、私の公約でございます。そういった中で上げさせていただいております。議員今ご指摘のように文化系も要るんじゃないかという、それは確かにそうだと思います。しかしながら、私の公約には入ってなかったということで、その辺が今後、今は社会教育課になりますかね、その辺とすり合わせていただいて、同じ子どもたちが全国を目指してやっていくという中でそういった支援が格差があればおかしいんじゃないかというようなご指摘でございましたら、しっかりとそこで議論していただきまして、それはすり合わせ、可能であればやはりしていきたいと私は考えております。そういった意見を、何か落ち度がある点を少しでもフォローしていただければ、ああ、そうやなと思えば私たちは取り入れていきたいと思っておりますので、ぜひご協力をお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

そうやってすり合わせをして、お互いが協調できたら、そういうふうな形でも町長は構わないという今発言だったと思いますんで、社会教育課におかれましてはそういったことを十分認知されて、今後ともそういう対応をお願いしていきたいというふうに思います。

続きまして、2点ありますけど、そのうちの1点ですけど、リサイクル推進事業における循環型社会の構築をうたっておりますが、私たち議員から提案するとなると、今度学校給食の残滓におけるリサイクルとしての堆肥化が考えられるんですが、施政方針だけ見ると、予算書を見ると、これが活かされていないんじゃないかなという部分がございますので、こういう考えがあるのかどうかというのだけでもここで分かったら教えていただきたいなと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

給食センターの残渣ということでご指摘でございますが、なかなか給食センターの中で残渣を処理する、堆肥化するということはちょっと衛生的にも問題があるかと思っております。そういった中でやはり家庭のごみも出ておりますから、そういったものも一緒にそういった有機物系をやはり堆肥化するということも考えていかなければならないんじゃないかなと思っております。これは各住民の一人一人が協力の中でやっていかないとなかなかできない問題であると思っております。やはりこういった有機物がサイクルの中でもとの土地のほうに、田んぼのほうに戻っていく、そしてま

た生産していくということは非常に重要なことであると思うし、やはり世界の資源を守るためにも大変重要なことであると思っております。ですから、機会があればうちはクリーンパークでそういったことは処理しておりますから、これを今後そういった提案をやはり提案させていくよう努力してまいりたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

コンポストとか何か、家庭用のそういった堆肥化する、家庭から出る生ごみについてそういったものを堆肥化するというのは粕屋町でも今実施されてるんですね。私が言いたいのは、この循環型社会を構築していく中で、こうした学校、教育も含めてそういったものを町全体でやっているよという意識づけも含めて、やはり若いうちからということがあったんですけど、前教育長のときは大変だと言って一回やったことがあるけれども、あれを維持管理していくのはよほど大変だし、臭いし、ハエも来るしみたいな、そういう言い方をして、いやあ、学校じゃできないみたいなことがあったんですけど、今の西村教育長もそういう考えでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

給食の残滓については、学校現場で処理するよりもやっぱりセンターのほうに返すだけしかないのかなという気がいたしますが、ただ何でもそうなんですけど、こうだったらどうするんかという論理よりも、残滓がないような取り組みをとにかく学校のほうは考えてくれと。今回業者になっていきますので、SPCのほうになっていきますので、料理の内容も変わるかと思えますし、一品また増えるような話も聞いております。そういった内容で取組で4月から残滓がないっていうか、子どもたちにしっかり食べるような指導をとということを徹底するのが私たちの仕事だろうと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

こうしたやりとりをこれから積極的にやっぱりやっていきたい。お互いの意見を闘わせてやっぱりいいものを。向かう方向はもう一緒だと思うんですね。論理が違ったとしても向かう方向は一緒だと思いますんで、いろんな多様性のある議員さん

たちがいっぱいおりますんで、いろんな考え方、意見をまた述べてくると思うんですけども、こうした形で説得してもらえれば、ああ、なるほどなということで決着もつくと思いますんで。一番よくないのが言っても返ってこない、言っても返事がない、どうなってるか分かんない、これが一番私たちもを嫌がるどころなんで、そういうことをしっかりお願いしていきたいというふうに思います。

最後になりますけど、高齢者健康寿命を延ばし、ともに支え合う仕組みづくりを行うというふうに施政方針では述べておりますが、前回、12月議会で高齢者ジョブカフェ、要するに高齢者の働き口を紹介する窓口の設置の提案を行いました、商工会との連携とかシルバー人材センターの活用というふうなことで窓口をつくったらどうだろうかというものでありましたが、この辺の商工会との連携ってどうなってるんでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

その件につきましては、前回の議会のほうから私たちはカフェと間違いまして、ジョブカフェっていうんですね、そういった中で議論をいたしました。この件については協働のまちづくり課の課長のほうがいい意見を持っておりますので、そういった中で説明させていただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

杉野協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（杉野公彦君）

いい意見といいますか、たまたま雑談の中でのお話なんでこの場で言うのもどうかとは思いますが、それこそ今日、久我議員の質問でまちづくり支援室の話をしました。当面は今サンレイクの旧学習相談室、こちらのほうでということ考えておるんですけども、当然活動が活発になってきますと恐らくあの場所では規模的に厳しいと。当然あれは仮住まいかなということでは考えております。今なかなか新しい施設を増設というのは難しい状況ですので、国の補助金とかも大体リノベーションとか今あるものを改造するなり2つを1つにするなりとか、そういう中での補助金というのがほとんどになってます。ということで、今社会教育課長ともいろいろ相談はさせていただいてるんですけど、コスモス会館ですか、青年団が使ってます、あれはかなり老朽化が進んでます。隣の本部の格納庫ももう役場と一緒にですのでかなり内部に関しては傷んでおります。来年度予算にも雨漏りの修繕を予算計上してる状況です。この2つの施設あたりを1つにちょっとリノベーションをして、例えばそこにまちづくり支援室をやって、例えば非常時には一時避難場所であると

か、それとか先ほど言いましたジョブカフェの話がありましたんで、そこにいろんなボランティアの団体も集うわけですから、そういったものも併設できるんじゃないでしょうかという話はちょっと雑談の中ですけどさせていただいております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

ありがとうございます。それを発展させて、いろんな方向で使っていただける、広げていこうという発想もやはり現場の職員だからできるということだろうというふうに思いますから、大いにそういうのを活用していただいて実行に移してほしいと思います。

また、ここでも再度言いますが、商工会との連携でも、就職あっせんなどで、ボランティアとかそういうことじゃなくて基本的には働いてお金が入ればいい、少しでも入ればいいという発想もありますんで、やっぱり商工会のほうにもこういう事業を例えば始めるんだけれども、始めたいんだけれども何か協力してくれる業者いますかみたいな形ですね。そしたら、高齢者でも何歳までだったら2時間、3時間ぐらいだったらいいよとか、そういうことを集めてほしいんですよ。集めてそれを集約して、そこが紹介窓口になって、いろんな形が来たときにあそこに行けば働き先が見つかるとか。そういう働きたいっていう人はいるし、少しでもお金になれば行きたいっていう人も必ずいると思うんですね。そういう役割を果たせるような、高齢者用ジョブカフェということで一応名前つけてますけど、やっていただけたらなと思いますんで。これはまた今後いろいろな機会において聞いていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上のように行政の考え方と議員の考え方は違う場合があり、必ずしもそれが正解ということはないと思いますが、こういった調査、検証した事実をやはりきちっと示していただきたい。町長のほうは中間報告で中途でも進捗状況を示していくべきではないかという発言もありましたので、それはそれでしっかりお願いしていきたいと思います。よろしくお願いたします。

町長は、施政方針の中で書いてあるんですけど、町長は書いてないってことなんで町長に聞くのも何なんですけど、職員を町民により近い存在として、町民の意見を吸い上げることができ、政策に反映できるような表現をしております。それでボトムアップを図るということだろうというふうに思っております。町民と常時接触するのは、私的に見れば一部の職員だけなのかなというふうに思いますが、昨日の一般質問においても介護職員の対応の苦情について意見が出されましたし、私にも、

町に寄せられる苦情においても職員の対応についての苦情が多く寄せられております。こうした状況では町長言われるようなさまざまなアイデア、意見を出し、政策の実現に向けていく役割を担うことができないのではないかというふうに思いますので、私は町民はお客様ですというフレーズはどっかの自治体にもたくさんあったと思いますけど、職員の意識改革、先ほど枠組予算の意識改革っていうのは皆さん町長の方針で言われて分かったと思いますが、私はこの原点、町民はお客様ですというこの原点に立った職員の意識改革が何よりも先に求められていると思いますので、この辺の町長の見解をお聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

昔から、役場の職員は公務員ではありますがサービス業であるということをよく聞いておりました。そういった中で、やはり昨日の川口議員のご指摘、あるいは今日は山脇議員のご指摘ございます。早速、接客の研修会というものを近々に開催して、皆さんの接客態度、そしてやはり住民に好まれる職員づくりに邁進していきたいと考えておりますので、もう少しお時間をいただければ、時間がちょっと余裕があればその間に研修会を入れて、またそのときは議員のほうにも一緒に参加される方がおられましたら呼びかけて一緒に参加していただければと思っております。ぜひそういったものを企画したいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

窓口は多分民間に委託してると思ってる、非常にいいって言うんですよね。最初はいいんです。で、当然窓口の人は分からないから後ろから詳しい人が出てくるんでしょうけど、非常に上から目線だと。当然職業病で常にやっぱり上から目線に知らず知らずのうちになってるんですね、言葉遣いとか何かがですね。悪気はないと思うんですよ。だけど、やはりそこは深刻なことで相談に来ている人たちにとってみれば、その一言一言がぐさりぐさりと刺さってると思うんですね。だから、その辺の問題だろうというふうに思いますので、しっかり今町長やられるということだったんで、しっかりその辺は徹底してやっていただきたいというふうに思います。

様々なアイデアや意見を出し、政策の実現に向けていく役割は、議員にこそあるべきではないかなというふうに感じております。住民自治の根幹であることは先に

も述べたとおりであります。そのための議会基本条例の制定の意義であったと思います。議員からの意見や提案は、住民をして得られたものばかりであります。最後に、町長と議会の関係についてどうあるべきか、見解を聞きたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

冒頭に山脇議員のほうから追認機関ではいかんといった形での発言がございました。私もそうだと思います。議案は全部が賛成、賛成ではなくて、どういったところがだめだっている、そういった指摘はやはり議会がするべきではないかなと思っております。そういった中でどれぐらいまでが譲れてその議案が提案できるかというものを、しっかりと今後は示していかなければならないと思っております。ですから、ただ多数決で決まってしまう、まあ言い方は悪いですが、人によって多数決の議案が変わっていくという問題では、私は議会は成り立たないと思っております。しっかりと議案を議論して、議案の中でここがちょっとおかしいんですよとか、やはり全部がオーケー、全部が反対じゃなくて、ここを修正したらもっといい議案になるんじゃないですかという提案はしっかりと議員のほうから指摘していただきたい。そしてお互い、行政のほうからもしっかりと議論しながらいい議案を提案して行って、やはり住民のためにいい可決をしていきたいという私は思っておりますので、いい批判者といいますかね、いい批判者というようなやり方で、みんながそうだなというような議案にぜひしていきたいと思っておりますので、ぜひ皆さまのご協力をお願いして、私の答弁といたします。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

いい批判者になれるよう、私たちも鋭意努力をしていきたいというふうに思っております。

これまで議会に対する町長の考え方を聞いてまいりました。今までの町政運営から、町長が議会に対して様々な意見を求めることはまあ仕方ないと、是非でもないというふうに感じておりますし、そういった意見を今後闘わせていくことが重要だというふうに考えております。進む方向、目的は一緒でありますのでいいんですが、今これまでお話をしてきたとおり行政と議会ではその方法が違うということがあります。老子の言葉に、やり方ではなく在り方が大事であるとあります。全てのやり方はその人の在り方、考え方に依存するとあります。つまり、政策をうまくなし遂げるには考え方が重要だということがあります。議会に対する町長の思いは、

お互いに切磋琢磨して町勢を発展させていこうとする考えであることはここで確認をできたわけであります。この認識のもと、これからの議会改革に生かしながら町勢発展のため尽力していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

これで一般質問を終わらせていただきます。最後に、お時間がございますので、立とうとしないで聞いていただきたいと思いますが、私の口からここで言うのも何なんです、今回一般質問の最後の日ということでインターネット中継、町民の見られてる方もおられると思っておりますので、代表してというとおこがましいんですが、これから勇退をされる議員さんに対しまして、これまで議会運営、町勢発展のために尽力されてきたことに敬意と感謝を述べます。ありがとうございました。

ということで、終わります。以上です。

(13番 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

代表して私だけ頭下げさせていただきましたが、ありがとうございました。

これにて二日間にわたりました一般質問を終了いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午後 2 時33分)

平成29年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（閉会日）

平成29年3月27日（月）

平成29年第1回粕屋町議会定例会会議録（第4号）

平成29年3月27日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

1. 議事日程

- 第1. 委員長報告
- 第2. 委員長報告に対する質疑
- 第3. 討論
- 第4. 採決

2. 出席議員（16名）

1番 安藤和寿	9番 田川正治
2番 中野敏郎	10番 長義晴
3番 木村優子	11番 久我純治
4番 川口晃	12番 本田芳枝
5番 安河内勇臣	13番 山脇秀隆
6番 太田健策	14番 八尋源治
7番 福永善之	15番 伊藤正
8番 小池弘基	16番 進藤啓一

3. 欠席議員（0名）

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古賀博文 ミキシング 高榎元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町長 因辰美	副町長 吉武信一
教育長 西村久朝	総務部長 安河内強士
住民福祉部長 安川喜代昭	都市政策部長 因光臣
教育委員会事務局次長 大石進	総務課長 山本浩
経営政策課長 今泉真次	協働のまちづくり課長 杉野公彦
税務課長 関博夫	収納課長 石川和久

社会教育課長	新 宅 信 久	給食センター準備室長	石 山 裕
健康づくり課長	中小原 浩 臣	給食センター所長	神 近 秀 敏
総合窓口課長	藤 川 真 美	介護福祉課長	八 尋 哲 男
地域振興課長	本 多 一 夫	子ども未来課長	塚 哲 弘
道路環境整備課長	安 松 茂 久	都市計画課長	山 野 勝 寛
上下水道課長	松 本 義 隆		

(開議 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

ただ今の出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

議案第3号粕屋町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について、議案第4号粕屋町職員定数条例の一部を改正する条例について、議案第5号粕屋町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、以上3件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。山脇総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

おはようございます。

それでは早速、議案の報告をしていきたいと思っております。

今議長のほうからありました議案第3号、第4号、第5号を一括して報告いたします。

まず初めに、議案第3号粕屋町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例についてであります。付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

平成28年の人事院勧告を受け、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律及び人事院規則が改正され、平成29年1月1日施行されたことにより、育児に関する制度の対象となる子に特別養子縁組の監護期間中の子等が追加されました。このため、関連する条例の改正とあわせて国家公務員の制度に準じて未改正、未規定の所要の整備を行うため議会の議決を求められたものであります。

改正の内容は、国家公務員における一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律改正により、育児を行う職員の深夜勤務制限、時間外勤務制限、早出遅出勤務について対象となる子に特別養子縁組の監護期間中の子と養子縁組里親である職員に委託されている子等が範囲拡大されます。また、3歳から小学校就学前までの時間外勤務制限における配偶者要件の撤廃及び休憩時間の規定を設けるものであります。それとともに旧第2条の条項を準則にあわせ条項立てに変更し、引用条項のずれに伴う他の条例の改正、附則による改正を行うものであります。施行日につきましては、平成29年4月1日であります。

審議につきましては、今回の特別養子縁組の監護期間中の子らが追加された要因などを確認し、児童福祉法の改正により多くの特別養子縁組が里親が増加する機運が高まることを期待いたしました。

当委員会で慎重に審議しました結果、全員の賛成で可決すべきことに決しましたので、ご報告いたします。

続きまして、議案第4号粕屋町職員定数条例の一部を改正する条例についてであります。付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

今年4月に学校給食共同調理場の給食調理業務等がPFI事業者に移行すること、及び学校給食共同調理場建設準備室が廃止されることに伴い、各事務部局の定数を定める必要が生じ、粕屋町職員定数条例を改正する必要があるため議会の議決を求められたものであります。また、粕屋町職員定数の配置規程もあわせて見直されます。

改正の内容は、第2条第1号中175人を180人に、同条第2号中2人を3人に、同条第3号中59人を53人に改めるものであります。配置につきましては、学校給食共同調理場の調理員の属する教員、教育委員会部局を6人減員し、町長部局に5人、議会事務局に1人それぞれ増員することになります。施行日につきましては平成29年4月1日であります。

審議においては、職員定数が237名と改正に伴う変動はありませんが、実態の職員が219名であり、今後の定数にあわせた職員の採用をどのような方針で考えているのかなど、増員に向けた考え方など意見が出されました。今後の行財政改革の中で取り組みを求めたところであります。

当委員会で慎重に審議しました結果、全員の賛成で可決すべきことに決しましたのでご報告いたします。

続きまして、議案第5号粕屋町職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例についてであります。付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるため議会の議決を求められたものであります。

改正の概要につきましては、特別養子縁組の監護期間中の子等に準じるものとして条例で定める規定を追加し、再度の育児休業ができる特別の事情に特別養子縁組に関するものを追加、部分休業1日2時間限度の承認の際に、介護時間の承認を受けた時間を減じて承認できる旨の規定をするものであります。そのほかに育児短時間勤務を行う職員の勤務形態のうち条例で定めるものの種類を2項目から4項目へ

増やすものであります。あわせて文言の整理を行います。施行日は平成29年4月1日であります。

多様化する勤務形態に対応できるように法整備が行われますが、産前産後ののち働き方において選択できる幅を多く設けたことはよいことだと思います。審議におきましては、それらを補完する臨時職員の対応が適切に図られているのか、申請主義のため職務に支障が出ない取組などを要望をいたしました。

当委員会で慎重に審議しました結果、全員の賛成で可決すべきことに決しましたので、ご報告して終わります。

以上です。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第3号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第4号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第5号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第6号粕屋町ジュニアスポーツ振興基金条例の制定についてを議題といたします。

山脇総務常任委員会委員長から、目下委員会において審査の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第7号粕屋町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について、議案第8号粕屋町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、以上2件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

長建設常任委員会委員長。

(建設常任委員長 長 義晴君 登壇)

◎建設常任委員長（長 義晴君）

議案第7号、議案第8号につきまして、付託を受けました建設常任委員会における審議の経過並びに結果について一括してご報告いたします。

初めに、議案第7号は粕屋町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についてであります。粕屋町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成21年粕屋町条例第16号）の一部別表、第1の福岡都市計画地区が3市2町で設定されていましたが、9市6町に統合されたことに伴い、名称を福岡広域都市計画地区に改め、並びに別表第1及び第2は新たに江辻山地区整備計画区域が追加されることになりました。条例は公布の日から施行し、改正後の粕屋町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の規定は平成29年1月24日から適用されます。

当委員会で慎重審査いたしました結果、全員賛成で可決すべきことに決しましたのでご報告いたします。

続きまして、議案第8号は粕屋町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。今回の改正は、国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査成果について、交付手数料を新たに徴収することに伴い、粕屋町手数料徴収条例（平成26年粕屋町条例第15号）の一部を改正し、別表中の33項の次に34項「地籍調査成果交付手数料」を追加するものであります。

条例の改正内容といたしましては、現在無料で行っている地積調査成果の交付に関して、手数料納付の公正、公平性を図る観点から改正するものであります。交付

手数料として1件につき300円徴収するものであります。なお、施行日は平成29年6月1日を予定しており、町ホームページ及び道路環境整備課窓口にて周知する予定になっています。

当委員会で慎重審議いたしました結果、全員賛成で可決すべきことに決しましたのでご報告いたします。

終わります。

(建設常任委員長 長 義晴君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第7号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第8号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第9号北筑昇華苑使用料金の補助に関する条例の一部を改正する条例について、議案第10号粕屋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例について、以上2件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

久我厚生常任委員会委員長。

(厚生常任委員長 久我純治君 登壇)

◎厚生常任委員長（久我純治君）

住民福祉部所管総合窓口課の平成29年第1回3月粕屋町定例議会におきまして、議案の付託を受けました厚生常任委員会における議案の審議と経過と結果について報告いたします。

議案第9号北筑昇華苑使用料金の補助に関する条例の一部を改正する条例についてです。理由は、北筑昇華苑使用料金に関する補助金の一般家庭、生活保護家庭の区別は廃止し、補助金見直しを行うためです。粕屋町葬祭料補助金取扱要綱、平成3年要綱は廃止になります。火葬料は10歳未満で2万2,000円ですが、補助金は一律1万1,000円です。一般家庭では1万1,000円の自己負担ですが、生活保護家庭また低所得者の場合には自己負担はありません。生活保護法に基づく葬祭補助費が出るからです。また、10歳以上は火葬料は4万4,000円です。こちらも補助金は一律2万2,000円ですが、一般家庭で2万2,000円の自己負担ですが、こちらも10歳未満のときと同じく生活保護家庭また低所得者家庭では自己負担はありません。また、死産児について火葬料は1万円ですが、補助金は一律5,000円です。一般家庭で5,000円の自己負担ですが、前例と同じく生活保護家庭また低所得者家庭では無料です。平成29年4月1日より施行されます。

当時委員会で慎重に審議しました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきことと決しましたことを報告いたします。

住民福祉部介護福祉課について、平成29年度第1回3月粕屋町定例会におきまして議案の付託を受けました厚生常任委員会における議案の審議の経過と結果についてご報告いたします。

議案第10号は粕屋町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。理由は、介護保険法、平成9年法律第123号の一部改正により、地域密着型通所介護が創設され、指定を受けた事業が提供するサービスの基準を条例に規定する必要になったためです。粕屋町指定地域密着サービスへの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例、平成25年粕屋町条例第15号の一部を次のように改正するものです。

第3条は、第14条各号の次に第29条各号を加える。第4条中、第17条第2項の次に第36条第2項を加えるものとする。この条例は平成29年3月31日より施行されます。

当委員会におきまして慎重に審議しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

(厚生常任委員長 久我純治君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第9号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

田川議員。

◎9番（田川正治君）

北筑昇華苑使用料金の補助に関する条例の一部を改正する条例について、反対討論します。

この条例の一部を改正する目的は、生活保護受給者の補助の削減につながります。生活保護受給者の生活扶助費はこの3年間で2.5%削減され、最大10%削減されるということになってきております。その他の手当も削減されております。さらに4月からは下水道料金などの負担が増加するということもあり、これまで以上に生活が厳しくなってくるということが考えられます。

そういう中で、これまで町が支給していた補助金については、削減するのではな

く、当面は現状において継続していくということが大事だというふうに思います。
以上の立場から、生活保護者への火葬料の削減に対する条例には反対いたします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第10号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第11号粕屋町社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

久我厚生常任委員会委員長。

（厚生常任委員長 久我純治君 登壇）

◎厚生常任委員長（久我純治君）

議案第11号は、粕屋町社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の制定についてであります。付託を受けました厚生常任委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

理由は、社会福祉法人に対する助成の手続について、社会福祉法に基づき条例を定める必要があるためです。本議題は、社会福祉法第58条により地方公共団体が必要があると認めるときはという前置きがありました上で、当該地方公共団体の条例で定める手続に従い、社会福祉法人に対して補助金を支出することができると規定されていますが、現在粕屋町においてはこの条例が定められておりません。補助金の支出根拠を明確にするために、また法令上の整合性を高めるため、整理することにより適切な事務処理をするための条例を定めたものであります。

当委員会で慎重審議しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

（厚生常任委員長 久我純治君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第11号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第12号から議案第15号までの補正予算4議案は、長補正予算特別委員長からの報告になります。

議案第12号平成28年度粕屋町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

長予算特別委員会委員長。

（予算特別委員長 長 義晴君 登壇）

◎予算特別委員長（長 義晴君）

議案第12号平成28年度粕屋町一般会計補正予算について、付託を受けました予算特別委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

なお、審議の経過につきましては議員全員によります審査でございますので、要点のみご報告いたします。

今回は、既定の予算に歳入歳出それぞれ1億658万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を144億436万2,000円とするものです。

歳入の主なものといたしましては、1款町税では給与所得者、その他不動産、雑所得者等の増加、法人税の納税義務者等の増加による法人税割の増額や軽自動車税新規登録増等、税制改正の税額引き上げによる増加により1億9,000万円、6款地方消費税交付金社会保障財源交付金等、決算見込みによる6,500万円、13款国庫支出金、学校施設環境改善交付金、公立学校施設整備費国庫負担金など6,459万円余、20款町債において教育債として学校教育施設等整備事業債など6,410万円それぞれ増額であります。また、11款分担金及び負担金3,155万円余、17款繰入金の減債基金並びに財政調整基金等あわせて2億3,832万円を減額するものであります。

歳出の主なものといたしましては、初めに総務部では経営政策課所管の歳出補正は3億7,462万円余の増額であります。主なものといたしましては、13款1項1目公共施設整備基金の積立金として2億31万円余、13款1項8目財政調整基金積立金

1億8,738万円余を増額するものであります。

次に、協働のまちづくり所管の歳出補正は3,428万円余の減額であります。

主なものといたしましては、9款1項1目消防組合事務費の組合負担金減額のため、負担金補助金及び交付金1,717万円、9款1項4目災害対策事業のメール配信システム使用料及び避難所看板設置数の減、自主防災組織設立見込み数確定及び木造戸建て住宅耐震改修促進事業申請がなく348万円余、13款1項10目ふるさとづくり寄附金減により基金積立金420万円をそれぞれ減額するものです。

次に、税務課所管の歳出補正は268万円余の減額であります。

主なものといたしましては、2款2項1目固定資産税賦課事務費、臨時雇用賃金の執行残並びに委託料の見積価格からの減額で238万円余を減額するものであります。

次に、収納課所管の歳出補正は、2款2項2目町税等徴収事務費の町税過誤納金還付金の償還金利子及び割引料ほか593万円を減額するものであります。

続きまして、住民福祉部におきましては、総合窓口課所管の歳出補正は5,684万円余の減額であります。

主なものといたしましては、3款1項3目社会保障費のうち国民健康保険事務費における繰出金を1,782万円余、同じく3款2項3目子育て支援費のうち児童手当給付事業、児童手当扶助費1,500万円、3款2項3目乳幼児子供医療費助成事業医療費分1,750万円それぞれ減額するものでございます。

次に、健康づくり課所管の歳出補正は669万円の減額であります。

主なものといたしましては、4款1項2目感染症予防事業、予防接種実施見込みによる委託料500万円を減額するものであります。

次に、介護福祉課所管の歳出補正は1,561万円余の減額であります。

主なものといたしましては、3款1項8目障害者福祉のうち障害者自立支援給付事業費、障害者福祉サービス事業費1,900万円増額、3款1項9目介護保険特別会計繰出金1,576万円余、3款1項10目臨時福祉給付金給付事務、年金生活者等支援臨時福祉給付金事務費1,150万円を減額するものであります。

次に、子ども未来課所管の歳出補正は3,134万円の減額であります。

主なものとしましては、3款2項2目児童福祉施設費のうち町立保育所の臨時雇い賃金、社会保険料、維持工事費の実績等による3,288万円の減額、私立町外保育施設等運営委託料を1,811万円増額し、3款2項3目子育て支援費の一時保育促進事業費補助金等1,017万円余減額するものであります。また、10款4項1目幼稚園費につきましては、町立幼稚園運営管理事業で町立幼稚園の臨時雇い賃金等、私立幼稚園の特定教育委託料等で2,121万円余を減額し、町立幼稚園4園の空調機器設

置のため2,297万円余を増額するものであります。なお、空調機器設置に関する予算は平成29年度に繰越明許されるものであります。

続きまして、都市政策部都市計画課所管の歳出補正は4,200万円の減額であります。

主なものといたしましては、8款1項2目緑化推進事業、樹木緑地帯等管理委託料300万円、8款5項1目街路建設事業に伴う粕屋・久山線街路建設県負担金3,900万円をそれぞれ減額するものであります。

次に、道路環境整備課所管の歳出補正は6,089万円余の減額であります。

4款1項4目広域環境衛生事務、須恵町外二ヶ町清掃施設組合のごみ処理負担金、し尿処理負担金4,589万円余、4款2項2目ごみ収集事業消耗品入札残、公用車賃借料リース料金変更による646万円余、8款2項2目道路環境改良新設事業調査測量委託料547万円余をそれぞれ減額するものであります。

次に、地域振興課所管の歳出補正は806万円余の増額であります。

6款1項2目農業振興事業、戸原古屋敷井堰改良県負担金1,141万円余を増額、7款1項2目地域振興事業プレミアム付商品券発行事業補助金60万円を減額するものであります。

続きまして、教育委員会部局では、学校教育課所管の歳出補正は9,472万円余の増額であります。

学校教育課における主なものとしましては、10款2項1目小学校施設整備事業費、粕屋西小学校・粕屋中央小学校のトイレ改修工事費として1億79万円、10款3項1目中学校施設整備事業費、粕屋東中学校エレベーター改修・屋外トイレ改修工事費1,258万円余を増額するものであります。

次に、社会教育課所管の歳出補正は1,278万円余の減額であります。

10款6項3目遺跡発掘受託事業における緊急発掘調査件数確定によります報酬、賃金、旅費、需用費、委託料、使用料及び賃借料等々462万円余、10款6項10目生涯学習センター管理運営事業の契約額確定による報酬費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費等々257万円余をそれぞれ減額するものであります。

次に、学校給食共同調理場並びに建設準備室所管の歳出補正は9,734万円余の減額。

10款5項2目委託料として学校給食センター建設準備室供用開始変更による不用額といたしまして、委託料9,174万円余を減額するものであります。

予算特別委員会で慎重審議いたしました結果、全員賛成で可決されましたことをご報告いたしまして、多少長くなりましたが終わります。

(予算特別委員長 長 義晴君 降壇)

◎議長 (進藤啓一君)

この議案につきましては、委員長報告のとおり議員全員によります審議を行っております。よって、質疑を省略し、これより議案第12号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長 (進藤啓一君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長 (進藤啓一君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決であります。本案は予算特別委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長 (進藤啓一君)

全員賛成であります。よって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長 (進藤啓一君)

議案第13号平成28年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第14号平成28年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第15号平成28年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について、以上3件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

長予算特別委員会委員長。

(予算特別委員長 長 義晴君 登壇)

◎予算特別委員長 (長 義晴君)

予算特別委員会に付託を受けました議案第13号、議案第14号、議案第15号の審議の経過と結果についてご報告いたします。

なお、審議の経過につきましては議員全員によります審査でございますので、要点のみご報告いたします。

議案第13号平成28年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、既定の予算に歳入歳出それぞれ1億3,351万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を

43億1,024万8,000円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、4款1項1目療養給付費等交付金現年度分7,269万円余、8款1項一般会計繰入金2,062万円余、10款3項7目1節、収支均衡を図るため、歳入欠陥補填収入を4,167万円それぞれ減額するものであります。

一方、歳出の主なものといたしましては、2款2項1目保険給付費、高額療養費、一般被保険高額療養費支給見込み1,219万円余を増額し、2款1項1目保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費支給見込み7,717万円余、同じく2款1項2目保険給付費、療養諸費、退職被保険者等療養給付費支給見込み4,711万円余、2款2項2目保険給付費、高額療養費、退職被保険者等高額療養費、高額療養費支給見込み919万円余、7款1項2目共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金3,175万円余をそれぞれ減額するものであります。

予算特別委員会で慎重に審議いたしました結果、全員の賛成で可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第14号平成28年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算については、既定の予算に歳入歳出それぞれ24万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を4億7,511万5,000円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、3款1項1目繰入金、一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金24万9,000円増額し、一方歳出といたしましては2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金24万9,000円増額するものであります。

予算特別委員会で慎重に審議いたしました結果、賛成多数で可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第15号平成28年度粕屋町介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算につきましては、既定の予算に歳入歳出それぞれ1億1,737万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を21億5,554万5,000円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、1款1項1目保険料、介護保険料、第1号被保険者保険料現年度特別徴収保険料、歳出減による保険料の国県支出金7,347万円、7款1項繰入金、一般会計繰入金1,563万円余をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主なものといたしましては、1款総務費122万円余、2款保険給付費1億1,650万円を減額し、4款諸支出金6万円余、5款地域支援事業費29万円余それぞれ増額するものであります。また、今回は介護サービス勘定の補正はありません。

予算特別委員会で慎重審議いたしました結果、全員の賛成で可決されましたことをご報告いたしまして終わります。

（予算特別委員長 長 義晴君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

この各議案につきましても、委員長報告のとおり議員全員によります審議を行っております。よって、質疑を省略し、これより議案第13号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第14号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

田川議員。

◎9番（田川正治君）

後期高齢者医療特別会計補正予算に対する反対討論を行います。

福岡県広域連合に積み立てられている財政安定化基金、60億円もあります。剰余金は163億円、この財源を繰り入れれば保険料の引き下げは可能であります。さらに、粕屋町の決算でも2,707万2,000円の繰り越しになってきており、実質収支は黒字です。このような財源を、保険料の引き下げに充てるということが必要であります。福岡県の保険料、年7万6,506円、全国的にも一番高く、この保険料が払えずに保険証が取り上げられ、3か月しか利用できない短期保険証になった高齢者が、粕屋町で26年度は27人、27年度は22人おります。これからは団塊の世代の高齢化に進んでいきますが、4月からは年金が引き下げられ、低所得者世帯への後期高齢者の保険料の軽減措置が縮小されるということで、負担がさらに増えていきます。そして、消費税10%引き上げられると、さらに保険料の支払い能力はなくなり、滞納する高齢者が増加していくと考えられます。

このようなもとの福岡県広域連合は引き下げに基金も使わず、全国で一番高い保

険料を押しつける。75歳以上の高齢者に負担を強いる。このような高齢者いじめの後期高齢者医療制度は廃止して、もとの老人保健制度に戻し、国の財政支援を行うべきであります。

以上の立場から、この補正予算の後期高齢者医療制度そのものの制度化に対する反対の立場から反対いたします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第15号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第16号から議案第22号までの当初予算7議案は、山脇当初予算特別委員会委員長からの報告になります。

議案第16号平成29年度粕屋町一般会計予算についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山脇予算特別委員会委員長。

（予算特別委員長 山脇秀隆君 登壇）

◎予算特別委員長（山脇秀隆君）

議案第16号平成29年度粕屋町一般会計予算につきまして報告いたします。付託を受けました予算特別委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

審議の経過につきましては、全員での予算審議でございましたので、予算の概要のみを報告させていただきます。

平成29年度予算は、基金からの繰り入れを行わずに枠組み予算の配分で編成されております。平成28年度の実績を参考に、義務的経費を優先し、政策的経費については部局長の協議で採決を行い、義務的経費と政策的経費を除いたものを枠配分の対象としているものであります。配分額につきましては、平成27年度決算を基準に人口の増加等を勘案して1%の調整額を超えたものを各部局へ配分し、各部局においてはスクラップ・アンド・ビルドにより精査した事業について配分された予算額の範囲内で予算の積み上げを行っております。平成29年度一般会計予算歳入歳出総額予算は134億8,400万円、対前年比3.3%減で4億5,300万円の減額予算になります。

歳入につきましては、繰入金6億7,611万円を減少したため、自主財源比率55.6%と0.8ポイント減少いたしました。また、歳出につきましても民生費が1.8%増加し、学校施設整備費の減により教育費が21.3%減少いたしました。結果、投資的経費は4.1ポイント低下し、緊縮財政となりました。

それでは、各部局における重点政策について、意見をつけてご報告いたします。

総務部経営政策課における重点政策は、第5次総合計画に掲げる施策の着実な推進に向け、効果的かつ効率的な行政運営を進めるため、行財政改革推進事業において町民意識調査を予定しております。総務課におきましては戸原北西地区の開発に伴う土地の売却が予定されており、土地の売却単価が適正かどうかを判断いたしました。

協働のまちづくり課では、ボランティア団体の一元化に向けた基盤づくりの拠点としてまちづくり活動支援室の設置が予定されておりますが、災害時におけるボランティアとの連携も考慮することなど、一段高いセンターとなるよう要望いたしました。また、ふるさと納税事業につきましては、この制度自体に問題があるという意見も出されましたが、寄附の低迷によって税収に影響が出ている現状を打開するため、品目を増やすとともにPRにも力を入れるなど継続して取り組むことを要望いたしました。

税務課におきましては、納税義務者の増加や新增築による税収の増加が予想されております。

収納課におきましては、町民税、固定資産税の滞納繰越分が減少していることから、減額予算になっております。

教育委員会学校教育課では、施政方針にもあったスクールソーシャルワーカーの継続やスクールカウンセラーの増員などの学校環境改善が行われますが、学童の児童数の増加に伴う施設整備が必要なことや、児童の入所に優先順位をつけざるを得ない状況があることを理解し、こども館の活用の検討を要望いたしました。また、小学校施設整備におきましては大川小学校の歩道橋の補修工事設計料が高過ぎるのではないかと、精査を要することを要望いたしました。また、東中学校の校舎増築につきましては立面図にて確認をいたしました。

社会教育課では、ジュニアスポーツ振興基金が創設される予定でしたが、要項などの精査が必要なことから今後の課題といたしました。

都市政策部都市計画課です。エコアップ推進事業におけるホタルの飼育が見直されます。また、戸原地区における住居表示事業の事業費予算算出根拠を確認いたしました。また、都市計画道路の井尻・粕屋線の早期実現と粕屋・久山線の街路建設負担金を確認いたしました。

道路環境整備課では、広域行政の須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金の起債償還分の減や工事費の減が目立ちました。リサイクル推進事業やごみ収集事業、また道路等整備事業を行う上で、枠組み予算では事業予算がつきにくいのではと考えられます。枠配分方式がそぐわない部分もあるのではないかと思います。

地域振興課では、農産物直販施設管理事業が農業振興事業に組み込まれることから廃止になります。町民の要望が強い花火大会予算が計上されていないことや、プレミアム付商品券の選定の方法など意見が出されました。

会計課、議会事務局は、例年どおりであります。

学校給食共同調理場、学校給食共同調理場建設準備室は、平成29年4月のPFI方式による新給食センターの稼働に伴い調理場運営体制が変わるため、学校給食セ

ンター建設事業が廃目になります。今後はSPCの運營業務になり、町との連携が大事になります。

住民福祉部総合窓口課では、平成30年の県との共同運営が予定されている国民健康保険事務予算につきまして、一般会計繰り出し分が削減されております。平成28年度において赤字が予想されていることから当初予算で対応すべきとの意見もありましたが、補正で対応するというものであります。

介護福祉課では、高齢者福祉サービスの一部において重複サービスの指摘があり、高齢者支援係の要綱が廃止されます。その対応として、障害福祉や介護保険での給付事業となります。粕屋町独自サービスが他町よりよいになっていることで、他町に合わせることにサービスの低下が心配されております。枠組み予算の弊害ではないかとの意見もありました。平成28年度の非課税世帯に支給される臨時福祉給付金の給付事業が廃目になります。町営住宅管理運營業務において、宮町団地の改修工事が行われます。

健康づくり課では、子育て世代包括支援事業が昨年より実施され、妊娠期から子育て期にわたる支援が継続して行われます。未熟児養育医療費につき生活保護世帯の予算計上がなされておらず、当初予算での計上の必要性が意見されましたが、扶助費内の流用で対応との回答でありました。補正に間に合わない場合の対応としては不適切だと思いました。

子ども未来課は、幼稚園、保育所の運營業務やこども館運營業務などを行っております。保育所、幼稚園を初めとする子育て支援全般にかかわる人件費が概ねを占めております。幼稚園児の減少と保育園児の増加との関連、幼稚園の3年保育や預かり保育の延長で受け皿づくりができれば待機児童対策になるのではとの意見もあり、待機児童解消の対策委員会の設置と計画づくりが要望されました。

当委員会では慎重に審議しました結果、賛成多数で可決すべきことに決しましたので、ご報告して終わります。

(予算特別委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

この議案につきましても、委員長の報告のとおり議員全員によります審議を行っております。よって、質疑を省略し、これより議案第16号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

文書を読み上げて反対討論を行います。

平成28年度粕屋町一般会計予算の歳入歳出予算総額はそれぞれ139億3,700万円、

それに比して平成29年度粕屋町一般会計予算は134億8,400万円。4億5,300万円、つまり3.3%縮小された予算となっています。予算特別委員長の山脇さんが言われたとおりです。町長は、枠配分方式の予算編成を基金の取り崩しに頼ることなく効率的かつ効果的な予算編成と特徴づけられています。

都城市の考え方をちょっと調べたんですが、自立的で持続可能な財政運営のために、毎年度経常的な歳入の範囲内で歳出予算を編成しています。基金取り崩しや起債による歳入確保に頼らない予算編成、そういうふうに説明しています。そして、義務的経費、つまり人件費、扶助費、これは補助事業も含まれます、それから公債費といった義務的に支出しなければならない経費は優先的に確保しますと。各部は、配分された一般財源の範囲内で予算要求をしているそうです。

今回の粕屋町の平成29年度の予算編成は、積み上げ方式では保護されてきた、また配分方式でも義務的経費として優先されるべき扶助費、補助事業、まあ要綱などで定められた分野だと私は思います。例えば補聴器助成の制度など弱者救済のための、これは粕屋町が誇るべき福祉施策だと私は考えてます。先達たちがつくってきた功績ではないかと思います。これの削減もあります。予算の縮減の原因は、小・中学校の増築や改修事業が一応終わったということで、平成28年度予算から約6億円が減額されています。その分歳入で特別会計からの繰入金を6億7,600万円減額され、枠配分方式の基金からの取り崩しはしないという、そういう目的は達せられています。しかし、住民生活に密接に結びついた建築とか土木の仕事は、町民の所得を向上させる役割も担っています。本来早急にしなければならない事業が、例えば待機児童解消のための保育所建築等の事業、また継続して事業を続けなければいけない事業の途中での停止などがおろそかにされてるんじゃないかと思えます。そういうことを見てみると、現在とられている枠組み方式の予算編成は住民生活の向上には向かない、緊縮財政を進めているEUがとっている、そういう予算のとり方ではないかと、予算編成だと、それに似通っているというふうに思えてなりません。

以上の理由により、平成29年度一般会計予算に関しては反対します。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

第16号議案平成29年度粕屋町一般会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

財政調整基金を取り崩さずに、予想される歳入の範囲内で予算を組むことができたことを賛成といたします。このことは当たり前といえば当たり前のことですが、ここ数年間は基金を取り崩して予算を組み、翌年の3月補正で繰り戻すという手法をとっていました。基金を取り崩さずに予算編成ができるのだということを内外に示すことができたことがよかったと思っております。ただ、職員の皆さんの予算を組み立てる組み方を聞いてみると、納得できるものとできないものがはっきり出てきました。予算を計上して事業をこなしますが、途中で不具合の出たものは補正を組んで減額するなり増額するなりしますね。そして、翌年3月に補正を組みます。それを本来ならば翌年の予算に生かす。つまり28年度の補正予算、3月補正予算を生かした形で平成29年度の予算にという流れ、それが適正な組み方だと思いますが、できていないところがありました。予算は予算、決算は決算と別物になっていた長い習慣がありますので、前年度の増減額が新年度の当初予算に生きている事業と、そうではなく枠予算で削らなければならないから削ったという苦し紛れの説明で、ばっさり削減した事業もありました。もともときちんと精査がなされていないものではないかと考えます。翌年度繰越金が9億円を超える事態を招いたのは、この精査が甘かったからだと考えます。再度調整して、きちんと数字の裏づけがある精査であってほしいと願っています。

私は、昨年の9月期の議会で一般質問をしました。そのときの議会日より私が、平成それは23年ぐらいだったと思うんですけども、部長制を導入するときに頂いた資料が、粕屋町の予算編成の流れというのがございましたので、議会日より一緒にアップしています。それをちょっと皆さんに見ていただきたいと思うんですが、その中で出納閉鎖が5月にございます。そして、6月に所管課内の討論をし、7月に事務事業内部の評価をします。そして、9月に次年度事務事業の立案をしますが、この5月、6月、9月の精査がまだまだです。基本的な考えは私は賛成しますし、とてもよかったなと思いますが、この辺の精査をきちんとしていただく。今3月補正は、昨年の11月に組み立てられたものです。だから、この3月補正はまだ数字が曖昧です。これは1年間を通して予算編成をするから結局そういう流れになっていますが、今回3月議会が終わって次の4月、5月、6月、気を抜かないで編成をしっかりしていただきたい。

そういう意味でも思っていますが、今のままでは町長がおっしゃるプレゼンはできるかもあるように思いますが、全体的には無理だと思います。一旦崩れたものを元に戻し軌道修正をしたという点では評価しますが、次につなげるという意味合いでは及第点すれすれ。申し訳ないんですか、及第点すれすれの賛成といたします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

太田議員。

◎6番（太田健策君）

平成29年度粕屋町一般会計予算について、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

教育委員会の中で、粕屋町西小学校のプールの設計費が500万円上がっておりまして。その下に大川小学校歩道橋改修工事の設計費が530万円ですか、上がっていましたが、歩道橋を改修すると設計費がどんどん高つくつくということは全くあり得ないことだと思います。それで本当にこの予算の査定が行われたかどうか不安になります。ということで、内容的にこの課題なくして全体が本当に真剣に減額されておりますが、予算の査定をされたのかが不安になりまして、私は反対いたします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決であります。本案は予算特別委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩といたしたいと思います。

(休憩 午前10時44分)

(再開 午前10時55分)

◎議長（進藤啓一君）

それでは、再開いたします。

議案第17号平成29年度粕屋町国民健康保険特別会計予算について、議案第18号平成29年度粕屋町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第19号平成29年度粕屋町介護保険特別会計予算について、議案第20号平成29年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、以上4件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山脇予算特別委員会委員長。

(予算特別委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎予算特別委員長（山脇秀隆君）

それでは、議案第17、第18、第19、第20号は特別会計ですので、一括して報告させていただきます。

まず、議案第17号平成29年度粕屋町国民健康保険特別会計予算についてであります。付託を受けました予算特別委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

審議の経過につきましては、全員の審議でございましたので、要点のみを報告いたします。

歳入歳出予算総額45億1,347万9,000円で、前年比0.2%の増であります。平成28年度は8,000万円の赤字見込みと、平成29年度は2,498万2,000円の財源が不足するため、歳入欠陥補填収入で賄われます。平成30年に国民健康保険事業が県との共同運営となる中で、国民保険税の収納や保険料に大きな影響が出ることで被保険者に不利益が生じないように努力を講じていただきたいと思います。

当委員会で慎重に審議しました結果、賛成多数で可決すべきことに決しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第18号平成29年度粕屋町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。付託を受けました予算特別委員会で審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

審議の経過につきましては、全員での審議でございましたので、要点のみを報告いたします。

歳入歳出予算総額4億7,925万3,000円で、前年比7.1%の増であります。保険料軽減の見直しが行われます。所得割額が5割軽減だったものを2割軽減に変更し、平成30年には廃止されます。これにより420名に影響が出ます。また、均等割額に

つきましても、社会保険の被扶養者であった方の軽減が9割から7割に変更され、200名に影響が出ます。後期高齢者の低所得者に対しての軽減制度の啓発に努力していただきたいと思います。

当委員会で慎重に審議しました結果、賛成多数で可決すべきことに決しましたのでご報告いたします。

続きまして、議案第19号平成29年度粕屋町介護保険特別会計予算についてであります。付託を受けました予算特別委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

審議の経過につきましては、これも全員での審議でございましたので、要点のみを報告いたします。

保険事業勘定の歳入歳出予算総額21億6,456万8,000円、介護サービス勘定の歳入歳出予算総額1,462万5,000円で、介護保険総額予算は21億7,919万3,000円になります。前年比2.1%の減額予算であります。保険事業勘定の保険料は基準月額4,850円であり、歳出予算総額が減少するため減額になっております。介護給付費が減少すれば国、県からの補助金は減少するため、減額予算になります。

当委員会で慎重に審議しました結果、全員の賛成で可決すべきことに決しましたのでご報告いたします。

続きまして、議案第20号平成29年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてであります。付託を受けました予算特別委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

審議の経過につきましては、これも全員での審議でございましたので、要点のみを報告いたします。

歳入歳出予算総額116万円であります。平成27年度末の債権は4,777万5,000円で、債権回収に時間がかかることが予想されます。

当委員会で慎重に審議しました結果、全員の賛成で可決すべきことに決しましたので、報告して、以上終わります。

(予算特別委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

この各議案につきましても、委員長報告のとおり議員全員によります審議を行っています。よって、質疑を省略し、これより議案第17号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

田川議員。

◎9番（田川正治君）

国民健康保険特別会計予算に対する反対討論を行います。

私は、今まで国から低所得者のために来た補助金3,000万円があるので、これを使って低所得者の保険税1人1万円軽減することや、予算の5%に当たる6,000万円を一般会計から繰り入れれば保険税を1世帯1万円引き下げを提案もしてまいりました。このような予算編成を行えば値下げもできるわけではありますが、そのようなことではなくて、昨年度は5,000万円の黒字会計になったのにもかかわらず保険料の値下げは行いませんでした。また、昨年度は一般会計からの繰り入れを4,000万円行っていたにもかかわらず、今年度は一般会計からの繰り入れはゼロになっております。昨年度の黒字5,000万円と、昨年同様に一般会計からの繰り入れ4,000万円を財源にすれば、1世帯1万円の保険料の引き下げは十分に可能であります。そのような予算編成をせずに、担税能力を超える、福岡県でも8番目に高いと言われる保険税、この負担により今国民健康保険加入者世帯のうち12%が滞納者になっております。さらに、3か月や6か月の有効期間しかない短期保険証は361人にも上り、病院窓口で全額負担になる資格証明書を27年には4人発行されております。このような町民の生活に多大な影響を与える国民健康保険税は、引き下げるべきであると考えます。

以上を述べまして、国民健康保険特別会計予算に反対をいたします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

議案第17号平成29年度粕屋町国民健康保険特別会計予算について、反対の立場から討論いたします。

主な理由は、当初予算での繰入金ゼロということです。この国民健康保険特別会計は、ここ二、三年とてもよく精査された会計だと私は高く評価しています。例えば当初予算に対して大きな補正が余りないのです。これは驚くべきことだと考えています。といいますのも、この特別会計ほど歳入も歳出も不安定なものがないからです。歳入の国の補助金は被保険者、つまり対象者の年齢によるもので増減が甚だしくあったり、例えば団塊の世代の影響が今回も大きく出ています。また、補助額の根拠も前々年度の給付額に対する補助額だったりするのです。また、歳出も難病や高度医療の方が数人おられたり、インフルエンザが大流行したり、その年によって大きく違い、保険給付額を予測することは不可能に近いと言えます。それゆえ

に当初予算の数字が大きく変わらない予算編成ができるということは、的確な見通しのできる職員の存在が大きいのです。もちろん運もありますが、よくやってくれています。

国民健康保険の被保険者は農業、自営業もちろん恵まれた所得の方も多いのですが、一般の社会保険や共済ではない、どちらかといえば社会的弱者が多いのです。その方たちのセーフティーネットとしての機能があります。したがって、景気にも大きく左右されます。今年安定しているからといって、来年もそうかとは断言できない、ゆらゆら揺れる球、手まりのような存在です。だから、どうしても親会計からの支えが要ります。この特別会計はそのような性質の会計だと思います。

数字が確定してから補正を組む用意があると執行部は考えておられるようですが、この3月補正案の数字を見れば、29年度は繰り入れが必要なのは、先ほどの予算特別委員長の報告でもありましたように明らかなのに、なぜ新年度の繰り入れはできないんだろうと考え込んでしまいました。繰り入れが必要なら、じゃあ繰入金はどこから出せますか、財源はと逆に問われそうですね。私が反対する理由は、当初予算における繰入額ゼロという考え方に反対なのです。極端な話、200万円でもいいのです。以前私が議員になりたての頃、平成7、8年ぐらいからずっと繰入金を調べたときに、うちの会計でそのような数字があった。でも、これは不確かなので言えないんですけど覚えています。また、ある自治体は繰出金の考え方ですね、一般会計からの繰出金ですよ、健康保険事業費、特定健診の予算額を基準にしている、そのような自治体もあります。

ゼロということは、基本的に補正も厳しいよというサインにほかなりません。それは頑張っている担当職員、そして少ない生活費の中でぎりぎり必死で保険料を納めている住民の方に対して、被保険者に対する情けがないという意味で、私は映ります。給食センター建設の残土処理に予算が組まれていなかったことが分かったときに議会は、なぜ、予測できたのに予算をつけなかったのか強く批判しましたよね。もちろんその状況、意味合い、それから背景にあるものは全く違いますが、今回親会計として繰出金の予算を、つまり繰入金ですよ、予算をつけることは財政運営上必要不可欠だったと私は強く思います。あなた方は行政マンのプロだから。分かりますか。プロに対して私たちは批判をすとかチェックをするというのはとても難しいんです。けども、私たちは住民の生活を知っています、あなた方よりね。だから、私は今回あえて反対をさせていただきます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第18号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第19号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長からの報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第20号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第21号平成29年度粕屋町水道事業会計予算について、議案第22号平成29年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算について、以上2件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山脇予算特別委員会委員長。

（予算特別委員長 山脇秀隆君 登壇）

◎予算特別委員長（山脇秀隆君）

それでは、議案第21号、第22号は企業会計予算ですので、一括して報告いたします。

まず、議案第21号平成29年度粕屋町水道事業会計予算についてであります。付託を受けました予算特別委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

全員の予算審議でございましたので、結果のみを報告いたします。

収益的収入10億7,510万6,000円、収益的支出8億9,377万8,000円、資本的収入1億2,974万4,000円、資本的支出4億1,474万円であります。耐用年数や老朽化の対応による更新箇所を確認いたしました。今後とも老朽管や浄水場機器等の更新が続くと考えられます。また、水道使用量も増加しており、安心・安全の水の提供が求められます。災害時に対応する給水用車載タンクの購入も予定されておりました。

当委員会で慎重に審議しました結果、全員の賛成で可決すべきことに決しましたのでご報告いたします。

続きまして、議案第22号は平成29年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算についてであります。付託を受けました予算特別委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

これも全員での予算審議でございましたので、結果のみをご報告いたします。

収益的収入13億2,410万円、収益的支出13億4,805万5,000円、資本的収入8億4,025万4,000円、資本的支出10億6,295万9,000円であります。汚水事業の下水道管渠築造工事や東環状線工事に伴う移設工事と雨水事業の長者原雨水幹線分水工事箇所を、実施箇所図で確認いたしました。汚水量の増加に伴う流域下水道管理負担金や建設負担金が増えております。水循環再生施設事業費の施設工事の項目が廃目になります。一般会計からの補助金も増加しており、受益者負担の考えから下水道料金の見直しも今後検討されることだと思えます。

当委員会で慎重に審議しました結果、全員の賛成で可決すべきことに決しましたので、ご報告して終わります。

以上です。

（予算特別委員長 山脇秀隆君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

この各議案につきましても、委員長報告のとおり議員全員によります審議を行っております。よって、質疑を省略し、これより議案第21号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第22号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第23号住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

長建設常任委員会委員長。

(建設常任委員長 長 義晴君 登壇)

◎建設常任委員長（長 義晴君）

議案第23号は住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法につい

て、付託を受けました建設常任委員会における審議の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

住居表示を実施した区域は、これまでに駕与丁、花ヶ浦、若宮、原町、仲原、甲仲原、長者原西、長者原東、戸原東の区域が実施されています。今回の実施区域は議案書のとおり、戸原区JR香椎線伊賀駅西側区域を計画するものであります。住居表示を実施することにより、緊急車両の現場への到着が早くなり、郵便、小包等の配達がスムーズとなり、さらに住所が順序よく表示され、分かりやすいまちづくりが実現できます。住居表示の方法については道路方式もありますが、我が国では1丁目1番1号といった街区方式が一般的で、粕屋町も街区方式を採用いたします。

以上につきまして当委員会で慎重審議いたしました結果、全員の賛成で可決すべきことに決しましたのでご報告申し上げます。

終わります。

(建設常任委員長 長 義晴君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第23号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第23号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、以上2件を一括して議題いたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山脇総務常任委員会委員長。

（総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇）

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

それでは、諮問第1号、第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、一括して報告いたします。付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきまして報告いたします。

平成22年10月1日から、2期にわたり人権擁護委員を務められておられました高柳あけみ氏が6月30日をもって退任されますので、後任として長 義則氏を、また現在1名の欠員となっております人権擁護委員につきましても新たに因 裕子氏をそれぞれ人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦するため、議会の意見を求められたものであります。

2名ともども人格、識見高く、広く社会の実情に精通し、人権擁護についての理解のある方たちであります。任期につきましては7月1日から3年間であります。こうした活動を支える人材不足に悩んでおりましたが、今回定数の6人を満たすことになり、人権救済活動や人権啓発活動のさらなる活性化が期待されます。

当委員会で慎重に審議しました結果、全員の賛成で適任であると決しましたので、ご報告して終わります。

（総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を省略し、これより諮問第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は適任であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、諮問第1号は委員長の報告のとおり適任とすることに決定いたしました。

これより討論を省略し、諮問第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は適任であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、諮問第2号は委員長の報告のとおり適任とすることに決しました。

◎議長（進藤啓一君）

続きまして、請願第1号「少人数学級の推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願を議題といたします。

請願第1号につきましては、開会日に紹介議員による趣旨説明及び質疑を終了いたしております。よって、これより請願第1号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

それでは、原案賛成についての討論を行います。

昨年の12月議会の一般質問でも述べましたように、教員の過重な労働はひどいものです。ことしに入っても部活動の指導問題で教員の過重労働が問題になりました。根幹には福岡県におきましても定数を約3,000人も割っている状態で放置されている問題があります。粕屋町でも非正規の教員が約3分の1近くに達している学校もあります。正規職員を増やすことは喫緊の課題です。文科省においても支援を要する児童の増大が大問題にもなっており、加配の先生を増やすことでしのいでいます。先生一人で目の届く生徒の数は限られています。どうしても小学校3年以上の35人以下学級のための教員配置、少人数学級の実施が急務の課題になっています。また、義務教育費の国庫負担に関しては、以前、2分の1から3分の1に削減されたように聞いています。回復していません。教員数の増大に対しても、多額の費用が必要です。また、教育の内容も電子機器を使つての教育も推進されており、教育の質の向上には教材の選択も高度化されています。どうしても応分の費用

が増大してきます。

現在、OECD加盟国三十数か国の中でもGDPに対する比率におきましては下位ランクになっているというふうに聞いております。そういう意味におきまして、教育費の国庫負担を拡大することは必須の条件ではないでしょうか。ノーベル賞をいただかれた多くの学者の皆さんが、こぞって基礎教育の大事さを主張しておられます。そのための教育費の増大を主張してあります。

以上、理由を述べまして、賛成討論とします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

この請願に対して、単純労働時間の短縮という観点から賛成討論をさせていただきます。

請願者である江藤氏の同僚である教員のちょっとデータを今から申し上げます。これは、学校から出た時間です。この1か月余りのデータなんですが、3月6日8時32分、これはもちろん夕方です。3月8日8時36分、13日8時46分、15日8時11分、16日8時1分、17日11時、これはPTAの委員会とかというのがあって懇親会があったということで11時ぐらいと夜ですね。21日7時40分、22日8時55分、23日7時28分。まあ朝出る時間というのは7時20分が大体の目安です。人生と申しましょうか、この月曜から金曜のおよそを半日ですね、12時間以上というのは学校にいるというふうなところかと思えます。これは教育長でもうなずかれるような内容かと思えます。もちろんこれ、3月という月でございますので、まだまだ残った仕事がございます。期末試験あるいはその成績、答案、あるいは通知表、あるいは指導要録、そういった形のもがまた土日学校に出て書くとか、そういうふうな状態というのがここにあるかと思えます。単純労働時間でいいますところのこういうふうな労働が40人するのと35人する。わずか5人かもしれませんが40分の35労働時間というものを短縮できるんじゃないかと思えます。その分私たちというか教員の方々は生徒に大いに目を向けるというふうなこともできるかと思っております。

ここにおられる皆さま、それぞれに自分のお子さん、もう手がかからなくなった方もいらっしゃるでしょうし、まだ現役の方もいらっしゃるかもしれません。自分の子どもが3人ぐらいいて、どれだけ大変だったかというふうなことをそれぞれに

思い出していただきたいと思います。まあその分喜びもあるわけですが、それが35人あるいは40人という世界の中の学校の現実というのは相当に厳しい環境というものがあるかと思えます。そういうふうな意味合いで、私はこの少人数学級、40人から35人、あるいはもっと減らしてもいいというふうな観点で、この賛成討論をいたします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

原案反対の立場から意見を申します。

小・中学校の教室を現在粕屋町は増築している現状から、教室不足が懸念されております。また、現在1、2年生は35人学級を行っておりますが、入学する児童の数も年々増えております。また、特別支援学級の児童・生徒の数も年々増加している中、教室不足が懸念されておりますので、粕屋町においてはこの意見書はそぐわないという思いでおりますので、反対する立場で意見を申し添えます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

田川議員。

◎9番（田川正治君）

少人数学級、義務教育国庫負担制度の拡充を求める意見書、賛成討論を行います。

先日私は関係者から資料をいただいたんですけど、教育振興基本計画部会で出された資料では、少人数学級の効果として小学1年生35人以下学級が非常に子どもたちにゆとり、そして学校現場では教員が一人一人が目に届いて教育がやりやすい。このように学校現場や保護者の方からの高く評価されているということが言われております。そういう点では、保護者は少人数学級で本当に子供たちが将来を担う立派な子どもに育ててほしい、このような気持ちとあわせて学校の教員の先生たちの健康状態も考え、本当にゆとりある教育をしてほしい、このように望んでおるといふことであります。

このようなことから見ても、35人以下学級は喫緊の課題ということが言われております。そういう点では全国どこでもこのような制度状態になってということが必要だと思えます。教育というのは機会均等に一定水準の教育が受けられるというように、学校教育の義務教育の基本でもあると思えます。

国際的な比較で見ても、OECD加盟国の中で1学級当たりの児童数、アメリカやイギリス、フランス、ドイツ、30人を上限ということにしているということです。日本はOECD平均を上回り、1学級当たりの児童数が34.2と最も多い国ということになっております。それとあわせて、教育に対する財政の問題をどういうふうに国際的な比較としてあるかということについては、国内総生産に対する教育費の比率、フランスは4%、アメリカ3.8%、イギリス3.7%、ドイツは3%ということであり、日本は2.7%で最下位になっておるということで、財政的な支援がこの教育に対して非常に重要であるというのは世界的にも共通なものであると思います。そういう点では日本の将来を担う子供たちへの財政支援を増やしていく。そして保護者や教育関係者のみならず国民の全てが本当に教育現場での問題を自らのものとして少人数学級で子どもが通える学校を目指していくということは、大変切実な問題になっていると思います。

そういう点から、この意見書を国に対して、今私述べましたように国際的な比較も含め、そして日本全国でどこでもそういう機会均等の教育が送れるような予算等を含め、教育の在り方を考えていくという立場からの意見書として、紹介議員の一人として賛成討論とします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

本田議員は当初十分説明されておりますので、なるべく簡潔におっしゃってください。

どうぞ。

◎12番（本田芳枝君）

議長がおっしゃいましたように、いたしましたのでもうしないつもりにしましたが、山脇議員が反対討論として挙げられたその視点に対して、こちらの立場をちょっとお話し申し上げたいと思いました。

実際こういう意見書は、まず粕屋町でどうなのか、そして周辺でどうなのか、その上で国に意見書を出すということを皆さんに賛同を得ていく過程があると思います。それで非常に重要な視点をおっしゃったので、それに対する私の考え方を申し上げます。

今、似ているようで違うと言われるかもしれませんが、子どもの数は粕屋町でも

増え方が、右肩上がり、例えば予算審議の中でも今まで1.03という計算をしてたけど、1.02とか、1.3、1.2とか、ごめんなさい、数字、ちょっとパーセンテージが違うかも知れないけど、そういう予算の組み方をしています。で、粕屋町でも今は確かに多いんですが、先は分かりません。私は、粕屋町に手を上げる保育所が少ないという、以前はもう本当にたくさんの社会福祉法人が手を上げてましたが、今それが鈍っているという一つの原因は、やはり粕屋町でも子どもの数の減少は日本全体の一つの流れとして変わらないのではないかという懸念があるという事実を私たちは頭に置いておかなければならないと思います。それともう一つ、それは私たちの議会は特別支援学校の誘致を全会一致で提案しています。この特別支援学校の設立がなかなかできない理由は、その一つに私は人件費があると思います。結局支援学校に人を配置する。それがスムーズであれば、もちろんその建設費とか土地の取得とかいろいろあると思いますけども、国のそういう支援がきちんとしてれば支援学校も、例えばうちのような小さな自治体が誘致する声明を出さなくても県はできるはずなんです。だから、そういう2つの点においても、将来的な展望を考えても、この意見書は絶対粕屋町にとっても有益だし必要なものだと思いますので、賛成討論といたします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより請願第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり採択することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

お諮りいたします。

請願にかかわる草案につきましては、事務局と協議作成の上、関係機関に提出したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、請願につきましては事務局と協議作成の上、関係機関に提出することに決定いたしました。

町長から発言の申し出がっておりますので、これを認めます。

因町長。

◎町長（因 辰美君）

平成29年第1回粕屋町議会定例会の閉会に当たりまして、自席からではございますが一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月1日に招集いたしました平成29年第1回粕屋町議会も、本日で終了日を迎えました。本議会に提案いたしました25件の議案につきまして慎重なご審議を賜りましたことを、まずもって心から厚く御礼を申し上げます。しかしながら、議案第6号であります私の選挙公約、ジュニアスポーツ基金の条例の要項の内容から、残念ながら継続審議となりました。公約実現を求められておりますので、前向きにご審議賜りますようよろしくお願いいたします。今回会期中にいただきましたご意見、ご指摘等を十分に踏まえまして、これからの行政運営に努力し、執行してまいる所存でございます。

さて、粕屋町議会も緊急の案件がない限り最後の議会になりますので、一言ご挨拶を申し上げます。

時の流れは早いもので、1期4年の任期が終了いたします。来月16日の町議選に出馬される方には必ず当選していただき、豊かな経験と知識を生かし、町民の信頼のもとに引き続きご尽力賜りますようよろしくお願いいたします。また、勇退される議員の皆さま、大変ご苦勞さまでございました。今後とも粕屋町発展のため、さらなるお力添えをいただければと幸甚に思います。

結びに、議員各位のこれからのご健闘そしてご健勝、ご多幸を心からご祈念申し上げます。閉会の挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。

◎議長（進藤啓一君）

これをもって本定例会に付議されました案件の審議は全部終了しました。よって、平成29年第1回粕屋町議会定例会を閉会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、平成29年第1回定例会3月議会を閉会いたしますが、開会の日にも申しましたように、この3月議会は私たち議員にとっては今任期最後の定例会でありました。来る4月16日には議会議員選挙が執行されますが、

この選挙には立候補せず今期をもって勇退される方もおありだと聞いています。勇退予定の皆さん、それぞれの任期の間のお務め、お疲れさまでした。退任後におかれましては、健康には十分留意され、それぞれのお立場で活躍、そしてお過ごしされますことをご祈念いたします。併せて立候補予定の皆さん方におかれましては、全員が再度この場で相まみえることができるようご奮闘されたいと思います。

また、この年度をもって退職される職員の皆さん、長い間のお勤めお疲れさまでした。退職後は、在職中のご苦勞を早く取り除き、心身ともにお健やかに充実した日々を送っていただきたいと思います。

ここで少々お時間を頂きたいと存じます。皆さん既にご存じだとは思いますが、私も今期をもって引退する予定であります。3期12年間いろいろな思い出がありますが、議員として皆さんと過ごした年月、また私事で申し訳ありませんが役場職員として勤めさせていただいた年月は、私の人生の中でも一つの財産であります。そういう意味からして、粕屋町並びに粕屋町議会に御礼を申し上げたいと存じます。ありがとうございました。

退職後は趣味などにいそしみ、一町民として町政にも関心を持ってまいりたいと思っています。と同時に、今後の町並びに議会が、何においても従来から維持してきた誇れる自治体であり続けることを願ってまいります。

終わりに、ここにお揃いの議員の皆さん、理事者側の皆さん、今議会は長丁場の会議でありましたゆえお疲れだったろうと思います。全ての皆さんにご慰勞を申し上げ、平成29年第1回定例会3月議会を閉会いたします。ありがとうございました。

(閉会 午前11時43分)

会議録調製者 古 賀 博 文

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 進 藤 啓 一

署名議員 八 尋 源 治

署名議員 安 藤 和 寿